

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

令和7年10月

長崎県人事委員会



7 人 委 第 7 6 号

令和 7 年 1 0 月 6 日

長 崎 県 議 会 議 長      外 間   雅 広   様

長 崎 県 知 事      大 石   賢 吾   様

長 崎 県 人 事 委 員 会

委 員 長      水 上   正 博

職 員 の 給 与 等 に 関 す る 報 告 及 び 勧 告 に つ い て

地 方 公 務 員 法 第 8 条、第 1 4 条 及 び 第 2 6 条 の 規 定 に  
基 づ き、職 員 の 給 与 に つ い て 別 紙 第 1 の と お り 報 告 し、  
併 せ て そ の 改 定 に つ い て 別 紙 第 2 の と お り 勧 告 す る と と  
も に、職 員 の 人 事 管 理 に つ い て 別 紙 第 3 の と お り 報 告 し  
ま す。

こ の 勧 告 に 対 し、そ の 実 現 の た め、所 要 の 措 置 を と ら  
れ る よ う 要 請 し ま す。



# 目 次

別紙第1	職員の給与に関する報告	1
1	職員の給与の状況	1
2	民間給与の状況	1
3	職員の給与と民間企業従業員の給与との比較	6
4	生計費及び物価	9
5	国家公務員との給与水準の比較	9
6	人事院の報告及び勧告	9
7	本年の給与改定等	10
8	給与制度の整備に向けた取組	13
別紙第2	勧告	14
別紙第3	職員の人事管理に関する報告	58
1	人材の確保	58
2	人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進	61
3	働き方改革と勤務環境の整備	63

# 参 考 資 料 目 次

## 1 人事院の報告及び勧告

令和7年人事院勧告・報告の概要	69
-----------------	----

## 2 民間給与関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要	73
第1表 産業別、企業規模別調査事業所数	74
第2表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給	74
第3表 民間における企業規模別、職種別、学歴別給与額等	75
第4表 民間における初任給の改定状況	93
第5表 民間における住宅手当の支給状況	93
第6表 民間における通勤手当の支給状況	94
第7表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	96
第8表 民間における定年制の状況	96

## 3 職員給与関係資料

令和7年職員給与実態調査の概要	97
第9表 職員の給料表別職員数、平均年齢及び平均経験年数	98
第10表 職員の給料表別平均給与月額	98
第11表 職員の給料表別、学歴別職員数及び構成比並びに性別職員数及び構成比	99
第12表 職員の扶養親族数別人員	99
第13表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布	100
第14表 職員の給料表別、学歴別、年齢別平均給料月額等	116
第15表 職員の給料表別、性別、年齢別職員数	132
第16表 職員の住居手当受給者の給料表別、住居種類別職員数及び平均家賃額等	134
第17表 職員の給料表別、家賃額別職員数等	135
第18表 職員の通勤手当受給者の給料表別、通勤方法別職員数及び平均通勤手当額等(月額)	136
第19表 職員の交通機関利用者の給料表別、通勤手当額別(月額)職員数等	138
第20表 職員の交通用具使用者の給料表別、通勤距離別職員数等	140
第21表 職員の単身赴任手当の支給状況	140
第22表 職員の管理職手当の支給状況	141
第23表 職員の地域手当の支給状況	141

## 4 生計費関係

第24表 長崎市における費目別、世帯人員別標準生計費	143
----------------------------	-----

# 職員の給与等に関する報告及び勧告



# 職員の給与に関する報告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、「職員の給与に関する条例」及び「市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例」の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与の実態並びに民間企業従業員の給与、国及び他の地方公共団体の職員の給与、生計費並びに人事院の勧告等、職員の給与等の決定に関係がある諸種の要件について調査検討を行ってきたので、その概要を次のとおり報告する。

## 1 職員の給与の状況

本委員会が実施した「令和7年職員給与実態調査」に基づく本年4月1日現在における職員総数は17,675人である。このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用者は4,194人であり、その平均給与月額を算出すると、給料330,777円、扶養手当9,058円、地域手当4,416円、その他の手当19,775円、計364,026円となっている。また、その平均年齢は41.1歳、平均経験年数は19.5年、性別構成は男69.1%、女30.9%、学歴別構成は大学卒71.5%、短大卒2.6%、高校卒25.1%、中学卒0.7%となっている。

なお、他の給料表の適用者を含めた職員全体の平均給与月額は、給料362,951円、扶養手当9,840円、地域手当2,744円、その他の手当20,544円、計396,079円となり、平均年齢は42.0歳となっている。

（参考資料「3 職員給与関係資料 第9表、第10表、第11表」参照）

## 2 民間給与の状況

### (1) 職種別民間給与実態調査

職員給与と民間給与との比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所458事業所のうちから、人事院が層化無作為抽出法によって抽出した142事業所を対象に、人事院と共同で「令和7年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係 22 職種 5,117 人及び研究員、教員等 54 職種 660 人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査した。

調査の完了率は、調査の重要性に対する民間事業所からの格段の理解と協力を得て、82.4%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

なお、調査を完了した産業別、企業規模別調査事業所数については第 1 表に示すとおりとなっている。

第1表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和7年4月)

産 業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	事業所 117	事業所 37	事業所 55	事業所 25
農 業 , 林 業 , 漁 業	3	0	0	3
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	10	3	4	3
製 造 業	39	11	23	5
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	15	5	6	4
卸 売 業 , 小 売 業	7	2	3	2
金 融 業 , 保 険 業 、 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	6	5	1	0
教 育 , 学 習 支 援 業 、 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	37	11	18	8

- (注) 1 上記のほか、実地調査に際し、規模が調査対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が25あった。
- 2 調査対象事業所142に占める調査完了事業所117の割合(調査完了率)は82.4%である。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)

## (2) 調査の実施結果<sup>※1</sup>

初任給の改定状況について、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で19.9%、高校卒で29.3%となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で68.1%、高校卒で77.2%となっており、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で31.9%、高校卒で22.8%となっている。

(参考資料「2 民間給与関係資料 第4表」参照)

給与改定の状況については、第2表のとおり、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は66.5%、ベースアップを中止した事業所の割合は3.3%となっている。

また、第3表に示すとおり、一般の従業員(係員)について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は83.2%となっている。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合は36.6%であり、減額の事業所はなかった。

※1 令和7年の「職種別民間給与実態調査」で回答のあった企業規模100人以上の事業所を対象として集計を行ったものである。

第2表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職 段階	項目		ベースアップ	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
	企業規模					
係 員	規模計 (100人以上)		66.5	3.3	0.0	30.2
	500人以上		72.4	1.5	0.0	26.1
	100人以上 500人未満		63.0	4.4	0.0	32.6
	【参考】50人以上 100人未満		58.5	6.4	0.0	35.1
課 長 級	規模計 (100人以上)		64.6	4.1	0.0	31.2
	500人以上		69.6	1.5	0.0	28.9
	100人以上 500人未満		61.7	5.7	0.0	32.6
	【参考】50人以上 100人未満		56.8	7.4	0.0	35.8

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした割合である。  
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第3表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職 段階	項目		定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
	企業規模			増額	減額	変化なし			
係 員	規模計 (100人以上)		83.2	83.2	36.6	0.0	46.5	0.0	16.8
	500人以上		97.5	97.5	41.2	0.0	56.3	0.0	2.5
	100人以上 500人未満		73.9	73.9	33.7	0.0	40.2	0.0	26.1
	【参考】50人以上 100人未満		93.4	93.4	47.5	0.0	45.9	0.0	6.6
課 長 級	規模計 (100人以上)		79.5	79.5	33.3	1.0	45.2	0.0	20.5
	500人以上		88.6	88.6	35.0	2.4	51.2	0.0	11.4
	100人以上 500人未満		73.3	73.3	32.2	0.0	41.1	0.0	26.7
	【参考】50人以上 100人未満		91.9	91.9	46.8	0.0	45.2	0.0	8.1

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした割合である。

なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

### 3 職員の給与と民間企業従業員の給与との比較

本年、人事院は、官民給与の比較に当たり、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争がある中、より規模の大きな企業と比較する必要があるとして、比較対象企業規模の見直しを行った。また、総務省は人事院での見直しを受けて、各人事委員会における比較対象企業規模を国と同様に従来の50人以上から100人以上とすることと通知した。このことを踏まえ、本委員会としても、公民給与の比較方法について次のとおり見直しを行った。

本県においても高度化・複雑化する行政課題に的確に対応していくため、優れた人材の確保に向けた取組が重要であることを考慮し、国に準じて、月例給の比較対象企業規模を50人以上から100人以上に見直すこととした。

このため、本年の公民給与の比較における対応関係は、第4表のとおりとした。

また、月例給の公民比較との整合性を考慮し、特別給の公民比較についても、企業規模100人以上の民間企業を比較対象とすることとした。

#### (1) 月例給

本委員会は、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本に勧告を行っている。

民間給与との比較方法については、単純な給与の平均値によるのではなく、職員にあっては行政職、民間にあってはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

本年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、4月分の給与を対比させ、比較を行ったところ、第5表のとおり、職員給与が民間給与を1人当たり12,297円（3.31%）下回っている。

第4表 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所
9級	支店長、工場長、部長、部次長	
8級	課長	支店長、工場長、部長、部次長
7級		
6級	課長代理	課長
5級		
4級	係長	課長代理
3級		係長
2級	主任	主任
1級	係員	係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、かつ、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

第5表 職員給与と民間給与の較差

民間給与	職員給与	較差
384,239円	371,942円	12,297円 (3.31%)

(注) 本年度の新規学卒の採用者は、いずれにも含まれていない。

(2) 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を行っている。

本年の特別給に関する調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第6表のとおり、所定内給与月額との4.65月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数（4.60月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.05月分下回っていた。

第6表 民間における特別給の支給状況

項	目	金額等
平均所定内給与月額	下半期（A1）	352,868円
	上半期（A2）	362,092円
特別給の支給額	下半期（B1）	789,164円
	上半期（B2）	872,280円
特別給の支給割合	下半期（B1/A1）	2.24月分
	上半期（B2/A2）	2.41月分
	年間計	4.65月分

(注) 1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計している。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、4.60月である。

## 4 生計費及び物価

### (1) 標準生計費

本委員会が、総務省統計局の家計調査報告を基礎として人事院方式により算定した長崎市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、本年4月においては、それぞれ162,770円、191,000円及び219,200円となっている。

(参考資料「4 生計費関係 第24表」参照)

### (2) 物価指数

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月と比較して、全国で3.6%、長崎市で3.9%の増加となっている。

## 5 国家公務員との給与水準の比較

行政職給料表の適用を受ける職員の給与水準（令和6年4月）を国家公務員の給与水準と比較（経験年数別、学歴別）したところ、国家公務員を100とした場合、ラスパイレス指数は98.4となっている。

## 6 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与に関する報告及び勧告、公務員人事管理に関する報告を行った。

国家公務員の給与に関する報告及び勧告では、本年4月時点で、国家公務員の月例給が民間給与を15,014円<sup>※2</sup>（3.62%）下回っていることから、月例給の引上げ改定<sup>※3</sup>を行うこととしている。

また、特別給について、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.05月分下回っていたことから、支給月数を0.05月分引き上げる必要があり、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとしている。

<sup>※2</sup> 官民給与の比較方法の見直し（比較対象企業規模を50人以上から100人以上とすること及び本府省職員と対応させる東京都特別区の本店事業所の企業規模を500人以上から1,000人以上とすること）を行った結果、算出された較差である。

<sup>※3</sup> 改定の内訳：俸給 10,975円 本府省業務調整手当 2,568円 特地勤務手当等 72円 はね返り分 1,399円

さらに、人事院は、職務・職責を重視した新たな給与体系に移行するため、令和8年夏に措置の骨格を、令和9年夏に具体的な措置内容を報告できるよう、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進めることとしている。

(参考資料「1 人事院の報告及び勧告」参照)

## 7 本年の給与改定等

### (1) 改定の基本方針

職員の給与決定に関係がある基礎的諸条件は、以上報告したとおりである。

月例給については、前記3(1)のとおり、本年4月時点で、職員給与が民間給与を12,297円(3.31%)下回っていた。

人事院は、国家公務員の給与について、おおむね30歳台後半までの職員が在職する号俸に重点を置きつつ改定を行うとともに、その他の職員が在職する号俸については改定額を逡減させつつ引き上げるよう勧告した。

特別給については、前記3(2)のとおり、職員の年間支給月数が民間の支給割合を0.05月分下回っていた。

人事院は、民間の支給割合との均衡を図るため、国家公務員の特別給の支給月数を引き上げ、その引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することを勧告した。

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、長期的視点からみると、県民の理解が得られる給与水準を職員に対し保障するとともに、県行政運営の安定にも資するものとする。

以上の諸事情を総合的に勘案すれば、職員の給与については、次のとおり改定を行う必要がある。

## (2) 改定すべき事項

### ア 給料表

給料表（教育職給料表（二）、教育職給料表（三）、小学校中学校教育職給料表及び高等学校教育職給料表（以下「教育職給料表等」という。）を除く。）については、人事院勧告の内容に準じた改定を行うだけでは民間給与との較差がなお残ることから、人事院勧告の内容に準じた上で、当該給料表の各号給に一定の率（100分の100.3）を乗じた給料表に改定を行う必要がある。

なお、教育職給料表等については、行政職給料表との均衡を考慮して改定する必要がある。

### イ 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告の内容に準じた改定を行う必要がある。

### ウ 地域手当

地域手当の経過措置については、人事院勧告の内容に準じて適切に対応する必要がある。

### エ 宿日直手当

宿日直手当については、人事院勧告の内容に準じた改定を行う必要がある。

### オ 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月分とするなど、人事院勧告の内容に準じた改定を行う必要がある。

## (3) その他検討を要すべき事項

### ア 通勤手当

人事院は、通勤手当の支給方法をより柔軟なものとしていくため、月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう、支給に係る規定に関し所要の措置を講じることとした。

本県においても、人事院勧告の内容に準じた見直しを行う必要がある。

また、人事院は、自動車等使用者の通勤手当にかかる新たな距離区分の創設、現行の距離区分ごとの手当額の引上げ及び駐車場等の利用に対する通勤手当の新設を行うこととした。

本県においても、国及び他の都道府県の状況、本県職員の通勤の実態、近年の燃料費の状況等に留意しながら、対応について検討する必要がある。

#### イ 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

人事院は、人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いていることを踏まえ、採用市場での競争力の確保のため、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置することとした。

本県においても、国及び他の都道府県の状況等を注視していく必要がある。

#### ウ 在級期間表の廃止

人事院は、職務給の原則の下、採用の種類や年次にとらわれない職務・職責を基準とした給与制度・運用は重要であり、これに見合った給与処遇の確保を推進していくため、在級期間に係る制度を廃止することとした。

本県の級別資格基準表の見直しについては、国や他の都道府県の状況等を注視していく必要がある。

#### エ 教育職員の給与

教育職員の給与については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等（以下「給特法等」という。）の改正に伴い、教職調整額の基準となる額の段階的引上げ、義務教育等教員特別手当の見直し及び管理職に係る加算額の見直しも行われた。

本県においても、給特法等の改正の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずることが適当である。

また、給特法等の改正により、新たな職の設置が可能となったことに伴い、他の都道府県の動向を注視していく必要がある。

## 8 給与制度の整備に向けた取組

人事院は、公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、処遇面の取組が不可欠であるとして、昨年度、人事行政諮問会議から示された中間報告を踏まえ、給与制度のアップデートとして、初任給の大幅な引上げなど現下の人事管理上の重点課題に対応するための具体的措置内容を勧告した。

さらに、人事院は、人材獲得競争が激しくなる中、労働市場で競合する民間企業の水準等を踏まえた競争力のある給与の実現など、解決すべき重要な課題がなお残されているとしている。そのため、諮問会議の最終提言を踏まえ、職務・職責をより重視した新たな給与体系への移行とあわせ、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進め、新たな人事制度を検討することとしている。

まず今年度においては、官民給与を比較する際の対象企業規模の見直しなどを先行して実施した上で、令和8年夏に措置の骨格を、令和9年夏に具体的な内容を報告する旨言及した。

加えて、60歳前後の給与水準（給与カーブ）については、定年の段階的な引上げが完成する令和13年3月までに必要な措置を講じられるよう引き続き検討を行うこととしている。

本県においても、今後の国の動向を注視しながら、適切に対応していく必要がある。

# 勸 告

本委員会は、報告した諸資料に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号）、市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長崎県条例第43号）及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年長崎県条例第77号）を改正することを勧告する。

## 1 職員の給与に関する条例の改正

### (1) 給料表について

- ア 現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。
- イ 教育職給料表（二）又は教育職給料表（三）の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級又は4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、それぞれの表の額に次の表の左欄及び中欄の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を加えた額とすること。

給料表	職務の級	加算額
教育職給料表（二）	3級	11,500円
	4級	3,800円
教育職給料表（三）	3級	11,500円
	4級	4,000円

### (2) 諸手当について

- ア 初任給調整手当について
  - (ア) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を417,600円とすること。

(1) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占めるものに対する支給月額を52,100円とすること。

イ 宿日直手当について

宿日直手当については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。

ウ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 令和7年12月期

α 特定幹部職員以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.725月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.525月分）とすること。

β 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とすること。

(イ) 令和8年6月期以降

α 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5125月分）とすること。

β 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合を

それぞれ 1.0625 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.6125 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.2625 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.6125 月分）とすること。

## 2 市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例の改正

### (1) 給料表について

- ア 現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。
- イ 小学校中学校教育職給料表又は高等学校教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級又は 4 級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、それぞれの表の額に次の表の左欄及び中欄の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を加えた額とすること。

給料表	職務の級	加算額
小学校中学校教育職給料表	3 級	11,500 円
	4 級	4,000 円
高等学校教育職給料表	3 級	11,500 円
	4 級	3,800 円

### (2) 諸手当について

- ア 宿日直手当について  
宿日直手当については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。
- イ 期末手当及び勤勉手当について

#### (ア) 令和 7 年 12 月期

期末手当の支給割合を 1.275 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.725 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.525 月分）とすること。

(1) 令和8年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5125月分）とすること。

**3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正**

(1) 給料表について

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当について

特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり改定すること。

ア 令和7年12月期

期末手当の支給割合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

イ 令和8年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

**4 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の改正**

教職調整額については、給料月額に次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を基準として支給するよう改定すること。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9
令和13年1月1日以後	100分の10

## 5 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、1の(1)のイ、2の(1)のイ及び4については令和8年1月1日から、1の(2)のウの(1)、2の(2)のイの(1)及び3の(2)のイについては令和8年4月1日から実施すること。

別 記 第 1

行政職給料表

職員 の 区分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	196,400	242,700	277,100	310,700	333,600	367,900	422,000	473,300	526,900
	2	197,500	244,000	278,100	312,200	335,400	369,600	423,900	478,600	533,600
	3	198,700	245,400	279,100	313,600	337,200	371,200	425,800	483,500	538,700
	4	199,800	246,800	280,100	315,000	338,900	372,800	427,600	488,200	542,900
	5	200,900	248,200	281,100	316,400	340,600	374,400	429,400	492,200	546,300
	6	202,600	249,600	282,100	317,500	342,300	376,200	431,200	495,600	549,500
	7	204,200	251,100	283,000	318,600	344,000	377,700	433,000	498,500	552,500
	8	205,800	252,500	284,000	319,800	345,600	379,300	434,800	501,000	555,000
	9	207,300	253,900	285,100	321,000	347,200	380,600	436,400	503,000	557,000
	10	209,000	255,100	286,100	322,600	348,900	382,200	437,900		
	11	210,600	256,400	287,100	324,200	350,600	383,800	439,400		
	12	212,200	257,700	288,100	325,800	352,300	385,400	440,900		
	13	213,700	258,900	289,100	327,200	353,800	387,300	442,400		
	14	215,400	260,100	290,400	328,800	355,400	389,200	443,700		
	15	217,100	261,300	291,700	330,400	357,000	391,100	445,000		
	16	218,900	262,500	292,900	332,000	358,500	392,900	446,200		
	17	220,100	263,600	294,100	333,400	359,900	394,400	447,400		
	18	221,700	264,700	295,400	335,100	361,600	396,200	448,700		
	19	223,300	265,800	296,600	336,700	363,200	397,900	450,000		
	20	224,800	266,900	297,800	338,300	364,800	399,500	451,200		
	21	226,300	267,800	298,800	339,700	365,900	401,200	452,500		
	22	227,900	268,800	300,000	341,400	367,400	402,600	453,300		
	23	229,500	269,800	301,200	343,100	368,900	404,000	454,100		
	24	231,100	270,800	302,500	344,700	370,400	405,400	454,900		
	25	232,700	271,800	303,800	345,900	372,100	406,800	455,500		
	26	234,400	272,700	304,800	347,800	373,900	408,000	456,100		
	27	235,700	273,500	305,800	349,500	375,500	409,200	456,700		
	28	237,000	274,400	306,800	351,200	377,200	410,200	457,300		
	29	238,300	275,200	307,900	352,700	378,600	411,300	458,000		
	30	239,400	276,000	309,100	354,300	379,900	412,500	458,800		
	31	240,500	276,800	310,200	355,900	381,100	413,600	459,200		
	32	241,600	277,500	311,400	357,500	382,500	414,700	459,900		
	33	242,700	278,200	312,500	359,200	383,600	415,400	460,400		
	34	243,600	279,000	313,800	361,000	384,600	416,100	460,800		
	35	244,500	279,800	315,100	362,800	385,600	416,700	461,200		
	36	245,500	280,400	316,400	364,600	386,600	417,400	461,600		
	37	246,500	281,100	317,700	366,100	387,400	418,100	462,000		
	38	247,400	281,900	319,000	367,500	388,300	418,700	462,300		
	39	248,300	282,600	320,300	368,900	389,200	419,200	462,600		
	40	249,100	283,300	321,600	370,300	390,000	419,600	462,900		
	41	249,900	284,000	322,900	371,800	390,800	420,000	463,200		
	42	250,600	284,800	324,100	372,600	391,600	420,200	463,500		
	43	251,300	285,500	325,400	373,500	392,400	420,500	463,800		
	44	251,900	286,200	326,500	374,500	393,100	420,800	464,100		
	45	252,600	286,900	327,400	375,400	393,800	421,100	464,400		
	46	253,200	287,500	328,700	376,500	394,500	421,400			
	47	253,800	288,200	330,000	377,400	395,200	421,700			
	48	254,400	288,800	331,300	378,400	395,900	422,000			
	49	254,900	289,500	332,400	379,300	396,400	422,200			
	50	255,500	290,100	333,700	380,000	397,000	422,500			
	51	256,100	290,800	334,900	380,700	397,600	422,700			
	52	256,600	291,500	336,100	381,300	398,300	423,000			

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

53	257,000	292,000	337,400	381,700	398,700	423,200
54	257,400	292,600	338,400	382,300	399,300	423,500
55	257,700	293,200	339,500	382,900	399,900	423,800
56	258,000	293,900	340,600	383,600	400,400	424,100
57	258,300	294,500	341,300	383,900	400,800	424,300
58	258,600	295,100	342,200	384,700	401,400	424,600
59	258,900	295,700	342,900	385,400	402,000	424,900
60	259,200	296,400	343,700	386,000	402,500	425,100
61	259,500	297,000	344,500	386,300	402,900	425,300
62	259,800	297,600	344,900	386,800	403,400	425,600
63	260,100	298,100	345,400	387,400	403,900	425,900
64	260,400	298,600	346,100	388,000	404,500	426,100
65	260,700	299,100	346,900	388,300	404,800	426,300
66	261,000	299,700	347,600	388,900	405,200	426,600
67	261,300	300,200	348,300	389,600	405,500	426,900
68	261,600	300,800	348,900	390,200	405,900	427,100
69	261,900	301,200	349,400	390,600	406,200	427,300
70	262,200	301,700	350,000	391,100	406,500	427,600
71	262,500	302,200	350,500	391,700	406,800	427,900
72	262,800	302,800	351,200	392,200	407,000	428,100
73	263,100	303,300	351,500	392,700	407,200	428,300
74	263,400	303,700	352,000	393,300	407,500	
75	263,700	304,000	352,300	393,700	407,800	
76	264,000	304,300	352,700	394,000	408,000	
77	264,300	304,500	353,100	394,400	408,200	
78	264,600	304,800	353,600	394,900	408,500	
79	264,900	305,000	354,100	395,300	408,800	
80	265,200	305,300	354,600	395,700	409,000	
81	265,500	305,500	354,900	396,100	409,200	
82	265,800	305,700	355,300	396,600	409,500	
83	266,100	306,000	355,700	397,000	409,800	
84	266,400	306,200	356,100	397,400	410,000	
85	266,700	306,500	356,400	397,700	410,200	
86	267,000	306,700	356,800			
87	267,300	307,000	357,200			
88	267,600	307,300	357,600			
89	267,900	307,600	357,800			
90	268,200	307,900	358,200			
91	268,500	308,200	358,600			
92	268,800	308,500	359,000			
93	269,100	308,700	359,200			
94		308,900	359,500			
95		309,200	359,900			
96		309,600	360,200			
97		309,800	360,500			
98		310,100	360,900			
99		310,400	361,300			
100		310,800	361,700			
101		311,000	362,200			
102		311,300	362,600			
103		311,600	363,000			
104		311,900	363,400			
105		312,100	363,900			
106		312,400	364,300			
107		312,700	364,600			
108		313,000	364,900			

	109		313,200	365,300						
	110		313,500							
	111		313,900							
	112		314,200							
	113		314,400							
	114		314,600							
	115		314,900							
	116		315,300							
	117		315,500							
	118		315,700							
	119		316,000							
	120		316,300							
	121		316,600							
	122		316,800							
	123		317,100							
	124		317,400							
	125		317,800							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		200,900	228,500	270,300	291,000	306,600	332,900	375,900	410,400	463,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

公安職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	226,300	247,300	270,400	309,100	345,100	366,800	397,900	434,400	481,200
	2	228,700	249,500	272,300	310,100	346,600	368,500	399,600	436,000	487,300
	3	231,100	251,800	274,400	311,000	348,000	370,200	401,200	437,500	492,200
	4	233,500	254,000	276,500	311,900	349,500	371,800	402,900	439,000	496,400
	5	235,800	256,200	278,500	312,500	351,100	373,400	404,400	440,500	500,400
	6	238,200	258,200	279,800	313,200	352,500	375,100	406,000	442,100	503,800
	7	240,600	260,200	281,100	313,800	353,800	376,700	407,600	443,500	506,700
	8	242,800	262,000	282,400	314,500	355,100	378,200	409,200	444,900	509,200
	9	245,000	263,800	283,700	315,100	356,400	379,700	410,700	446,000	511,400
	10	247,100	265,500	285,100	315,800	358,000	381,300	412,300	447,400	
	11	249,200	267,200	286,300	316,500	359,600	382,900	413,900	448,900	
	12	251,300	268,600	287,500	317,100	361,200	384,600	415,500	450,400	
	13	253,200	270,000	288,700	317,900	362,600	386,200	417,000	451,800	
	14	255,200	271,800	289,700	318,600	364,200	387,800	419,100	453,500	
	15	257,200	273,100	290,700	319,200	365,700	389,400	421,100	455,100	
	16	258,800	274,500	292,100	320,000	367,200	391,000	423,100	456,700	
	17	260,400	275,900	293,200	320,700	368,700	392,600	424,600	458,100	
	18	261,900	277,100	294,300	321,500	370,300	394,200	426,300	459,800	
	19	263,400	278,300	295,400	322,500	371,800	395,800	427,900	461,500	
	20	264,900	279,400	296,500	323,300	373,300	397,400	429,600	463,100	
	21	266,400	280,700	297,700	324,200	374,800	398,900	431,200	464,500	
	22	267,900	281,800	298,300	325,400	376,400	400,500	432,700	465,200	
	23	269,400	283,000	298,800	326,700	378,000	402,200	434,200	465,900	
	24	270,900	284,100	299,400	328,000	379,600	403,900	435,600	466,600	
	25	272,400	285,500	299,800	329,200	381,000	405,600	436,800	467,000	
	26	273,600	286,800	300,400	330,700	382,700	407,600	438,300	467,500	
	27	274,800	288,000	300,900	332,000	384,400	409,400	439,800	468,100	
	28	276,000	289,200	301,400	333,000	386,100	411,300	441,200	468,700	
	29	277,200	290,100	301,800	333,900	387,700	413,000	442,700	469,300	
	30	278,300	291,100	302,400	335,100	389,300	414,400	444,000	470,000	
	31	279,400	292,200	302,900	336,200	390,900	415,600	445,200	470,500	
	32	280,500	293,200	303,400	337,300	392,500	416,900	446,400	471,000	
	33	281,800	294,400	303,900	338,400	394,200	418,000	447,400	471,500	
	34	283,100	295,000	304,500	339,600	396,200	419,100	448,100	471,800	
	35	284,400	295,600	304,900	340,800	398,200	420,100	448,800	472,100	
	36	285,700	296,200	305,300	341,800	400,200	421,100	449,500	472,500	
	37	286,600	296,600	305,800	342,900	401,900	422,200	450,000	472,800	
	38	287,600	297,200	306,400	344,100	403,600	423,300	450,400	473,000	
	39	288,700	297,800	307,000	345,300	405,100	424,400	450,800	473,300	
	40	289,800	298,300	307,500	346,500	406,600	425,500	451,100	473,500	
	41	291,000	298,700	308,100	347,600	407,800	426,700	451,500	473,800	
	42	291,600	299,300	308,800	348,700	408,800	427,500	451,800	474,000	
	43	292,200	299,900	309,500	349,900	409,800	428,300	452,100	474,200	
	44	292,700	300,400	310,100	351,200	410,800	428,900	452,400	474,400	
	45	293,100	300,800	310,700	352,300	411,800	429,400	452,600	474,800	
	46	293,600	301,300	311,500	353,600	412,900	430,100	452,900		
	47	294,100	301,800	312,300	354,800	414,000	430,800	453,200		
	48	294,600	302,300	313,000	356,000	415,100	431,400	453,400		
	49	295,000	302,800	313,800	357,200	416,400	432,100	453,700		
	50	295,500	303,300	314,800	358,500	417,200	432,500	454,000		
	51	296,000	303,900	315,800	359,800	418,100	433,100	454,300		
	52	296,500	304,400	316,800	361,100	418,700	433,700	454,600		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

53	297,000	305,000	317,900	362,000	419,200	434,100	454,800
54	297,600	305,600	319,000	363,300	419,900	434,500	455,100
55	298,000	306,300	320,000	364,500	420,500	435,000	455,300
56	298,400	306,900	321,000	365,700	421,200	435,500	455,600
57	298,900	307,500	322,000	366,800	421,500	436,000	455,800
58	299,400	308,300	323,100	368,100	422,200	436,500	456,100
59	299,900	309,100	324,200	369,500	422,900	436,900	456,400
60	300,300	309,800	325,300	370,900	423,400	437,300	456,600
61	300,800	310,600	326,100	372,200	423,800	437,700	456,800
62	301,200	311,400	327,200	373,700	424,200	438,000	457,100
63	301,700	312,200	328,300	375,200	424,700	438,300	457,400
64	302,100	313,100	329,400	376,600	425,200	438,600	457,700
65	302,600	313,900	330,300	377,800	425,700	438,800	457,900
66	303,100	314,700	331,400	379,200	426,100	439,100	458,200
67	303,500	315,500	332,500	380,500	426,600	439,400	458,500
68	303,900	316,300	333,600	381,900	427,100	439,600	458,800
69	304,400	317,200	334,600	383,000	427,600	439,800	459,000
70	304,800	318,100	335,700	384,200	428,100	440,100	459,300
71	305,200	319,000	336,900	385,500	428,700	440,400	459,600
72	305,700	319,900	338,100	386,700	429,200	440,600	459,900
73	306,200	320,500	338,800	388,000	429,600	440,800	460,100
74	306,700	321,400	340,100	389,200	430,200	441,100	
75	307,300	322,300	341,400	390,400	430,600	441,400	
76	307,700	323,100	342,700	391,500	430,800	441,600	
77	308,200	323,700	343,900	392,600	431,100	441,800	
78	308,700	324,600	345,300	393,800	431,600	442,100	
79	309,300	325,500	346,700	394,900	431,900	442,400	
80	309,900	326,500	348,100	396,100	432,200	442,600	
81	310,400	327,400	349,400	397,200	432,500	442,800	
82	310,900	328,400	351,100	397,800	432,900	443,100	
83	311,600	329,300	352,600	398,300	433,300	443,400	
84	312,200	330,300	354,100	398,800	433,700	443,600	
85	312,800	331,200	355,500	399,400	434,000	443,800	
86	313,400	332,200	357,000	400,000			
87	314,100	333,200	358,500	400,600			
88	314,800	334,200	359,900	401,200			
89	315,500	335,100	361,200	401,500			
90	316,200	336,400	362,400	402,000			
91	316,900	337,600	363,600	402,500			
92	317,700	338,800	364,900	403,000			
93	318,200	340,000	366,200	403,400			
94	319,100	341,300	367,700	403,800			
95	320,000	342,500	369,200	404,300			
96	320,800	343,700	370,600	404,800			
97	321,500	344,900	371,900	405,200			
98	322,400	346,200	373,100	405,700			
99	323,300	347,400	374,200	406,200			
100	324,200	348,600	375,400	406,600			
101	325,100	350,000	376,500	406,900			
102	326,100	350,900	377,600	407,300			
103	327,100	352,000	378,700	407,700			
104	328,000	353,100	379,800	408,000			
105	328,800	354,200	381,000	408,300			
106	329,400	355,300	381,500	408,800			
107	330,000	356,300	382,100	409,300			
108	330,600	357,300	382,700	409,800			

	109	331,100	358,500	383,300	410,100					
	110	331,600	359,500	383,800	410,600					
	111	332,000	360,500	384,200	411,100					
	112	332,500	361,400	384,800	411,600					
	113	333,300	362,300	385,200	411,900					
	114	333,900	363,200	385,600	412,400					
	115	334,600	364,100	386,100	412,900					
	116	335,200	365,100	386,600	413,400					
	117	335,800	366,100	387,000	413,800					
	118	336,500	366,500	387,500	414,300					
	119	337,200	367,100	388,100	414,700					
	120	337,900	367,700	388,600	415,200					
	121	338,500	368,000	388,800	415,600					
	122	338,800	368,400	389,300						
	123	339,300	368,800	389,800						
	124	339,800	369,200	390,200						
	125	340,100	369,600	390,700						
	126		370,000	391,200						
	127		370,400	391,700						
	128		370,800	392,200						
	129		371,200	392,500						
	130		371,600	393,000						
	131		372,000	393,500						
	132		372,400	394,000						
	133		372,600	394,300						
	134		373,100	394,800						
	135		373,400	395,200						
	136		373,700	395,600						
	137		374,000	395,900						
	138		374,400	396,300						
	139		374,900	396,800						
	140		375,400	397,300						
	141		375,700	397,600						
	142		376,200							
	143		376,700							
	144		377,200							
	145		377,500							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		256,200	268,300	272,800	305,500	322,900	337,500	361,800	398,200	431,200

備考 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海事職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	221,900	233,800	292,000	334,000	381,000
	2	223,600	237,100	293,700	335,100	382,700
	3	225,300	240,400	295,400	336,200	384,400
	4	226,900	243,700	297,100	337,200	386,000
	5	228,400	246,900	298,800	338,100	387,500
	6	231,100	250,000	300,300	339,500	389,200
	7	233,900	253,300	301,700	341,100	390,900
	8	236,500	256,300	303,200	342,700	392,400
	9	239,200	259,300	304,700	344,600	393,900
	10	241,400	262,200	306,000	346,200	395,400
	11	243,500	265,100	307,200	347,800	396,800
	12	245,600	267,900	308,500	349,400	398,300
	13	247,600	270,700	309,800	351,200	399,800
	14	249,400	273,600	311,100	352,800	401,200
	15	251,300	276,400	312,300	354,400	402,500
	16	252,900	279,100	313,600	355,900	403,800
	17	254,400	281,700	314,800	357,400	405,300
	18	255,900	283,100	315,900	358,200	406,800
	19	257,500	284,600	317,100	359,000	408,400
	20	259,000	286,000	318,300	359,700	410,000
	21	260,400	287,400	319,600	360,500	411,500
	22	261,700	288,500	320,400	361,200	412,900
	23	262,800	289,600	321,100	362,000	414,300
	24	264,000	290,700	321,800	362,700	415,700
	25	265,100	291,800	322,500	363,500	417,000
	26	266,100	292,400	323,200	364,200	418,300
	27	267,200	292,800	323,800	365,000	419,500
	28	268,100	293,200	324,400	365,700	420,700
	29	269,100	293,600	325,100	366,400	421,900
	30	270,000	294,000	325,600	367,100	422,900
	31	270,900	294,300	326,200	367,700	423,900
	32	271,700	294,600	326,800	368,400	424,900
	33	272,400	294,900	327,400	369,100	425,400
	34	273,100	295,200	328,000	369,700	426,200
	35	273,600	295,500	328,400	370,400	427,100
	36	274,100	295,800	328,900	371,000	428,000
	37	274,700	296,100	329,400	371,700	428,800
	38	275,300	296,400	329,900	372,300	429,700
	39	275,800	296,700	330,400	372,900	430,500
	40	276,300	297,000	330,700	373,600	431,400
	41	276,700	297,300	331,000	374,300	432,200
	42	277,100	297,500	331,300	375,000	433,000
	43	277,500	297,800	331,600	375,700	433,900
	44	277,900	298,100	331,900	376,300	434,400
	45	278,500	298,400	332,200	376,900	434,600
	46	279,100	298,600	332,500	377,700	435,000
	47	279,700	298,900	332,800	378,500	435,300
	48	280,300	299,200	333,100	379,200	435,600
	49	280,800	299,500	333,400	380,000	435,900
	50	281,400	299,800	333,700	380,900	436,100
	51	282,000	300,100	334,000	381,700	436,400
	52	282,500	300,300	334,300	382,400	436,800

	53	283,000	300,500	334,600	383,000	437,100
	54	283,500	300,800	334,900	383,900	437,600
	55	284,000	301,100	335,200	384,900	438,100
	56	284,600	301,300	335,400	385,700	438,600
	57	285,100	301,500	335,600	386,000	439,200
	58	285,600	301,800	335,900	386,300	439,800
	59	286,100	302,100	336,200	386,600	440,300
	60	286,500	302,300	336,400	386,900	440,800
	61	286,900	302,500	336,600	387,200	441,400
	62	287,200	302,800	336,900	387,500	441,900
	63	287,500	303,100	337,200	387,800	442,400
	64	287,700	303,300	337,400	388,100	442,900
	65	287,900	303,500	337,600	388,300	443,400
	66	288,200	303,700	337,900	388,500	444,000
	67	288,500	303,900	338,200	388,800	444,500
	68	288,700	304,200	338,400	389,100	445,100
	69	288,900	304,500	338,600	389,400	445,600
	70	289,200			389,600	446,100
	71	289,400			389,900	446,700
	72	289,600			390,200	447,300
	73	289,900			390,500	447,600
	74				390,900	448,200
	75				391,300	448,800
	76				391,700	449,300
	77				392,100	449,700
	78				392,500	450,200
	79				393,000	450,900
	80				393,500	451,700
	81				393,900	451,900
	82				394,300	
	83				394,700	
	84				395,100	
	85				395,600	
	86				396,100	
	87				396,600	
	88				397,100	
	89				397,400	
	90				397,800	
	91				398,100	
	92				398,500	
	93				399,000	
	94				399,300	
	95				399,800	
	96				400,200	
	97				400,800	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		228,400	234,200	265,400	296,200	338,800

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	213,500	260,600	333,500	390,600	466,100
	2	215,900	262,000	335,300	392,100	467,900
	3	218,300	263,400	337,100	393,500	469,700
	4	220,600	264,800	338,800	394,900	471,500
	5	222,800	266,200	340,400	396,300	473,200
	6	225,100	267,400	342,300	397,700	474,900
	7	227,300	268,600	344,200	399,200	476,800
	8	229,500	269,800	346,000	400,600	478,600
	9	231,700	271,100	347,800	401,900	480,300
	10	233,900	272,200	349,800	403,300	481,900
	11	236,100	273,300	351,700	404,800	483,500
	12	238,300	274,500	353,400	406,300	485,100
	13	240,500	275,800	355,100	407,600	486,600
	14	242,600	277,500	356,800	409,100	487,900
	15	244,700	279,200	358,300	410,600	489,300
	16	246,800	280,900	359,900	412,100	490,600
	17	248,900	282,600	361,500	413,500	491,800
	18	250,800	284,700	362,800	415,100	492,400
	19	252,500	286,900	364,000	416,700	493,000
	20	254,200	289,100	365,100	418,300	493,700
	21	255,900	291,300	366,400	419,500	494,300
	22	257,200	293,500	368,000	420,900	
	23	258,500	295,700	369,600	422,300	
	24	259,700	297,800	371,100	423,600	
	25	260,900	299,800	372,500	425,200	
	26	262,100	301,700	374,100	426,600	
	27	263,300	303,600	375,600	427,900	
	28	264,500	305,400	377,100	429,300	
	29	265,600	307,200	378,600	430,700	
	30	266,600	309,100	380,200	432,000	
	31	267,700	310,900	381,800	433,500	
	32	268,700	312,600	383,300	435,000	
	33	269,800	314,300	384,900	436,600	
	34	270,900	316,100	386,500	438,000	
	35	272,100	317,900	388,000	439,600	
	36	273,400	319,500	389,500	441,100	
	37	274,600	321,100	391,000	442,800	
	38	275,700	322,800	392,500	444,300	
	39	276,900	324,600	394,000	445,900	
	40	278,000	326,300	395,400	447,500	
	41	279,300	327,600	396,700	449,000	
	42	280,300	329,500	398,200	450,500	
	43	281,300	331,300	399,600	451,800	
	44	282,200	333,000	401,000	453,000	
	45	282,800	334,600	402,500	454,200	
	46	283,600	336,500	404,100	455,500	
	47	284,500	338,200	405,700	456,700	
	48	285,300	339,900	407,100	457,900	
	49	286,000	341,600	408,300	459,000	
	50	286,800	343,300	409,700	460,200	
	51	287,500	345,000	411,100	461,400	
	52	288,300	346,700	412,400	462,600	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	53	289,100	348,400	413,600	463,800
	54	289,900	349,700	414,800	465,000
	55	290,600	351,100	416,100	466,200
	56	291,400	352,400	417,400	467,400
	57	292,100	353,900	418,800	468,500
	58	292,700	355,500	420,100	469,100
	59	293,500	357,000	421,500	469,600
	60	294,300	358,600	422,700	470,100
	61	295,000	360,000	423,900	470,600
	62	295,600	361,600	425,300	
	63	296,400	363,200	426,700	
	64	297,000	364,600	428,000	
	65	298,000	366,100	429,200	
	66	298,800	367,700	430,400	
	67	299,500	369,300	431,700	
	68	300,200	370,800	433,100	
	69	300,800	372,300	434,400	
	70	301,500	373,900	435,600	
	71	302,200	375,400	436,600	
	72	302,900	376,900	437,800	
	73	303,600	378,400	439,000	
	74	304,300	380,000	440,100	
	75	305,000	381,600	441,300	
	76	305,500	383,100	442,300	
	77	306,100	384,600	443,400	
	78	306,700	386,000	444,400	
	79	307,400	387,400	445,400	
	80	308,000	388,700	446,400	
	81	308,500	390,000	447,300	
	82	309,100	391,400	448,100	
	83	309,800	392,700	448,900	
	84	310,500	394,000	449,700	
	85	311,100	395,100	450,400	
	86	311,900	396,500	450,800	
	87	312,600	397,800	451,200	
	88	313,200	399,100	451,700	
	89	313,900	400,300	452,100	
	90	314,700	401,600	452,400	
	91	315,500	402,700	452,700	
	92	316,300	403,900	452,900	
	93	316,800	405,100	453,200	
	94	317,700	406,200	453,500	
	95	318,500	407,400	453,800	
	96	319,300	408,600	454,000	
	97	319,900	410,000	454,200	
	98	320,600	411,000	454,500	
	99	321,400	412,000	454,800	
	100	322,100	413,000	455,000	
	101	322,900	413,900	455,200	
	102	323,700	414,900	455,500	
	103	324,600	416,000	455,800	
	104	325,400	417,100	456,000	
	105	326,000	417,800	456,200	
106	326,800	418,800			
107	327,600	419,700			
108	328,400	420,600			

109	329,100	421,400			
110	329,500	422,200			
111	329,800	423,000			
112	330,300	423,800			
113	330,800	424,400			
114	331,200	425,100			
115	331,600	425,800			
116	332,000	426,500			
117	332,500	427,100			
118	333,000	427,600			
119	333,400	427,900			
120	333,900	428,200			
121	334,400	428,500			
122	334,800	428,800			
123	335,200	429,100			
124	335,700	429,300			
125	336,200	429,500			
126	336,500	429,800			
127	336,800	430,100			
128	337,100	430,300			
129	337,300	430,500			
130	337,600	430,800			
131	337,900	431,100			
132	338,100	431,300			
133	338,300	431,500			
134	338,500	431,800			
135	338,700	432,100			
136	339,000	432,300			
137	339,300	432,500			
138	339,500	432,800			
139	339,800	433,100			
140	340,100	433,300			
141	340,300	433,500			
142	340,500	433,800			
143	340,800	434,100			
144	341,000	434,300			
145	341,300	434,500			
146	341,500				
147	341,800				
148	342,100				
149	342,300				
150	342,500				
151	342,800				
152	343,100				
153	343,300				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	247,900	289,800	320,100	349,200	437,300

備考(1) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	213,500	234,700	333,500	363,000	449,400
	2	215,900	237,100	335,300	364,500	450,700
	3	218,300	239,500	337,100	366,000	452,000
	4	220,600	242,000	338,800	367,400	453,300
	5	222,800	244,400	340,400	368,800	454,400
	6	225,100	246,800	342,300	370,100	455,500
	7	227,300	249,200	344,200	371,400	456,700
	8	229,500	251,800	346,000	372,800	457,900
	9	231,700	254,200	347,800	374,200	459,200
	10	233,900	255,800	349,800	375,500	460,400
	11	236,100	257,400	351,700	376,800	461,500
	12	238,300	259,000	353,400	378,000	462,600
	13	240,500	260,600	355,100	379,200	463,800
	14	242,600	262,000	356,800	380,500	464,600
	15	244,700	263,400	358,300	381,700	465,400
	16	246,800	264,800	359,900	382,900	466,300
	17	248,900	266,200	361,500	383,900	467,200
	18	250,800	267,400	362,800	385,200	467,600
	19	252,500	268,600	364,000	386,400	468,100
	20	254,200	269,800	365,100	387,500	468,600
	21	255,900	271,100	366,400	388,500	469,100
	22	257,200	272,200	367,800	389,700	
	23	258,500	273,300	369,200	390,900	
	24	259,700	274,500	370,500	392,000	
	25	260,900	275,800	371,700	393,000	
	26	262,000	277,500	373,100	394,200	
	27	263,100	279,200	374,400	395,300	
	28	264,200	280,900	375,700	396,400	
	29	265,400	282,600	376,900	397,500	
	30	266,500	284,700	378,300	398,700	
	31	267,600	286,900	379,600	399,900	
	32	268,600	289,100	380,900	401,000	
	33	269,700	291,300	382,200	402,000	
	34	270,700	293,500	383,400	403,100	
	35	271,700	295,700	384,600	404,300	
	36	272,800	297,800	385,800	405,500	
	37	274,000	299,800	387,000	406,700	
	38	274,900	301,700	388,200	408,000	
	39	275,900	303,600	389,400	409,100	
	40	277,000	305,400	390,500	410,300	
	41	278,200	307,200	391,600	411,400	
	42	279,300	309,100	392,800	412,700	
	43	280,400	310,900	394,000	413,700	
	44	281,500	312,600	395,100	414,800	
	45	282,400	314,300	396,200	416,000	
	46	283,200	316,100	397,500	417,200	
	47	284,000	317,900	398,700	418,500	
	48	284,900	319,500	399,800	419,700	
	49	285,500	321,100	400,700	420,800	
	50	286,300	322,800	401,900	421,800	
	51	287,000	324,600	402,900	423,100	
	52	287,700	326,300	404,000	424,300	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

53	288,500	327,600	404,800	425,500
54	289,300	329,500	405,900	426,600
55	289,900	331,300	406,900	427,700
56	290,600	333,000	407,900	428,800
57	291,300	334,600	409,000	429,800
58	292,100	336,500	410,000	431,000
59	292,900	338,200	411,100	432,200
60	293,500	339,900	412,200	433,400
61	294,100	341,600	413,200	434,000
62	294,800	343,300	414,300	434,800
63	295,500	345,000	415,400	435,500
64	296,000	346,700	416,400	436,000
65	296,700	348,400	417,300	436,300
66	297,400	349,700	418,300	436,600
67	298,000	351,100	419,300	437,000
68	298,600	352,400	420,300	437,400
69	299,300	353,900	421,100	437,700
70	300,000	355,400	421,900	438,100
71	300,600	356,900	422,600	438,400
72	301,300	358,400	423,400	438,700
73	301,800	359,700	424,100	439,000
74	302,400	361,200	424,700	439,300
75	303,100	362,700	425,400	439,600
76	303,600	364,100	426,100	439,900
77	304,200	365,500	426,700	440,100
78	304,800	367,000	427,400	440,400
79	305,400	368,500	427,900	440,700
80	306,000	370,000	428,500	440,900
81	306,500	371,300	428,900	441,100
82	307,000	372,600	429,300	
83	307,600	373,900	429,600	
84	308,200	375,100	429,800	
85	308,600	376,300	430,000	
86	309,000	377,500	430,300	
87	309,500	378,600	430,600	
88	310,000	379,700	430,800	
89	310,400	380,700	431,000	
90	310,900	381,800	431,300	
91	311,300	382,900	431,600	
92	311,800	384,000	431,800	
93	312,100	385,200	432,000	
94	312,600	386,300	432,300	
95	313,100	387,300	432,600	
96	313,500	388,400	432,800	
97	313,800	389,400	433,000	
98	314,200	390,400	433,300	
99	314,600	391,300	433,600	
100	315,000	392,200	433,800	
101	315,400	393,000	434,000	
102	315,700	394,000	434,300	
103	316,000	394,800	434,600	
104	316,300	395,700	434,800	
105	316,500	396,500	435,000	
106	316,800	397,400		
107	317,100	398,300		
108	317,300	399,200		

109	317,500	400,000			
110	317,800	401,000			
111	318,100	401,900			
112	318,400	402,800			
113	318,600	403,400			
114	318,800	404,300			
115	319,000	405,200			
116	319,300	406,100			
117	319,600	406,900			
118	319,800	407,600			
119	320,100	408,400			
120	320,400	409,200			
121	320,600	409,800			
122	320,800	410,500			
123	321,000	411,200			
124	321,300	411,800			
125	321,600	412,400			
126		413,100			
127		413,600			
128		414,200			
129		414,800			
130		415,400			
131		415,900			
132		416,400			
133		416,700			
134		417,000			
135		417,200			
136		417,500			
137		417,800			
138		418,200			
139		418,500			
140		418,800			
141		419,100			
142		419,400			
143		419,700			
144		420,000			
145		420,200			
146		420,500			
147		420,800			
148		421,000			
149		421,200			
150		421,500			
151		421,800			
152		422,000			
153		422,200			
154		422,500			
155		422,800			
156		423,000			
157		423,200			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	239,100	286,700	315,200	342,600	426,900

- 備考(1) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	196,800	247,500	339,900	389,700	461,500
	2	197,900	251,900	341,900	391,100	471,700
	3	199,100	254,700	343,900	392,500	481,400
	4	200,200	257,400	345,800	393,900	491,400
	5	201,300	260,000	347,600	395,300	501,300
	6	203,500	261,700	349,600	396,700	511,300
	7	205,600	263,200	351,600	398,000	520,100
	8	207,700	264,700	353,500	399,400	528,000
	9	209,800	266,200	355,200	400,800	535,800
	10	211,800	268,200	356,800	402,300	542,900
	11	213,800	270,100	358,300	403,700	548,200
	12	215,800	272,000	359,900	405,100	552,800
	13	217,900	274,000	361,500	406,400	555,800
	14	219,800	276,200	362,500	407,900	557,800
	15	221,700	278,400	363,500	409,400	
	16	223,500	280,600	364,400	410,900	
	17	225,200	282,700	365,500	412,400	
	18	227,000	285,100	366,700	414,000	
	19	228,800	287,400	367,900	415,600	
	20	230,600	289,800	369,100	417,300	
	21	232,400	292,100	370,300	418,600	
	22	234,200	294,200	371,400	420,000	
	23	235,900	296,300	372,400	421,400	
	24	237,600	298,300	373,400	422,700	
	25	239,300	300,300	374,500	424,000	
	26	241,400	302,200	375,500	425,300	
	27	243,300	304,100	376,400	426,800	
	28	245,200	306,000	377,400	428,300	
	29	247,100	307,900	378,300	429,500	
	30	248,200	309,400	379,100	430,700	
	31	249,300	310,900	379,900	432,300	
	32	250,400	312,400	380,700	433,800	
	33	251,900	313,900	381,400	435,100	
	34	253,200	315,400	382,100	436,500	
	35	254,600	316,900	382,900	437,900	
	36	256,000	318,400	383,700	439,300	
	37	257,400	319,800	384,400	440,700	
	38	258,900	320,700	385,200	442,100	
	39	260,400	321,600	386,000	443,500	
	40	262,000	322,400	386,800	444,900	
	41	263,400	323,100	387,600	446,000	
	42	264,700	323,600	388,800	447,300	
	43	266,100	324,100	390,000	448,700	
	44	267,500	324,500	391,200	450,000	
	45	269,000	324,900	391,900	450,800	
	46	270,300	325,400	392,900	451,700	
	47	271,500	325,900	393,700	452,600	
	48	272,700	326,300	394,400	453,500	
	49	273,900	326,700	395,100	454,300	
	50	275,000	327,100	395,800	455,100	
	51	276,100	327,400	396,400	455,700	
	52	277,200	327,900	397,000	456,500	

	53	278,200	328,300	397,600	456,900
	54	279,300	328,700	398,300	457,500
	55	280,300	329,100	399,100	458,000
	56	281,300	329,400	399,900	458,500
	57	282,300	329,800	400,500	459,000
	58	283,000	330,100	401,300	
	59	283,500	330,500	402,000	
	60	284,100	330,800	402,700	
	61	284,800	331,200	403,300	
	62	285,400	331,700	404,000	
	63	286,000	332,300	404,600	
	64	286,500	332,800	405,300	
	65	287,100	333,200	406,000	
	66	287,600	333,800	406,600	
	67	288,200	334,300	407,200	
	68	288,700	334,900	407,900	
	69	289,300	335,400	408,600	
	70	290,000	335,900	409,100	
	71	290,600	336,400	409,700	
	72	291,200	337,000	410,300	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	73	291,800	337,500	410,800	
	74	292,400	338,200	411,400	
	75	293,000	338,900	412,000	
	76	293,700	339,600	412,500	
	77	294,300	340,200	413,000	
	78	295,000	340,800	413,500	
	79	295,700	341,500	414,000	
	80	296,200	342,200	414,700	
	81	296,800	342,900	415,100	
	82	297,400	343,600		
	83	298,100	344,200		
	84	298,700	344,800		
	85	299,200	345,300		
	86	299,800	345,800		
	87	300,500	346,200		
	88	301,100	346,600		
	89	301,600	346,900		
	90	302,200	347,400		
	91	302,900	347,700		
	92	303,500	348,100		
	93	304,100	348,400		
	94	304,700	348,700		
	95	305,300	349,100		
	96	305,900	349,500		
	97	306,200	350,000		
	98	306,700	350,500		
	99	307,300	351,100		
	100	307,800	351,600		
	101	308,200	352,100		
	102	308,600	352,600		
	103	308,900	353,000		
	104	309,300	353,500		
	105	309,700	353,900		
	106	310,100	354,300		
	107	310,500	354,800		
	108	310,800	355,200		

	109	311,000	355,700			
	110	311,400	356,100			
	111	311,700	356,500			
	112	311,900	356,900			
	113	312,200	357,400			
	114	312,500	357,800			
	115	312,800	358,200			
	116	313,100	358,600			
	117	313,300	359,100			
	118	313,600	359,500			
	119	313,800	359,900			
	120	314,100	360,300			
	121	314,400	360,700			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		230,900	274,200	300,100	344,000	404,600

備考 この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（一）

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	306,500	416,800	471,700	567,900
	2	308,800	419,600	473,700	574,000
	3	311,100	422,200	475,600	579,100
	4	313,300	424,600	477,500	583,800
	5	315,400	426,900	478,900	588,200
	6	319,000	429,100	480,600	592,500
	7	322,500	431,100	482,400	595,900
	8	325,900	433,200	484,200	598,800
	9	329,300	435,300	486,100	601,300
	10	332,800	436,800	487,800	603,600
	11	336,200	438,300	489,600	
	12	339,600	439,800	491,400	
	13	343,000	441,200	493,200	
	14	346,500	442,600	494,900	
	15	349,900	444,100	496,700	
	16	353,400	445,500	498,500	
	17	356,800	446,800	500,300	
	18	359,900	448,300	502,200	
	19	363,100	449,700	504,100	
	20	366,300	451,100	506,000	
	21	369,600	452,500	507,900	
	22	372,700	454,000	509,600	
	23	375,800	455,400	511,400	
	24	378,800	456,800	513,200	
	25	381,900	458,200	514,800	
	26	384,200	459,600	516,600	
	27	386,600	460,900	518,500	
	28	388,800	462,300	520,000	
	29	390,700	463,700	521,400	
	30	392,400	465,000	523,100	
	31	394,100	466,400	524,900	
	32	395,900	467,800	526,600	
	33	397,600	469,100	528,100	
	34	399,400	470,500	529,400	
	35	401,000	471,800	530,700	
	36	402,300	473,200	532,000	
	37	403,700	474,600	533,000	
	38	405,100	476,300	534,300	
	39	406,500	477,900	535,600	
	40	407,900	479,400	536,900	
	41	409,400	481,000	537,900	
	42	410,100	482,200	538,700	
	43	410,700	483,300	539,500	
	44	411,300	484,400	540,300	
	45	412,100	485,500	541,200	
	46	412,700	486,400	542,000	
	47	413,300	487,300	542,800	
	48	413,800	488,100	543,500	
	49	414,300	488,800	544,300	
	50	414,700	489,500	545,100	
	51	415,200	490,200	545,800	
	52	415,600	490,800	546,700	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	53	416,000	491,400	547,600	
	54	416,300	492,100	548,400	
	55	416,600	492,700	549,300	
	56	417,000	493,300	550,200	
	57	417,300	493,600	551,000	
	58	417,700	494,200	551,900	
	59	418,100	494,800	552,700	
	60	418,500	495,500	553,400	
	61	418,900	495,900	554,200	
	62	419,200	496,500	555,100	
	63	419,500	497,200	556,000	
	64	419,800	497,900	556,900	
	65	420,100	498,300	557,700	
	66		498,900	558,600	
	67		499,500	559,500	
	68		500,000	560,400	
	69		500,500	561,200	
	70		501,000	562,100	
	71		501,500	563,000	
	72		502,000	563,900	
	73		502,400	564,700	
	74		502,900		
	75		503,300		
76		503,700			
77		504,200			
78		504,800			
79		505,300			
80		505,700			
81		506,200			
82		506,800			
83		507,400			
84		507,900			
85		508,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		313,800	357,600	414,000	490,000

備考 この表は、本庁、保健所、こども医療福祉センター等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（二）

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	201,600	240,500	275,200	294,200	327,300	373,400	428,500
	2	203,700	241,800	276,000	295,000	328,700	375,100	430,400
	3	205,800	243,100	276,700	295,700	330,100	376,700	432,400
	4	207,900	244,400	277,500	296,400	331,500	378,300	434,200
	5	209,900	245,600	278,300	297,100	332,900	379,800	436,000
	6	211,900	246,700	279,100	297,800	334,500	381,400	437,600
	7	213,900	247,700	279,900	298,500	336,000	383,000	439,200
	8	215,700	248,600	280,600	299,200	337,500	384,700	440,700
	9	217,600	249,700	281,300	300,000	338,900	386,300	442,200
	10	219,500	250,900	282,100	300,700	340,500	388,300	443,500
	11	221,400	252,000	282,900	301,500	342,000	390,300	444,800
	12	223,500	253,200	283,700	302,100	343,500	392,300	446,100
	13	225,200	254,400	284,600	302,700	344,900	393,700	447,400
	14	227,200	255,600	285,400	303,800	346,500	395,400	448,600
	15	229,400	256,800	286,100	304,900	348,000	397,100	449,800
	16	231,500	257,900	286,900	306,100	349,500	398,800	450,900
	17	233,600	258,900	287,700	307,200	351,100	400,500	452,200
	18	234,700	259,900	288,500	308,400	352,700	402,000	453,300
	19	235,700	261,000	289,300	309,500	354,300	403,500	454,500
	20	236,800	262,000	290,000	310,700	355,800	405,000	455,700
	21	237,900	263,100	290,800	311,900	357,100	406,300	456,800
	22	238,700	264,000	291,700	313,100	358,600	407,600	457,600
	23	239,600	264,800	292,600	314,300	360,100	408,900	458,000
	24	240,400	265,600	293,300	315,400	361,600	410,000	458,700
	25	241,300	266,400	294,000	316,600	363,000	411,100	459,200
	26	242,200	267,200	294,900	317,900	364,500	412,200	459,600
	27	243,100	268,000	295,800	319,000	366,000	413,300	460,000
	28	244,000	268,800	296,500	320,200	367,400	414,400	460,400
	29	244,800	269,500	297,300	321,400	368,800	415,200	460,800
	30	245,600	270,300	298,300	322,600	370,400	416,000	461,200
	31	246,300	271,100	299,200	323,800	371,800	416,700	461,500
	32	247,100	271,900	300,200	325,000	373,300	417,500	461,800
	33	247,800	272,700	301,200	326,100	374,500	418,000	462,100
	34	248,400	273,500	302,300	327,200	375,600	418,600	462,400
	35	249,100	274,100	303,300	328,400	376,800	419,100	462,700
	36	249,800	274,900	304,200	329,600	377,900	419,500	463,000
	37	250,500	275,800	305,200	330,800	378,900	419,900	463,300
	38	251,200	276,600	306,200	332,000	379,700	420,100	
	39	251,800	277,400	307,200	333,300	380,600	420,400	
	40	252,400	278,100	308,200	334,500	381,700	420,700	
	41	253,000	278,800	309,100	335,400	382,700	421,000	
	42	253,600	279,600	310,300	336,600	383,700	421,300	
	43	254,200	280,400	311,400	337,800	384,800	421,600	
	44	254,700	281,100	312,500	339,000	385,700	421,900	
	45	255,100	281,800	313,500	339,900	386,500	422,100	
	46	255,700	282,600	314,600	340,900	387,300	422,400	
	47	256,100	283,400	315,700	341,900	388,200	422,700	
	48	256,500	284,100	316,700	342,800	389,000	423,000	
	49	256,900	284,900	317,900	343,700	389,500	423,200	
	50	257,400	285,600	318,900	344,600	390,300	423,400	
	51	257,900	286,200	320,000	345,600	391,100	423,700	
	52	258,400	286,900	321,100	346,500	391,900	424,000	

	53	258,700	287,600	322,100	347,000	392,300	424,200
	54	259,000	288,200	323,100	347,900	393,000	
	55	259,300	288,900	324,100	348,600	393,700	
	56	259,600	289,500	325,100	349,500	394,300	
	57	259,900	290,200	326,000	350,200	394,700	
	58	260,200	290,900	327,000	350,500	395,200	
	59	260,500	291,600	328,000	350,900	395,800	
	60	260,800	292,200	328,900	351,600	396,400	
	61	261,100	292,700	329,800	352,200	396,800	
	62	261,400	293,300	330,500	352,900	397,300	
	63	261,700	294,000	331,200	353,600	397,800	
	64	262,000	294,600	331,800	354,200	398,300	
	65	262,300	295,100	332,400	354,900	398,900	
	66	262,600	295,700	333,100	355,400	399,400	
	67	262,900	296,400	333,700	356,000	400,000	
	68	263,200	297,000	334,300	356,600	400,600	
	69	263,500	297,600	334,900	356,900	401,100	
	70	263,800	298,200	335,100	357,400	401,600	
	71	264,100	298,800	335,500	357,800	402,000	
	72	264,300	299,400	336,000	358,300	402,400	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	73	264,500	300,000	336,600	358,800	402,700	
	74	264,800	300,500	337,100	359,300	403,200	
	75	265,100	300,900	337,600	359,800	403,600	
	76	265,300	301,300	338,000	360,200	404,000	
	77	265,500	301,600	338,600	360,500	404,400	
	78	265,800	301,900	339,100	360,800		
	79	266,100	302,100	339,500	361,000		
	80	266,300	302,400	340,000	361,300		
	81	266,500	302,700	340,500	361,800		
	82	266,800	302,900	340,800	362,100		
	83	267,100	303,200	341,000	362,400		
	84	267,300	303,500	341,300	362,700		
	85	267,500	303,700	341,700	363,100		
	86		303,900	342,100	363,400		
	87		304,100	342,400	363,700		
	88		304,300	342,700	364,000		
	89		304,700	343,000	364,400		
	90		304,900	343,200	364,700		
91		305,100	343,600	364,900			
92		305,300	343,900	365,200			
93		305,700	344,100	365,500			
94		305,900	344,400	365,900			
95		306,100	344,700	366,300			
96		306,400	344,900	366,700			
97		306,700	345,100	367,200			
98		306,900	345,400	367,600			
99		307,100	345,700	368,000			
100		307,400	345,900	368,400			
101		307,700	346,100	368,900			
102		307,900	346,300				
103		308,100	346,700				
104		308,400	346,900				
105		308,700	347,100				
106			347,400				
107			347,800				
108			348,200				

	109			348,400				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		201,900	228,600	258,100	272,100	298,700	341,000	384,600

備考 この表は、本庁、保健所、こども医療福祉センター、環境保健研究センター、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（三）

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	222,400	255,500	294,800	308,200	331,800	374,500
	2	224,300	257,600	295,300	308,700	332,800	376,200
	3	226,100	259,800	295,800	309,200	333,800	377,900
	4	227,800	262,000	296,300	309,700	334,700	379,600
	5	229,500	264,200	296,700	310,200	335,700	381,400
	6	231,400	265,200	297,200	310,700	336,900	383,400
	7	233,200	266,000	297,700	311,300	338,100	385,500
	8	234,900	266,900	298,100	311,700	339,300	387,500
	9	236,600	267,700	298,500	312,200	340,200	389,200
	10	238,500	268,800	299,000	312,700	341,400	391,300
	11	240,400	269,900	299,500	313,300	342,500	393,400
	12	242,300	270,800	300,000	313,800	343,600	395,400
	13	244,100	271,600	300,400	314,200	344,600	397,300
	14	246,100	272,300	300,900	314,800	345,700	398,900
	15	248,100	273,000	301,300	315,500	346,800	400,700
	16	250,100	273,800	301,800	316,100	347,900	402,500
	17	252,200	274,900	302,300	316,700	349,000	404,200
	18	254,200	275,800	302,700	317,700	350,100	405,900
	19	256,300	276,700	303,200	318,500	351,300	407,900
	20	258,300	277,600	303,600	319,400	352,400	409,600
	21	260,200	278,600	304,100	320,200	353,500	411,300
	22	261,400	279,600	304,500	321,100	354,700	413,000
	23	262,500	280,500	305,000	322,000	355,800	414,800
	24	263,600	281,500	305,400	322,800	356,900	416,600
	25	264,700	282,300	305,900	323,600	357,900	418,300
	26	265,500	283,200	306,500	324,400	359,200	420,000
	27	266,400	284,100	307,200	325,300	360,500	421,800
	28	267,200	285,100	307,900	326,200	361,800	423,600
	29	268,000	286,100	308,600	326,900	363,000	425,100
	30	268,700	286,800	309,300	328,000	364,500	426,600
	31	269,400	287,500	310,000	329,100	366,000	428,100
	32	270,100	288,200	310,800	330,100	367,500	429,400
	33	270,900	288,800	311,500	331,200	368,700	430,600
	34	271,500	289,400	312,300	332,200	370,200	431,700
	35	272,100	289,900	313,000	333,300	371,600	432,900
	36	272,600	290,300	313,700	334,400	373,000	434,100
	37	273,200	290,700	314,400	335,500	374,400	435,400
	38	273,900	291,300	315,200	336,600	375,400	436,500
	39	274,600	291,800	316,000	337,700	376,800	437,700
	40	275,300	292,200	316,800	338,800	378,100	438,900
	41	276,000	292,600	317,400	339,600	379,400	440,100
	42	276,600	293,100	318,400	340,700	380,800	441,100
	43	277,300	293,500	319,400	341,800	382,100	442,200
	44	277,900	294,000	320,300	342,800	383,400	443,300
	45	278,700	294,500	321,100	343,700	385,000	444,300
	46	279,400	294,900	322,100	344,600	386,200	444,800
	47	280,100	295,400	323,100	345,600	387,300	445,300
	48	280,700	295,800	324,000	346,600	388,500	445,700
	49	281,200	296,300	324,900	347,800	389,600	446,300
	50	281,700	296,700	325,800	349,100	390,500	446,800
	51	282,100	297,200	326,800	350,300	391,500	447,200
	52	282,500	297,700	327,800	351,600	392,400	447,700

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	53	282,800	298,100	328,600	352,500	393,000	448,200
	54	283,300	298,500	329,500	353,700	393,800	448,600
	55	283,700	299,000	330,500	354,800	394,600	448,900
	56	284,100	299,400	331,400	356,100	395,400	449,200
	57	284,600	299,900	332,300	357,100	396,100	449,600
	58	285,000	300,600	333,200	358,000	396,800	
	59	285,300	301,300	334,200	359,100	397,500	
	60	285,600	302,000	335,100	360,300	398,100	
	61	286,000	302,700	336,000	361,400	398,700	
	62	286,400	303,600	337,100	362,600	399,300	
	63	286,800	304,500	338,300	363,800	400,000	
	64	287,100	305,200	339,500	364,800	400,600	
	65	287,400	305,900	340,200	365,800	401,300	
	66	287,800	306,800	341,300	366,800	401,800	
	67	288,200	307,600	342,400	367,900	402,400	
	68	288,500	308,400	343,300	369,000	402,900	
	69	288,900	309,100	344,400	369,800	403,300	
	70	289,400	310,000	345,100	370,900	403,900	
	71	289,800	310,900	346,200	372,000	404,300	
	72	290,100	311,700	347,300	373,000	404,600	
	73	290,500	312,600	348,400	373,700	404,900	
	74	291,000	313,400	349,600	374,500	405,400	
	75	291,500	314,300	350,700	375,300	405,800	
	76	292,000	315,200	351,900	376,000	406,100	
	77	292,500	316,000	353,000	376,600	406,400	
	78	293,000	316,900	354,100	377,100	406,900	
	79	293,600	318,000	355,100	377,600	407,400	
	80	294,000	318,900	356,200	378,100	407,800	
	81	294,500	319,400	357,100	378,700	408,100	
	82	294,900	320,200	358,100	379,200	408,500	
	83	295,400	321,100	359,000	379,700	409,000	
	84	295,900	321,900	360,000	380,200	409,400	
	85	296,300	322,700	360,900	380,600	409,800	
	86	296,700	323,600	361,700	381,000		
	87	297,200	324,600	362,500	381,600		
	88	297,700	325,600	363,300	382,100		
	89	298,100	326,500	363,900	382,400		
	90	298,600	327,500	364,500	382,900		
	91	299,100	328,500	365,100	383,200		
	92	299,600	329,500	365,700	383,500		
	93	300,100	330,300	366,100	384,100		
	94	300,500	331,000	366,500	384,700		
	95	301,000	331,700	367,000	385,200		
	96	301,600	332,300	367,400	385,700		
	97	302,200	332,800	367,900	386,300		
	98	302,700	333,100	368,300	386,800		
	99	303,200	333,600	368,800	387,300		
	100	303,700	334,200	369,200	387,700		
	101	304,100	334,600	369,500	388,300		
	102	304,600	335,100	370,000	388,800		
	103	305,000	335,700	370,300	389,300		
	104	305,400	336,200	370,600	389,800		
	105	305,800	336,600	371,000	390,400		
106	306,200	337,100	371,500	390,800			
107	306,600	337,600	372,000	391,300			
108	306,900	338,100	372,500	391,800			

109	307,100	338,500	373,000	392,400
110	307,400	338,800	373,500	
111	307,600	339,100	374,000	
112	307,900	339,400	374,400	
113	308,200	339,700	374,800	
114	308,400	340,100	375,200	
115	308,700	340,400	375,700	
116	308,900	340,700	376,200	
117	309,200	340,900	376,600	
118	309,400	341,200	377,100	
119	309,700	341,500	377,600	
120	310,000	341,700	378,100	
121	310,300	341,900	378,400	
122	310,600	342,200		
123	310,900	342,500		
124	311,200	342,800		
125	311,400	343,000		
126	311,600	343,300		
127	311,900	343,600		
128	312,300	343,800		
129	312,500	344,000		
130	312,800	344,200		
131	313,100	344,500		
132	313,500	344,700		
133	313,700	345,000		
134	314,000	345,400		
135	314,300	345,800		
136	314,600	346,200		
137	314,800	346,500		
138	315,100	346,900		
139	315,400	347,300		
140	315,700	347,700		
141	315,900	348,000		
142	316,200	348,400		
143	316,600	348,700		
144	316,900	349,100		
145	317,100	349,400		
146	317,300	349,800		
147	317,700	350,200		
148	318,000	350,600		
149	318,200	350,900		
150	318,400	351,400		
151	318,700	351,800		
152	319,000	352,200		
153	319,400	352,500		
154	319,600			
155	319,800			
156	320,100			
157	320,400			
158	320,700			
159	321,000			
160	321,300			
161	321,700			
162	322,000			
163	322,300			
164	322,600			

	165	323,000					
	166	323,300					
	167	323,600					
	168	323,900					
	169	324,300					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		249,500	270,500	278,100	289,000	306,000	344,600

備考 この表は、本庁、保健所、こども医療福祉センター等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別 記 第 2

小学校中学校教育職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	213,500	234,700	333,500	363,000	449,400
	2	215,900	237,100	335,300	364,500	450,700
	3	218,300	239,500	337,100	366,000	452,000
	4	220,600	242,000	338,800	367,400	453,300
	5	222,800	244,400	340,400	368,800	454,400
	6	225,100	246,800	342,300	370,100	455,500
	7	227,300	249,200	344,200	371,400	456,700
	8	229,500	251,800	346,000	372,800	457,900
	9	231,700	254,200	347,800	374,200	459,200
	10	233,900	255,800	349,800	375,500	460,400
	11	236,100	257,400	351,700	376,800	461,500
	12	238,300	259,000	353,400	378,000	462,600
	13	240,500	260,600	355,100	379,200	463,800
	14	242,600	262,000	356,800	380,500	464,600
	15	244,700	263,400	358,300	381,700	465,400
	16	246,800	264,800	359,900	382,900	466,300
	17	248,900	266,200	361,500	383,900	467,200
	18	250,800	267,400	362,800	385,200	467,600
	19	252,500	268,600	364,000	386,400	468,100
	20	254,200	269,800	365,100	387,500	468,600
	21	255,900	271,100	366,400	388,500	469,100
	22	257,200	272,200	367,800	389,700	
	23	258,500	273,300	369,200	390,900	
	24	259,700	274,500	370,500	392,000	
	25	260,900	275,800	371,700	393,000	
	26	262,000	277,500	373,100	394,200	
	27	263,100	279,200	374,400	395,300	
	28	264,200	280,900	375,700	396,400	
	29	265,400	282,600	376,900	397,500	
	30	266,500	284,700	378,300	398,700	
	31	267,600	286,900	379,600	399,900	
	32	268,600	289,100	380,900	401,000	
	33	269,700	291,300	382,200	402,000	
	34	270,700	293,500	383,400	403,100	
	35	271,700	295,700	384,600	404,300	
	36	272,800	297,800	385,800	405,500	
	37	274,000	299,800	387,000	406,700	
	38	274,900	301,700	388,200	408,000	
	39	275,900	303,600	389,400	409,100	
	40	277,000	305,400	390,500	410,300	
	41	278,200	307,200	391,600	411,400	
	42	279,300	309,100	392,800	412,700	
	43	280,400	310,900	394,000	413,700	
	44	281,500	312,600	395,100	414,800	
	45	282,400	314,300	396,200	416,000	
	46	283,200	316,100	397,500	417,200	
	47	284,000	317,900	398,700	418,500	
	48	284,900	319,500	399,800	419,700	
	49	285,500	321,100	400,700	420,800	
	50	286,300	322,800	401,900	421,800	
	51	287,000	324,600	402,900	423,100	
	52	287,700	326,300	404,000	424,300	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

53	288,500	327,600	404,800	425,500
54	289,300	329,500	405,900	426,600
55	289,900	331,300	406,900	427,700
56	290,600	333,000	407,900	428,800
57	291,300	334,600	409,000	429,800
58	292,100	336,500	410,000	431,000
59	292,900	338,200	411,100	432,200
60	293,500	339,900	412,200	433,400
61	294,100	341,600	413,200	434,000
62	294,800	343,300	414,300	434,800
63	295,500	345,000	415,400	435,500
64	296,000	346,700	416,400	436,000
65	296,700	348,400	417,300	436,300
66	297,400	349,700	418,300	436,600
67	298,000	351,100	419,300	437,000
68	298,600	352,400	420,300	437,400
69	299,300	353,900	421,100	437,700
70	300,000	355,400	421,900	438,100
71	300,600	356,900	422,600	438,400
72	301,300	358,400	423,400	438,700
73	301,800	359,700	424,100	439,000
74	302,400	361,200	424,700	439,300
75	303,100	362,700	425,400	439,600
76	303,600	364,100	426,100	439,900
77	304,200	365,500	426,700	440,100
78	304,800	367,000	427,400	440,400
79	305,400	368,500	427,900	440,700
80	306,000	370,000	428,500	440,900
81	306,500	371,300	428,900	441,100
82	307,000	372,600	429,300	
83	307,600	373,900	429,600	
84	308,200	375,100	429,800	
85	308,600	376,300	430,000	
86	309,000	377,500	430,300	
87	309,500	378,600	430,600	
88	310,000	379,700	430,800	
89	310,400	380,700	431,000	
90	310,900	381,800	431,300	
91	311,300	382,900	431,600	
92	311,800	384,000	431,800	
93	312,100	385,200	432,000	
94	312,600	386,300	432,300	
95	313,100	387,300	432,600	
96	313,500	388,400	432,800	
97	313,800	389,400	433,000	
98	314,200	390,400	433,300	
99	314,600	391,300	433,600	
100	315,000	392,200	433,800	
101	315,400	393,000	434,000	
102	315,700	394,000	434,300	
103	316,000	394,800	434,600	
104	316,300	395,700	434,800	
105	316,500	396,500	435,000	
106	316,800	397,400		
107	317,100	398,300		
108	317,300	399,200		

109	317,500	400,000			
110	317,800	401,000			
111	318,100	401,900			
112	318,400	402,800			
113	318,600	403,400			
114	318,800	404,300			
115	319,000	405,200			
116	319,300	406,100			
117	319,600	406,900			
118	319,800	407,600			
119	320,100	408,400			
120	320,400	409,200			
121	320,600	409,800			
122	320,800	410,500			
123	321,000	411,200			
124	321,300	411,800			
125	321,600	412,400			
126		413,100			
127		413,600			
128		414,200			
129		414,800			
130		415,400			
131		415,900			
132		416,400			
133		416,700			
134		417,000			
135		417,200			
136		417,500			
137		417,800			
138		418,200			
139		418,500			
140		418,800			
141		419,100			
142		419,400			
143		419,700			
144		420,000			
145		420,200			
146		420,500			
147		420,800			
148		421,000			
149		421,200			
150		421,500			
151		421,800			
152		422,000			
153		422,200			
154		422,500			
155		422,800			
156		423,000			
157		423,200			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 239,100	円 286,700	円 315,200	円 342,600	円 426,900

備考(1) この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

高等学校教育職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	213,500	260,600	390,600	466,100
	2	215,900	262,000	392,100	467,900
	3	218,300	263,400	393,500	469,700
	4	220,600	264,800	394,900	471,500
	5	222,800	266,200	396,300	473,200
	6	225,100	267,400	397,700	474,900
	7	227,300	268,600	399,200	476,800
	8	229,500	269,800	400,600	478,600
	9	231,700	271,100	401,900	480,300
	10	233,900	272,200	403,300	481,900
	11	236,100	273,300	404,800	483,500
	12	238,300	274,500	406,300	485,100
	13	240,500	275,800	407,600	486,600
	14	242,600	277,500	409,100	487,900
	15	244,700	279,200	410,600	489,300
	16	246,800	280,900	412,100	490,600
	17	248,900	282,600	413,500	491,800
	18	250,800	284,700	415,100	492,400
	19	252,500	286,900	416,700	493,000
	20	254,200	289,100	418,300	493,700
	21	255,900	291,300	419,500	494,300
	22	257,200	293,500	420,900	
	23	258,500	295,700	422,300	
	24	259,700	297,800	423,600	
	25	260,900	299,800	425,200	
	26	262,100	301,700	426,600	
	27	263,300	303,600	427,900	
	28	264,500	305,400	429,300	
	29	265,600	307,200	430,700	
	30	266,600	309,100	432,000	
	31	267,700	310,900	433,500	
	32	268,700	312,600	435,000	
	33	269,800	314,300	436,600	
	34	270,900	316,100	438,000	
	35	272,100	317,900	439,600	
	36	273,400	319,500	441,100	
	37	274,600	321,100	442,800	
	38	275,700	322,800	444,300	
	39	276,900	324,600	445,900	
	40	278,000	326,300	447,500	
	41	279,300	327,600	449,000	
	42	280,300	329,500	450,500	
	43	281,300	331,300	451,800	
	44	282,200	333,000	453,000	
	45	282,800	334,600	454,200	
	46	283,600	336,500	455,500	
	47	284,500	338,200	456,700	
	48	285,300	339,900	457,900	
	49	286,000	341,600	459,000	
	50	286,800	343,300	460,200	
	51	287,500	345,000	461,400	
	52	288,300	346,700	462,600	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

53	289,100	348,400	463,800
54	289,900	349,700	465,000
55	290,600	351,100	466,200
56	291,400	352,400	467,400
57	292,100	353,900	468,500
58	292,700	355,500	469,100
59	293,500	357,000	469,600
60	294,300	358,600	470,100
61	295,000	360,000	470,600
62	295,600	361,600	
63	296,400	363,200	
64	297,000	364,600	
65	298,000	366,100	
66	298,800	367,700	
67	299,500	369,300	
68	300,200	370,800	
69	300,800	372,300	
70	301,500	373,900	
71	302,200	375,400	
72	302,900	376,900	
73	303,600	378,400	
74	304,300	380,000	
75	305,000	381,600	
76	305,500	383,100	
77	306,100	384,600	
78	306,700	386,000	
79	307,400	387,400	
80	308,000	388,700	
81	308,500	390,000	
82	309,100	391,400	
83	309,800	392,700	
84	310,500	394,000	
85	311,100	395,100	
86	311,900	396,500	
87	312,600	397,800	
88	313,200	399,100	
89	313,900	400,300	
90	314,700	401,600	
91	315,500	402,700	
92	316,300	403,900	
93	316,800	405,100	
94	317,700	406,200	
95	318,500	407,400	
96	319,300	408,600	
97	319,900	410,000	
98	320,600	411,000	
99	321,400	412,000	
100	322,100	413,000	
101	322,900	413,900	
102	323,700	414,900	
103	324,600	416,000	
104	325,400	417,100	
105	326,000	417,800	
106	326,800	418,800	
107	327,600	419,700	
108	328,400	420,600	

	109	329,100	421,400		
	110	329,500	422,200		
	111	329,800	423,000		
	112	330,300	423,800		
	113	330,800	424,400		
	114	331,200	425,100		
	115	331,600	425,800		
	116	332,000	426,500		
	117	332,500	427,100		
	118	333,000	427,600		
	119	333,400	427,900		
	120	333,900	428,200		
	121	334,400	428,500		
	122	334,800	428,800		
	123	335,200	429,100		
	124	335,700	429,300		
	125	336,200	429,500		
	126	336,500	429,800		
	127	336,800	430,100		
	128	337,100	430,300		
	129	337,300	430,500		
	130	337,600	430,800		
	131	337,900	431,100		
	132	338,100	431,300		
	133	338,300	431,500		
	134	338,500	431,800		
	135	338,700	432,100		
	136	339,000	432,300		
	137	339,300	432,500		
	138	339,500	432,800		
	139	339,800	433,100		
	140	340,100	433,300		
	141	340,300	433,500		
	142	340,500	433,800		
	143	340,800	434,100		
	144	341,000	434,300		
	145	341,300	434,500		
	146	341,500			
	147	341,800			
	148	342,100			
	149	342,300			
	150	342,500			
	151	342,800			
	152	343,100			
	153	343,300			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		247,900	289,800	349,200	437,300

備考(1) この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、助教諭及び講師に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

行政職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	196,400	242,700	277,100	310,700	333,600	367,900	422,000	473,300
	2	197,500	244,000	278,100	312,200	335,400	369,600	423,900	478,600
	3	198,700	245,400	279,100	313,600	337,200	371,200	425,800	483,500
	4	199,800	246,800	280,100	315,000	338,900	372,800	427,600	488,200
	5	200,900	248,200	281,100	316,400	340,600	374,400	429,400	492,200
	6	202,600	249,600	282,100	317,500	342,300	376,200	431,200	495,600
	7	204,200	251,100	283,000	318,600	344,000	377,700	433,000	498,500
	8	205,800	252,500	284,000	319,800	345,600	379,300	434,800	501,000
	9	207,300	253,900	285,100	321,000	347,200	380,600	436,400	503,000
	10	209,000	255,100	286,100	322,600	348,900	382,200	437,900	
	11	210,600	256,400	287,100	324,200	350,600	383,800	439,400	
	12	212,200	257,700	288,100	325,800	352,300	385,400	440,900	
	13	213,700	258,900	289,100	327,200	353,800	387,300	442,400	
	14	215,400	260,100	290,400	328,800	355,400	389,200	443,700	
	15	217,100	261,300	291,700	330,400	357,000	391,100	445,000	
	16	218,900	262,500	292,900	332,000	358,500	392,900	446,200	
	17	220,100	263,600	294,100	333,400	359,900	394,400	447,400	
	18	221,700	264,700	295,400	335,100	361,600	396,200	448,700	
	19	223,300	265,800	296,600	336,700	363,200	397,900	450,000	
	20	224,800	266,900	297,800	338,300	364,800	399,500	451,200	
	21	226,300	267,800	298,800	339,700	365,900	401,200	452,500	
	22	227,900	268,800	300,000	341,400	367,400	402,600	453,300	
	23	229,500	269,800	301,200	343,100	368,900	404,000	454,100	
	24	231,100	270,800	302,500	344,700	370,400	405,400	454,900	
	25	232,700	271,800	303,800	345,900	372,100	406,800	455,500	
	26	234,400	272,700	304,800	347,800	373,900	408,000	456,100	
	27	235,700	273,500	305,800	349,500	375,500	409,200	456,700	
	28	237,000	274,400	306,800	351,200	377,200	410,200	457,300	
	29	238,300	275,200	307,900	352,700	378,600	411,300	458,000	
	30	239,400	276,000	309,100	354,300	379,900	412,500	458,800	
	31	240,500	276,800	310,200	355,900	381,100	413,600	459,200	
	32	241,600	277,500	311,400	357,500	382,500	414,700	459,900	
	33	242,700	278,200	312,500	359,200	383,600	415,400	460,400	
	34	243,600	279,000	313,800	361,000	384,600	416,100	460,800	
	35	244,500	279,800	315,100	362,800	385,600	416,700	461,200	
	36	245,500	280,400	316,400	364,600	386,600	417,400	461,600	
	37	246,500	281,100	317,700	366,100	387,400	418,100	462,000	
	38	247,400	281,900	319,000	367,500	388,300	418,700	462,300	
	39	248,300	282,600	320,300	368,900	389,200	419,200	462,600	
	40	249,100	283,300	321,600	370,300	390,000	419,600	462,900	
	41	249,900	284,000	322,900	371,800	390,800	420,000	463,200	
	42	250,600	284,800	324,100	372,600	391,600	420,200	463,500	
	43	251,300	285,500	325,400	373,500	392,400	420,500	463,800	
	44	251,900	286,200	326,500	374,500	393,100	420,800	464,100	
	45	252,600	286,900	327,400	375,400	393,800	421,100	464,400	
	46	253,200	287,500	328,700	376,500	394,500	421,400		
	47	253,800	288,200	330,000	377,400	395,200	421,700		
	48	254,400	288,800	331,300	378,400	395,900	422,000		
	49	254,900	289,500	332,400	379,300	396,400	422,200		
	50	255,500	290,100	333,700	380,000	397,000	422,500		
	51	256,100	290,800	334,900	380,700	397,600	422,700		
	52	256,600	291,500	336,100	381,300	398,300	423,000		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

53	257,000	292,000	337,400	381,700	398,700	423,200
54	257,400	292,600	338,400	382,300	399,300	423,500
55	257,700	293,200	339,500	382,900	399,900	423,800
56	258,000	293,900	340,600	383,600	400,400	424,100
57	258,300	294,500	341,300	383,900	400,800	424,300
58	258,600	295,100	342,200	384,700	401,400	424,600
59	258,900	295,700	342,900	385,400	402,000	424,900
60	259,200	296,400	343,700	386,000	402,500	425,100
61	259,500	297,000	344,500	386,300	402,900	425,300
62	259,800	297,600	344,900	386,800	403,400	425,600
63	260,100	298,100	345,400	387,400	403,900	425,900
64	260,400	298,600	346,100	388,000	404,500	426,100
65	260,700	299,100	346,900	388,300	404,800	426,300
66	261,000	299,700	347,600	388,900	405,200	426,600
67	261,300	300,200	348,300	389,600	405,500	426,900
68	261,600	300,800	348,900	390,200	405,900	427,100
69	261,900	301,200	349,400	390,600	406,200	427,300
70	262,200	301,700	350,000	391,100	406,500	427,600
71	262,500	302,200	350,500	391,700	406,800	427,900
72	262,800	302,800	351,200	392,200	407,000	428,100
73	263,100	303,300	351,500	392,700	407,200	428,300
74	263,400	303,700	352,000	393,300	407,500	
75	263,700	304,000	352,300	393,700	407,800	
76	264,000	304,300	352,700	394,000	408,000	
77	264,300	304,500	353,100	394,400	408,200	
78	264,600	304,800	353,600	394,900	408,500	
79	264,900	305,000	354,100	395,300	408,800	
80	265,200	305,300	354,600	395,700	409,000	
81	265,500	305,500	354,900	396,100	409,200	
82	265,800	305,700	355,300	396,600	409,500	
83	266,100	306,000	355,700	397,000	409,800	
84	266,400	306,200	356,100	397,400	410,000	
85	266,700	306,500	356,400	397,700	410,200	
86	267,000	306,700	356,800			
87	267,300	307,000	357,200			
88	267,600	307,300	357,600			
89	267,900	307,600	357,800			
90	268,200	307,900	358,200			
91	268,500	308,200	358,600			
92	268,800	308,500	359,000			
93	269,100	308,700	359,200			
94		308,900	359,500			
95		309,200	359,900			
96		309,600	360,200			
97		309,800	360,500			
98		310,100	360,900			
99		310,400	361,300			
100		310,800	361,700			
101		311,000	362,200			
102		311,300	362,600			
103		311,600	363,000			
104		311,900	363,400			
105		312,100	363,900			
106		312,400	364,300			
107		312,700	364,600			
108		313,000	364,900			

	109		313,200	365,300					
	110		313,500						
	111		313,900						
	112		314,200						
	113		314,400						
	114		314,600						
	115		314,900						
	116		315,300						
	117		315,500						
	118		315,700						
	119		316,000						
	120		316,300						
	121		316,600						
	122		316,800						
	123		317,100						
	124		317,400						
	125		317,800						
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基 準 給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		200,900	228,500	270,300	291,000	306,600	332,900	375,900	410,400

備考 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する事務職員に適用する。

学校栄養職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,600	240,500	275,200	294,200	327,300
	2	203,700	241,800	276,000	295,000	328,700
	3	205,800	243,100	276,700	295,700	330,100
	4	207,900	244,400	277,500	296,400	331,500
	5	209,900	245,600	278,300	297,100	332,900
	6	211,900	246,700	279,100	297,800	334,500
	7	213,900	247,700	279,900	298,500	336,000
	8	215,700	248,600	280,600	299,200	337,500
	9	217,600	249,700	281,300	300,000	338,900
	10	219,500	250,900	282,100	300,700	340,500
	11	221,400	252,000	282,900	301,500	342,000
	12	223,500	253,200	283,700	302,100	343,500
	13	225,200	254,400	284,600	302,700	344,900
	14	227,200	255,600	285,400	303,800	346,500
	15	229,400	256,800	286,100	304,900	348,000
	16	231,500	257,900	286,900	306,100	349,500
	17	233,600	258,900	287,700	307,200	351,100
	18	234,700	259,900	288,500	308,400	352,700
	19	235,700	261,000	289,300	309,500	354,300
	20	236,800	262,000	290,000	310,700	355,800
	21	237,900	263,100	290,800	311,900	357,100
	22	238,700	264,000	291,700	313,100	358,600
	23	239,600	264,800	292,600	314,300	360,100
	24	240,400	265,600	293,300	315,400	361,600
	25	241,300	266,400	294,000	316,600	363,000
	26	242,200	267,200	294,900	317,900	364,500
	27	243,100	268,000	295,800	319,000	366,000
	28	244,000	268,800	296,500	320,200	367,400
	29	244,800	269,500	297,300	321,400	368,800
	30	245,600	270,300	298,300	322,600	370,400
	31	246,300	271,100	299,200	323,800	371,800
	32	247,100	271,900	300,200	325,000	373,300
	33	247,800	272,700	301,200	326,100	374,500
	34	248,400	273,500	302,300	327,200	375,600
	35	249,100	274,100	303,300	328,400	376,800
	36	249,800	274,900	304,200	329,600	377,900
	37	250,500	275,800	305,200	330,800	378,900
	38	251,200	276,600	306,200	332,000	379,700
	39	251,800	277,400	307,200	333,300	380,600
	40	252,400	278,100	308,200	334,500	381,700
	41	253,000	278,800	309,100	335,400	382,700
	42	253,600	279,600	310,300	336,600	383,700
	43	254,200	280,400	311,400	337,800	384,800
	44	254,700	281,100	312,500	339,000	385,700
	45	255,100	281,800	313,500	339,900	386,500
	46	255,700	282,600	314,600	340,900	387,300
	47	256,100	283,400	315,700	341,900	388,200
	48	256,500	284,100	316,700	342,800	389,000
	49	256,900	284,900	317,900	343,700	389,500
	50	257,400	285,600	318,900	344,600	390,300
	51	257,900	286,200	320,000	345,600	391,100
	52	258,400	286,900	321,100	346,500	391,900

	53	258,700	287,600	322,100	347,000	392,300
	54	259,000	288,200	323,100	347,900	393,000
	55	259,300	288,900	324,100	348,600	393,700
	56	259,600	289,500	325,100	349,500	394,300
	57	259,900	290,200	326,000	350,200	394,700
	58	260,200	290,900	327,000	350,500	395,200
	59	260,500	291,600	328,000	350,900	395,800
	60	260,800	292,200	328,900	351,600	396,400
	61	261,100	292,700	329,800	352,200	396,800
	62	261,400	293,300	330,500	352,900	397,300
	63	261,700	294,000	331,200	353,600	397,800
	64	262,000	294,600	331,800	354,200	398,300
	65	262,300	295,100	332,400	354,900	398,900
	66	262,600	295,700	333,100	355,400	399,400
	67	262,900	296,400	333,700	356,000	400,000
	68	263,200	297,000	334,300	356,600	400,600
	69	263,500	297,600	334,900	356,900	401,100
	70	263,800	298,200	335,100	357,400	401,600
	71	264,100	298,800	335,500	357,800	402,000
	72	264,300	299,400	336,000	358,300	402,400
	73	264,500	300,000	336,600	358,800	402,700
	74	264,800	300,500	337,100	359,300	403,200
	75	265,100	300,900	337,600	359,800	403,600
	76	265,300	301,300	338,000	360,200	404,000
	77	265,500	301,600	338,600	360,500	404,400
	78	265,800	301,900	339,100	360,800	
	79	266,100	302,100	339,500	361,000	
	80	266,300	302,400	340,000	361,300	
	81	266,500	302,700	340,500	361,800	
	82	266,800	302,900	340,800	362,100	
	83	267,100	303,200	341,000	362,400	
	84	267,300	303,500	341,300	362,700	
	85	267,500	303,700	341,700	363,100	
	86		303,900	342,100	363,400	
	87		304,100	342,400	363,700	
	88		304,300	342,700	364,000	
	89		304,700	343,000	364,400	
	90		304,900	343,200	364,700	
	91		305,100	343,600	364,900	
	92		305,300	343,900	365,200	
	93		305,700	344,100	365,500	
	94		305,900	344,400	365,900	
	95		306,100	344,700	366,300	
	96		306,400	344,900	366,700	
	97		306,700	345,100	367,200	
	98		306,900	345,400	367,600	
	99		307,100	345,700	368,000	
	100		307,400	345,900	368,400	
	101		307,700	346,100	368,900	
	102		307,900	346,300		
	103		308,100	346,700		
	104		308,400	346,900		
	105		308,700	347,100		
	106			347,400		
	107			347,800		
	108			348,200		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

	109			348,400		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		201,900	228,600	258,100	272,100	298,700

備考 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する学校栄養職員に適用する。

特定任期付職員

号給	給料月額
	円
1	406,200
2	456,400
3	509,500
4	575,700
5	657,000
6	767,300
7	895,700

## 職員の人事管理に関する報告

本県は、全国よりも早く人口減少や少子高齢化が進んでおり、また、急速なデジタル化の進展など県政を取り巻く環境は大きく変化している。

県政上の諸課題に的確に対応し、効果的・効率的な行政サービスを継続して提供していくためには、行政を支える公務組織の生産性を向上させていく必要がある。

そのためには、多様で優れた人材を継続的に確保し、様々な関係者と積極的に関係構築を図りながら、新たな発想や視点を取り込み、時代の変化を的確にとらえながら前向きに挑戦する職員を育成することが不可欠であり、職員一人一人が高い意欲とやりがいを持って職務を遂行し、その能力を最大限に発揮できる勤務環境を整備していくことが求められる。

一方で、本県では職員採用試験の受験者が減少傾向にあることから、人材確保が厳しい状況にある。また、現在30歳台半ばから40歳台半ばの職員が特に少なく、職員の年齢構成が大きく変化する見通しであるとともに、団塊ジュニア世代の退職により組織の新陳代謝が加速することが見込まれており、今後予想されるこれらの環境変化を踏まえ、現在の行財政運営プランに代わる新たな方針の策定に向けて検討が進められているところである。

また、人事院は、本年3月に人事行政諮問会議から示された最終提言を踏まえ、職務・職責をより重視した新たな給与体系への移行とあわせ、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進め、新たな人事制度を検討することとしている。本県においても、国の動向を注視しながら、適切に対応していく必要がある。

県民の理解と信頼を得て、県政を推進するには、職員一人一人が、強い使命感と高い倫理観を保持し、規律を守り、常に全体の奉仕者であることを自覚して、公正に職務を遂行していくことが求められる。

### Ⅰ 人材の確保

#### (1) 採用試験の見直し

生産年齢人口の減少、働き手側の価値観の多様化、デジタル社会の進展等により県政を取り巻く状況が大きく変化する中、高度化・複雑化する行政課題に的確に対応していくためには、多様で優れた人材の確保が重要な課題である。

本委員会では、受験機会の拡大及び受験者の負担軽減を図るため、民間企業の採用で広く使用されている基礎能力検査の導入、試験実施時期の早期化、秋季試験の実施、テストセンターの導入など試験制度の見直しに取り組んできた。

また、本年度においては、社会人経験者試験の資格要件を緩和するなど試験の更なる見直しを行い、受験者の確保に取り組んでいるところである。

その一方で、深刻な人手不足を背景とした民間企業の採用活動の活発化に加え、国や他の地方公共団体との激しい競争により公務における人材の確保は厳しさが増しており、本県の職員採用試験の受験者も長期的に減少傾向が続いている。

このような状況を踏まえ、本委員会は、多様で優れた人材の確保に向けて、中長期的な視点を持った採用試験の総合的な見直しに取り組んでいるところである。

今後も、能力実証の観点を踏まえ、受験者にとってより受験しやすい試験内容とする必要があることから、見直しに関する具体的な取組については、人材育成方法とあわせ、任命権者との協議を更に深めながら、検討を進めていく。

## (2) 「選ばれる県職員」を目指して

採用試験の受験者を増加させるためには、処遇の改善に加え、長崎県職員の公務の価値や魅力に共感し、未来の自分が県職員として働く姿をイメージしてもらうことが重要である。

そのためには、職員一人一人が自信と誇りを持って生き生きと公務にあたる姿を発信していくことが必要である。

本委員会では、職員募集専用ホームページ等において、職員の働く姿が伝わるように情報発信を行っている。また、対面とオンラインによる業務説明会や若手職員による座談会を開催し、職員が直接参加者の疑問に答え、業務の具体的な内容や仕事のやりがい等を伝えることで、学生等の「県職員になりたい」という意識の醸成を図っている。

こうした受験者確保に向けた広報活動や前述した採用試験の見直しを行っている

ものの、受験者は長期的に減少傾向にあり、特に技術系職種では、受験者の確保が困難な状況が続いている。

今年度、本委員会では、新たに技術系職種に特化した総合情報誌を作成し、人材の確保に向けた情報発信に取り組んでいる。任命権者においても、引き続き、学生等に対し本県における技術系特有の公務の価値や魅力をより効果的に発信するとともに、技術系職員の人材確保のあり方について、喫緊の課題として検討を進める必要がある。

そのほか、公務の価値や魅力を効果的に伝える方法としては、インターンシップが有効と考える。

任命権者が行うインターンシップでは、課題解決のワークショップや意見交換、現地視察等の体験を通じて勤労観や職業観の醸成を図っている。さらに、学生が職場の雰囲気を感じるとともに、職員が働く姿を目の当たりにすることで、県職員に対する興味・関心が高まることが期待される。

そのため、任命権者においては、キャリア形成に加え県職員の公務の価値や魅力に学生が共感し、よりリアルに自身の働く姿がイメージできるよう更に研究を深める必要がある。

あわせて、インターンシップ終了後も受験につなげるために、定期的に学生が求める情報を提供するなどの対応を充実させる必要がある。

今後も、本委員会では、受験者の増加を図るため、学生等の就職活動の傾向をつかみながら、より効果的な県職員の公務の価値や魅力の発信に取り組んでいく。

あわせて、各任命権者においては、人材確保の現状が引き続き危機的状況であることを組織全体での共通認識とし、「選ばれる県職員」を目指して、職員一人一人が日々の業務の中で公務の価値や魅力を再認識できるような機会の創出に努めるとともに、その魅力発信等についても一体的に取り組む必要がある。

### (3) 障害者の雇用に関する取組

障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の理念等を踏まえ、障害のある方が、障害の特性等に応じて能力や適性を十分に発揮し活躍できる社会の実現が重要な課題となっており、特に公務部門においては、雇用を含め活躍の場の拡大を民間に率先して推進することが求められている。

このことを踏まえ、任命権者においては、障害者の計画的な採用を行っているものの、一部の任命権者では法定雇用率を達成していない状況が続いている。

また、法定雇用率は来年度引き上げられることとなっているが、全ての任命権者において令和7年度の障害者雇用率は前年度を下回っており、今後更なる計画的な採用が求められる。

引き続き任命権者においては、法定雇用率の達成はもとより、令和7年3月に改訂した「障害者活躍推進計画」に掲げた取組を着実に進め、障害の特性等を踏まえた人事異動や相談・サポート体制の充実など、障害のある職員を含む全ての職員にとって働きやすく働きがいのある「魅力ある職場づくり」の推進を図る必要がある。

## 2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進

### (1) 人材の育成

人口減少・少子高齢化に伴う労働力人口の減少や地域活力の低下、生活や産業のあらゆる場面におけるデジタル化の進展など、本県を取り巻く社会経済環境は大きくかつ急速に変化している。

このような中、本県では、「新しい長崎県」の実現に向けた旗印として、「未来大国」をコンセプトとした「新しい長崎県づくり」を推進するためのビジョンを策定し、本県の優位性を最大限に活かしながら施策の展開を図ることとしている。

県内外の多方面から選ばれる「新しい長崎県」を実現するには、多様化・複雑化する県民ニーズに的確に対応するとともに、様々な関係者と積極的に関係構築を図りながら、課題を見出し、新たな発想や視点を取り込んでいく必要がある。そのためには、時代の変化を的確にとらえ、前向きに挑戦し、成果を追求していく職員が求められる。

そのような職員を育成するためには、新たな課題にも前向きに挑戦する姿勢が尊重されるような職場のあり方が求められる。近年実施しているエンゲージメント調査<sup>※</sup>の結果等を引き続き活用しながら、組織として改善に努めることで、それぞれの職員が挑戦し成果につなげ、達成感を得るような仕事の進め方や職場環境づくりを推進していく必要がある。

さらに、人口減少・少子高齢化が進む中、多様化・高度化する行政課題に対応した質の高い県民サービスを提供し続けるためには、限られた人的資源や財源を有効に活

用し生産性を上げ、より一層効率的に業務を行っていく必要があり、施策と庁内業務の両面からデジタル改革を推進していくことが不可欠である。

任命権者においては、「長崎県職員デジタル人材育成方針」に基づき、職員研修等を通して、管理職をはじめとした職員の意識改革やデジタル分野の知識・スキルの習得ができるよう支援を行ってきたところである。デジタル改革を推進していくことは、行政サービスの向上のみならず職員が高いモチベーションで業務を効率的に遂行する上でも重要であることから、今後も引き続きDX<sup>※</sup>の推進に向けた取組を充実・拡充していく必要がある。

また、本県では女性の職業生活における活躍推進に向け、本年度を終期とする特定事業主行動計画に基づいた取組を進めており、管理職に占める女性の割合は概ね目標を達成したところである。引き続き、任命権者においては、更なる女性の活躍推進に向けて新たな計画を策定するほか、多様な職務経験を積むことができる人事配置を推進し、キャリア形成につながる取組を実施するなど、女性職員の育成・登用を進めていく必要がある。

※エンゲージメント調査：定期的に職員の働きがいや意欲、組織に対する思い入れ、愛着などの「職員のエンゲージメント」を調査・把握し、その結果から組織が抱える課題を洗い出し、職員にフィードバックすることにより、組織の健全化、組織力の向上、個人の意欲向上、人材の定着などにつなげる取組のこと。

※DX：Digital Transformation の略称。デジタル技術によって、業務フローの改善なども含め、枠組みの大きな見直しや革新的イノベーションなどにより、より良いものへと変革すること。

## (2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

定年の引上げや試験方法の見直し等に伴い、より幅広い年齢や多様な経歴等を持つ職員が在職する中で、職員の能力・実績を的確に評価し、その結果を任用や給与等に適切に反映することは、職員の意欲・士気の向上や成長につながるとともに、組織の

活力を維持・向上させるための重要な取組である。

本県では、これまでも能力・実績に基づく人事管理を進めているところであり、令和7年度からは、全職員の評価結果が給与に反映されている。このことから、人事評価制度の運用にあたっては、透明性・納得性・客観性を確保することがこれまで以上に重要となるため、人事評価の精度を更に向上させる必要がある。

そのため、職種や役職などの被評価者の状況を踏まえ、引き続き、職務や職責に応じた適切な目標の設定及び評価を行い、その評価結果について丁寧なフィードバックを改めて徹底する必要がある。また、1on1ミーティング<sup>※</sup>等を活用して日頃から積極的なコミュニケーションを図り、業務の進捗状況を把握するとともに課題等を共有しながら、適切な指導・助言を行うことにより、人材育成にもつなげていく必要がある。

今後も、評価制度の運用実態の把握・検証を行うとともに、評価者への研修などを通じて評価制度に対する理解を定着させ、その適正な運用に努める必要がある。

※1on1ミーティング：上司と部下が1対1で話をする取組のこと。

### 3 働き方改革と勤務環境の整備

#### (1) 多様で柔軟な働き方の推進

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化し、公務を取り巻く環境が変化中、職員が個々の事情に合わせた働き方を選択できるよう勤務環境を整備していくことは重要である。勤務環境の充実は、職員の働く意欲の向上や能力発揮、ワーク・ライフ・バランスの実現にもつながるほか、人材の確保や定着にも資するものである。

本県においては、職員のライフスタイルに応じた働き方を支援するため、テレワークやフレックスタイム制を整備してきたところである。

任命権者においては、勤務形態の異なる職員間の情報共有等が円滑になされるよう配慮するとともに、柔軟な働き方と業務体制の確保のバランスを図りながら、制度を運用していく必要がある。

これらの柔軟な働き方を選択できる環境を整備することは、個々の職員のWell-beingの実現を可能とし、公務職場の魅力向上にもつながるものである。引き

続き、制度の利用等について諸課題を分析・検証し、利用しやすい環境整備に向けた取組を推進していくことが重要である。

## (2) 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の健康確保やワーク・ライフ・バランスの実現、公務能率の向上、更には人材確保の観点から公務職場の魅力向上を図るためにも極めて重要な課題である。

### ア 時間外勤務の縮減

任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、時間外勤務を命ずることができるが、その場合であっても、職員の健康及び福祉を害しないよう考慮した上で、時間外勤務を命ずる時間数については必要最小限のものとしなければならない。

長時間におよぶ時間外勤務は、職員のモチベーションを低下させ、業務に支障を来すとともに、職員の心身の健康や生活にも深刻な影響を及ぼす恐れがあり、任命権者においては、時間外勤務縮減に向けてこれまで様々な取組を行ってきたところである。

長時間労働の是正のためには、管理職員の果たす役割が極めて大きいことから、管理職員等のマネジメント力の強化を図り、それぞれの組織において、更なる業務内容の見直しに取り組むとともに、引き続きデジタル化・DXを推進し、公務能率の向上に一層努める必要がある。

所属長においては、時間外勤務命令を行う場合には、その必要性を十分検討し、事前命令を徹底する必要がある。また、出退勤システム等により職員の勤務時間の適正な把握や管理に努めるとともに、業務の平準化に取り組むことが重要である。

### イ 教職員の業務負担軽減

教育現場においては、教員のなり手不足が深刻な問題となっており、その大きな要因として挙げられている長時間労働への早急な対策が必要である。

教育委員会においては、教職員の業務負担軽減を図るため、これまで実施してきた取組に加え、県立高校・中学校全校へのデジタル採点システムの導入や業務

支援員の増員など様々な対策を講じてきているところである。

長時間労働の是正を含めた勤務環境の整備を図ることにより、授業づくりに取り組む時間や児童・生徒と向き合う時間の確保ができ、今以上にやりがいを持って働くことが可能となる。それにより、効果的で質の高い教育が推進されるとともに、学校現場における人材の確保や定着にもつながるものである。

また、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部が改正され、教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画の策定・公表が求められており、適切に対応する必要がある。

今後も、県及び各市町の教育委員会が連携し、勤務時間の適正な把握・管理に努めるとともに、現在実施している取組の結果を検証しながら、学校における働き方改革を推進する必要がある。

#### ウ 人事委員会の取組

本委員会においては、実地調査を行い、時間外勤務の上限規制に係る法令の遵守状況等について確認を行っている。引き続き、時間外勤務の状況等を把握し、労働基準監督機関として、必要に応じて各所属への助言・指導を行っていく。

### (3) 仕事と家庭生活の両立支援

全ての職員が意欲を持って仕事に取り組み、その能力を十分に発揮できるためには、仕事と家庭生活の両立を可能とする勤務環境の整備が重要である。

本県では、これまで育児・介護等と仕事の両立支援制度の整備を進めており、本年からは、こども看護休暇取得事由の拡充や所定外労働の免除対象の拡大、部分休業の取得パターンの追加を行ったところである。

任命権者は、夫婦が相互に協力して子育てを行う「共育て」を推進するため、育児プランニングシートの活用等により男性職員の育児休業取得を促し、その取得率は年々上昇してきている。引き続き、「男性育休は当たり前」という組織になるよう、男性職員が育児休業を取得しやすい環境の整備に取り組む必要がある。

また、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正を踏まえ、介護両立支援制度、出生時両立支援制度、育児期両立支援制度等の

説明、意向の確認等が義務付けられたところであり、希望する職員が確実に制度を利用できるよう配慮が求められる。

任命権者においては、こうした両立支援制度を職員が円滑に利用できるよう、引き続き周知に努めるとともに、制度を利用しやすい環境づくりや意識啓発を推進していくことが重要である。

所属長においても、日頃のコミュニケーションや面談等を通じて職員の状況把握に努めるとともに、育児・介護等の事情を有する職員が、休暇・休業を気兼ねなく取得できるように職場での支援体制づくりを行う必要がある。

#### (4) 職員の健康管理

職員がやりがいを持って意欲的に働き続けるためには、心身ともに良好な状態を保つことが大切である。また、職員の健康の保持増進は、職員が能力を十分に発揮し組織の力を最大限発揮するための基本となるものである。

任命権者においては、これまでも各種健康診断や健診後の事後指導、健康相談、長時間の時間外勤務を行った職員への医師の面接指導などに取り組み、職員の健康保持に努めてきたところである。

一方、定期健康診断後の精密検査等要受診者の受診率は、年々増加してきているものの100%には至っていない。疾病の重症化防止のためには、早期発見、早期治療が有効であり、職員の健康保持に対する意識を更に高めていく必要がある。

また、本県職員における精神疾患による病気休職者は、依然として休職者全体の約7割と高い水準にある。職員の心の健康保持のためには、メンタルヘルス対策を一層進める必要があり、従来から取り組まれている1次予防（健康不全の未然防止）、2次予防（健康不全の早期発見、早期対処）、3次予防（職場復帰支援、再発防止）の各取組を推進していくことがますます重要となっている。

まずは、職員本人がストレスチェックを通じて、自らのストレスの程度を把握し、適切なセルフケアに取り組むことが重要である。あわせて、職場においても周囲の職員の気づきやそれに応じた配慮が大切である。

特に、所属長においては、職員の心身の状態を把握するよう努め、職員が相談しやすい雰囲気づくりを行うとともに、体調不良の兆候があれば適切な声掛けや面談を実

施するなど、早期の対応が重要である。

任命権者においては、引き続き、ストレスチェック制度の活用によりメンタルヘルス不調の未然防止や早期発見・早期対応につながる取組を実施していくとともに、休職した職員の円滑な職場復帰のための支援や再発防止などの取組を総合的に実施していく必要がある。

#### (5) ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を傷つける絶対に許されない行為である。また、職員の心身の健康に影響を及ぼすとともに職場全体の士気の低下や秩序の乱れにもつながり、公務の適正・効率的な運営を妨げる要因ともなる。

各任命権者においては、要綱等に基づき、研修の実施や相談体制の整備などハラスメントの防止及び排除に向けた対策を講じているところであるが、本委員会や任命権者が設置している相談窓口には、ハラスメントに関する相談が依然として寄せられている。

職員は、誰もがハラスメントの当事者になり得ることを認識し、一人一人がハラスメントに対する関心と理解を深め、相手の立場に立った言動に心がけることが重要である。

そのため、任命権者においては、引き続き管理職員をはじめ全ての職員にハラスメントに対する正しい認識と自覚を徹底し、意識啓発に更に取り組むとともに、安心して相談できる職場環境づくりを推進する必要がある。

所属長においては、職員が自由に意見を述べたり相談したりすることができるように日頃から良好なコミュニケーションを心掛けるとともに、ハラスメントの相談者が不利益を受けることがないよう配慮する必要がある。

さらに、近年社会問題化しているカスタマー・ハラスメントについては、本県においても対応基本方針の策定や対応マニュアルの作成が進められているところである。職員が安心して職務を遂行することができるよう、引き続きハラスメント防止対策の充実を図る必要がある。



# 参 考 资 料



# 1 人事院の報告及び勧告



## 激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

### 人事院が実現する「これからの公務

#### 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ・ 国家公務員行動規範の周知・啓発
- ・ 府省横断チームによる公務のブランディング

#### 実力本位で活躍できる公務

- ・ 職務・職責をより重視した給与体系を含み、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討

【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】

- ・ 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- ・ 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- ・ 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止

【R7年度から先行して実施】

#### 働きやすさと成長が両立する公務

- ・ 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化

【R7年度から実施】

- ・ 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し

【R8年度から施行】

- ・ 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入

【R8年度に措置内容を報告】

- ・ 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用

【R7年度に作成】

#### 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ・ 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入  
【R8年度に試行試験、R9年度に導入】

- ・ インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備

【R8年度から実施】

- ・ 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化

【R8年度から実施】

- ・ 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備

【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

## 官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
    - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
    - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

### 月例給

官民較差: 15,014円(3.62%)  
〔令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較〕〔令和7年4月実施〕

#### ● 俸給

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ  
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%)[+12,000円] 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%)[+12,000円]  
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%)[+12,300円]

- 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

#### ● 本府省業務調整手当

- 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

#### ● 特地勤務手当等

- 著しく不便な地に所在する官署(特地官署等)に勤務する職員に支給される特地勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- 特地官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

## ボーナス

〔直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較〕

- 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤労手当の支給月数とともに0.025月分引上げ

## ■ 職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特勤勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、
- ④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

## ■ その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況と踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置



## 2 民間給与関係資料



## 令和7年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となっている職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与等を検討するため、令和7年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

### 2 調査機関

人事委員会及び人事院

### 3 調査の範囲

#### (1) 調査対象事業所

令和7年4月分最終給与締切日現在において、全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所458事業所。

#### (2) 調査対象職種

76職種（うち初任給関係18職種）

### 4 調査対象の抽出

#### (1) 事業所の抽出

前記3の(1)に記載している458事業所を組織、規模、産業別に14層に層化した後、無作為抽出法で142事業所を抽出し、実地調査を行った。

#### (2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種について、該当従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員は、すべて除外した。

### 5 集計

#### (1) 調査実人員

5,777人（うち初任給関係職種463人）であるが、調査職種該当者（母集団）の推定数は28,782人である。

#### (2) 総計及び平均の算出に際しては、すべて母集団に復元して行った。

第1表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	事業所 117	事業所 37	事業所 55	事業所 25
農 業 ， 林 業 ， 漁 業	3	0	0	3
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 業 採 取 業 ， 建 設 業	10	3	4	3
製 造 業	39	11	23	5
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 水 道 業 、 運 輸 業 、 情 報 通 信 業 、 業 、 業 ， 業 ， 業 ， 業	15	5	6	4
卸 売 業 ， 小 売 業	7	2	3	2
金 融 業 ， 保 険 業 、 貸 付 業 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	6	5	1	0
教 育 ， 学 習 支 援 業 、 業 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	37	11	18	8

- (注) 1 上記のほか、規模が調査対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が25あった。  
 2 調査対象事業所142に占める調査完了事業所117の割合（調査完了率）は、82.4%である。  
 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。（以下、各表について同じ。）

第2表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計				【参考】
		500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	50人以上 100人未満	
事 務 ・ 技 術 関 係	新 卒 事 務 員	大 学 卒	232,272	241,026	209,968	189,333
		短 大 卒	189,262	189,787	187,935	—
		高 校 卒	172,098	168,201	181,266	166,667
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	266,041	284,458	222,988	192,000
		短 大 卒	202,917	232,692	176,587	—
		高 校 卒	198,567	207,535	190,254	173,308
	新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	239,891	252,950	210,645	190,400
		短 大 卒	195,145	204,007	181,282	—
		高 校 卒	184,813	183,459	186,809	171,094

- (注) 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。  
 備考 職員の場合、行政職の現行初任給（事務・技術共通）は、大学卒220,000円、短大卒204,400円、高校卒188,000円である。

第3表 民間における企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 規模計

1-1

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長	4	54.5	950,113	25	950,088	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	本表その2規模50人以上及び本表その3規模100人以上500人未満の対応級欄参照
	大学卒	3	54.8	994,706	0	994,706		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	4	55.8	863,554	0	863,554	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	2	59.0	1,100,500	0	1,100,500		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	2	54.4	757,340	0	757,340		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	93	53.4	649,888	4,262	645,626	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	58	52.6	697,863	6,901	690,962		
	短大卒	8	54.7	612,605	143	612,462		
	高校卒	27	54.5	562,515	74	562,441		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	109	54.4	775,463	1,586	773,877	同上	同上	
大学卒	78	54.5	837,679	1,247	836,432			
短大卒	10	53.8	717,636	0	717,636			
高校卒	20	53.8	597,983	3,608	594,375			
中学卒	*	*	*	*	*			

(注) 「\*」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	39	54.1	531,955	4,013	527,942	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	本表その2規模500人以上及び本表その3規模100人以上500人未満の対応級欄参照
	大学卒	17	54.5	571,219	8,878	562,341		
	短大卒	8	52.8	448,629	537	448,092		
	高校卒	14	54.6	537,779	0	537,779		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部次長	64	53.0	702,136	1,456	700,680	同上	同上
	大学卒	34	52.9	789,595	440	789,155		
	短大卒	6	50.9	598,823	0	598,823		
	高校卒	24	53.6	624,371	2,936	621,435		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	240	51.0	631,677	2,858	628,819	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上
	大学卒	147	50.5	658,887	2,308	656,579		
	短大卒	35	52.5	601,951	2,206	599,745		
	高校卒	57	51.6	567,091	5,215	561,876		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長	347	51.9	676,500	3,315	673,185	同上	同上
大学卒	196	52.2	701,265	1,938	699,327			
短大卒	38	51.2	695,047	1,236	693,811			
高校卒	112	51.7	600,535	8,148	592,387			
中学卒	*	*	*	*	*			

(注) 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務課長代理	46	47.7	453,009	13,394	439,615	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	本表その2規模500人以上及び本表その3規模100人以上500人未満の対応級欄参照
	大学卒	25	46.8	462,192	11,463	450,729		
	短大卒	3	50.9	338,718	0	338,718		
	高校卒	14	48.8	438,054	10,673	427,381		
	中学卒	4	46.5	539,373	46,451	492,922		
	技術課長代理	55	49.3	580,952	41,181	539,771	同上	同上
	大学卒	15	44.1	560,352	73,533	486,819		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	39	51.6	587,893	27,426	560,467		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	243	46.0	418,162	42,610	375,552	係の長及び係長級専門職	同上
	大学卒	101	44.0	414,122	40,316	373,806		
	短大卒	21	51.0	416,238	44,240	371,998		
	高校卒	110	47.0	419,374	43,036	376,338		
	中学卒	11	44.7	455,728	59,929	395,799		
	技術係長	271	44.6	538,448	54,226	484,222	同上	同上
	大学卒	103	43.2	581,651	45,104	536,547		
	短大卒	17	47.4	425,925	8,724	417,201		
	高校卒	149	45.6	504,082	69,007	435,075		
中学卒	2	53.2	539,563	24,683	514,880			

(注) 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	264	42.2	488,120	77,088	411,032	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	本表その2規模500人以上及び本表その3規模100人以上500人未満の対応級欄参照
	大学卒	119	40.3	531,765	89,092	442,673		
	短大卒	29	45.6	507,585	88,820	418,765		
	高校卒	109	43.4	424,338	58,039	366,299		
	中学卒	7	48.8	415,459	37,990	377,469		
	技術主任	207	44.4	521,245	77,081	444,164	同 上	同 上
	大学卒	101	42.1	539,680	80,885	458,795		
	短大卒	23	46.9	526,628	80,512	446,116		
	高校卒	83	47.5	484,432	68,473	415,959		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係員	1,025	37.4	339,352	37,163	302,189		同 上
	大学卒	439	36.0	354,913	41,807	313,106		
	短大卒	120	42.1	337,085	32,364	304,721		
	高校卒	455	37.4	325,058	34,084	290,974		
	中学卒	11	49.4	344,540	30,874	313,666		
	技術係員	1,176	34.8	396,026	59,480	336,546		同 上
	大学卒	532	33.4	411,707	64,030	347,677		
	短大卒	94	35.0	390,618	57,361	333,257		
高校卒	548	36.8	374,342	53,240	321,102			
中学卒	2	46.9	320,000	62,246	257,754			

(注) 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換 手を除く。 業務委託契約等に基づ き、他の事業所において 業務に従事している者を 除く。
	自家用乗用自動車運転手	*	*	*	*	*	
	守 衛	2	65.0	274,846	0	274,846	
	用 務 員	—	—	—	—	—	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係) の長 下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有す る者、上記研究部(課)長 及び研究室(係)長を除 く。)
	研 究 部 ( 課 ) 長	36	52.4	729,453	757	728,696	
	研 究 室 ( 係 ) 長	—	—	—	—	—	
	主 任 研 究 員	37	41.2	621,595	112,944	508,651	
	研 究 員	42	32.3	375,097	46,357	328,740	
研 究 補 助 員	—	—	—	—	—		
医 療 関 係 職 種	病 院 長	*	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師 5人以上 上記病院長に事故等のあ るときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師 1人以上
	副 院 長	2	64.5	2,427,146	532,433	1,894,713	
	医 科 長	4	61.0	1,381,774	69,749	1,312,025	
	医 科 医 師	27	52.7	1,475,735	111,917	1,363,818	
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—	
	薬 局 長	2	47.5	531,250	25,000	506,250	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	9	49.4	450,742	17,588	433,154	
	診 療 放 射 線 技 師	14	45.4	389,547	28,583	360,964	
	臨 床 検 査 技 師	13	47.8	308,482	9,288	299,194	
	栄 養 士	21	37.5	240,217	5,372	234,845	
理 学 療 法 士	46	41.0	312,461	7,049	305,412		
作 業 療 法 士	27	40.6	330,723	16,778	313,945		
総 看 護 師 長	4	57.0	494,690	4,000	490,690	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護 師5人以上	
看 護 師 長	27	51.2	387,290	15,544	371,746		
看 護 師	127	41.6	320,863	47,954	272,909		
准 看 護 師	49	52.9	283,349	45,758	237,591		

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考		
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)			
		人	歳	円	円	円			
教 育 関 係 職 種	大 学	学長・副学長・学部長	4	61.5	654,275	0	654,275		
		教 授	16	54.9	609,838	0	609,838		
		准 教 授	15	47.9	508,297	0	508,297		
		講 師	15	43.3	450,311	0	450,311		
		助 教	4	43.8	455,025	0	455,025		
	高 等 学 校	校 長	*	*	*	*	*		
		教 頭	2	55.0	507,118	0	507,118		
		教 諭	41	44.5	430,328	21,168	409,160		
	海 事 関 係 職 種	沿 海 ・ 平 水	船 長 ・ 機 関 長	7	59.1	801,747	52,979		748,768
一 等 航 海 士 ・ 機 関 士			9	48.1	536,971	118,192	418,779		
二 等 航 海 士 ・ 機 関 士			5	35.9	503,987	138,951	365,036		
三 等 航 海 士 ・ 機 関 士			5	25.7	457,791	137,232	320,559		
運 航 士			—	—	—	—	—		
甲 板 長 ・ 操 機 長			4	49.3	515,395	129,605	385,790		
甲 板 手 ・ 操 機 手			—	—	—	—	—		
甲 板 員 ・ 機 関 員			9	23.9	389,093	111,610	277,483		

その2 規模500人以上

(企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上)

2-1

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
								円
事務 ・ 技術 関係 職種	支店長	4	54.5	950,113	25	950,088	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職9級
	大学卒	3	54.8	994,706	0	994,706		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	3	55.2	872,807	0	872,807	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	2	59.0	1,100,500	0	1,100,500		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	49	52.8	790,997	292	790,705	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	37	52.9	794,160	315	793,845		
	短大卒	2	51.0	687,659	0	687,659		
	高校卒	10	52.7	795,898	252	795,646		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	74	54.6	912,233	259	911,974	同上	同上	
大学卒	62	54.8	926,736	310	926,426			
短大卒	7	54.1	825,529	0	825,529			
高校卒	5	53.4	854,105	0	854,105			
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	18	54.1	706,552	1,663	704,889	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長－課 長間）	行政職9級
	大学卒	10	55.9	697,999	2,213	695,786		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	7	51.8	706,241	0	706,241		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部次長	52	52.8	788,757	285	788,472	同 上	同 上
	大学卒	32	52.8	815,095	478	814,617		
	短大卒	4	49.6	792,357	0	792,357		
	高校卒	16	53.3	741,834	0	741,834		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	163	50.6	686,392	1,426	684,966	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職 7級、8級
	大学卒	114	50.4	700,023	1,748	698,275		
	短大卒	17	51.6	676,907	909	675,998		
	高校卒	32	50.7	619,724	94	619,630		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長	251	52.5	713,249	2,565	710,684	同 上	同 上
	大学卒	152	52.5	726,870	1,327	725,543		
	短大卒	27	51.6	732,634	532	732,102		
	高校卒	71	52.9	657,235	7,886	649,349		
中学卒	*	*	*	*	*			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	23	45.5	566,991	9,357	557,634	前記課長に事故等のあるときの職務代行 者 課長に直属し部下に 係長等の役職者を有 する者 課長に直属し部下4 人以上を有する者 職能資格等が上記課 長代理と同等と認め られる課長代理及び 課長代理級専門職 中間職（課長一係長 間）	行政職 5級、6級
	大学卒	12	43.1	571,940	10,739	561,201		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	7	47.3	587,131	3,161	583,970		
	中学卒	3	48.2	568,015	20,095	547,920		
	技術課長代理	40	49.1	647,123	42,399	604,724	同 上	同 上
	大学卒	9	43.3	684,807	103,970	580,837		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	30	50.8	633,704	23,985	609,719		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	145	47.8	491,614	53,334	438,280	係の長及び係長 級専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	52	46.7	505,318	47,066	458,252		
	短大卒	9	54.1	486,038	41,195	444,843		
	高校卒	74	47.8	483,898	57,332	426,566		
	中学卒	10	45.8	487,869	69,070	418,799		
	技術係長	171	43.9	582,668	62,361	520,307	同 上	同 上
	大学卒	67	42.8	623,132	48,996	574,136		
	短大卒	3	43.5	539,195	16,317	522,878		
	高校卒	100	45.3	535,798	79,396	456,402		
中学卒	*	*	*	*	*			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	172	42.1	528,663	83,323	445,340	係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業 所における主任のうち、課長代理以上に 直属し、部下を有する者 係長等のいない事業 所において、職能資 格等が上記主任と同 等と認められる主任 中間職（係長一係員 間）	行政職2級 （一部は3級、 4級）
	大学卒	78	40.3	575,566	96,265	479,301		
	短大卒	21	44.9	520,944	90,054	430,890		
	高校卒	66	43.4	464,847	62,770	402,077		
	中学卒	7	48.8	415,459	37,990	377,469		
	技 術 主 任	159	44.1	536,212	79,761	456,451	同 上	同 上
	大学卒	86	42.0	546,967	82,127	464,840		
	短大卒	20	46.9	536,847	83,225	453,622		
	高校卒	53	47.2	512,035	72,716	439,319		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事 務 係 員	556	37.5	373,704	42,758	330,946	同 上	行政職1級
	大学卒	269	35.3	375,691	45,018	330,673		
	短大卒	53	42.4	393,159	43,169	349,990		
	高校卒	225	38.4	366,838	40,188	326,650		
	中学卒	9	49.3	382,439	38,221	344,218		
	技 術 係 員	654	34.5	425,082	64,824	360,258	同 上	同 上
	大学卒	322	33.0	433,838	67,813	366,025		
	短大卒	48	33.0	407,483	64,003	343,480		
高校卒	284	37.7	413,347	59,455	353,892			
中学卒	—	—	—	—	—			

その3 規模100人以上500人未満

(企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上)

3-1

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職 7級、8級
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	44	53.9	534,741	7,502	527,239	2課以上又は構成員20人以上の部の長の職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	21	52.3	572,549	15,471	557,078		
	短大卒	6	55.5	597,667	172	597,495		
	高校卒	17	55.3	464,629	0	464,629		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	35	53.9	527,268	3,993	523,275	同上	同上	
大学卒	16	53.4	543,328	4,346	538,982			
短大卒	3	53.2	500,987	0	500,987			
高校卒	15	53.9	521,272	4,688	516,584			
中学卒	*	*	*	*	*			

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	21	54.2	433,343	5,341	428,002	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長－課 長間）	行政職 7級、8級
	大学卒	7	53.2	448,610	15,325	433,285		
	短大卒	7	53.2	414,171	0	414,171		
	高校卒	7	56.2	436,272	0	436,272		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部次長	12	53.7	443,026	4,959	438,067	同 上	同 上
	大学卒	2	53.5	493,975	0	493,975		
	短大卒	2	52.4	380,082	0	380,082		
	高校卒	8	54.1	447,497	7,358	440,139		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	77	52.0	505,678	6,153	499,525	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職 5級、6級
	大学卒	33	51.1	485,903	4,665	481,238		
	短大卒	18	53.4	521,838	3,592	518,246		
	高校卒	25	52.6	517,369	10,053	507,316		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長	96	48.8	462,212	7,688	454,524	同 上	同 上
	大学卒	44	49.3	487,693	7,038	480,655		
短大卒	11	48.7	444,680	5,920	438,760			
高校卒	41	48.2	439,335	8,895	430,440			
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)			
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	23	49.2	376,619	16,099	360,520	前記課長に事故等のあるときの職務代行 者 課長に直属し部下に 係長等の役職者を有 する者 課長に直属し部下4 人以上を有する者 職能資格等が上記課 長代理と同等と認め られる課長代理及び 課長代理級専門職 中間職（課長一係長 間）	行政職4級
	大学卒	13	49.2	392,190	11,924	380,266		
	短大卒	2	49.6	336,102	0	336,102		
	高校卒	7	49.8	341,481	15,539	325,942		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長代理	15	49.7	469,603	39,132	430,471	同 上	同 上
	大学卒	6	44.8	443,295	44,905	398,390		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	9	53.3	489,151	34,843	454,308		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	98	44.1	333,166	30,202	302,964	係の長及び係長 級専門職	行政職3級
	大学卒	49	41.9	342,481	35,013	307,468		
	短大卒	12	49.0	369,635	46,274	323,361		
	高校卒	36	45.6	310,167	18,841	291,326		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術係長	100	46.4	412,369	31,032	381,337	同 上	同 上
	大学卒	36	45.1	408,626	28,869	379,757		
	短大卒	14	48.4	398,574	6,890	391,684		
	高校卒	49	46.6	418,295	40,903	377,392		
中学卒	*	*	*	*	*			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	92	42.5	387,812	61,664	326,148	係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業 所における主任のうち、課長代理以上に 直属し、部下を有する者 係長等のいない事業 所において、職能資 格等が上記主任と同 等と認められる主任 中間職（係長一係員 間）	行政職2級 (一部は3級)
	大学卒	41	40.5	409,096	69,002	340,094		
	短大卒	8	47.9	458,982	84,328	374,654		
	高校卒	43	43.3	351,479	49,529	301,950		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技 術 主 任	48	47.0	383,492	52,415	331,077	同 上	同 上
	大学卒	15	43.7	411,250	58,996	352,254		
	短大卒	3	46.7	329,628	28,207	301,421		
	高校卒	30	48.6	375,423	51,717	323,706		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事 務 係 員	469	37.4	299,062	30,601	268,461		行政職1級
	大学卒	170	37.0	322,964	36,869	286,095		
	短大卒	67	41.9	293,539	23,973	269,566		
	高校卒	230	36.4	283,521	28,015	255,506		
	中学卒	2	49.5	205,790	3,979	201,811		
	技 術 係 員	522	35.7	321,802	45,830	275,972		同 上
	大学卒	210	35.1	330,837	50,206	280,631		
	短大卒	46	40.6	343,596	38,841	304,755		
高校卒	264	35.3	310,974	43,142	267,832			
中学卒	2	46.9	320,000	62,246	257,754			

その4 【参考】規模100人未満

(企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上) 4-1

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	構成員50人以上 の支店(社)の長 (取締役兼任者 を除く。)	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—		
	工 場 長	—	—	—	—	構成員50人以上 の工場の長 (取締役兼任者 を除く。)	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—		
	事 務 部 長	10	52.3	532,724	0	532,724	2課以上又は構 成員20人以上の 部の長 職能資格等が上 記部の長と同等 と認められる部 の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者 を除く。)
	大 学 卒	9	52.2	522,893	0	522,893	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 部 長	8	49.5	480,910	5,965	474,945	同 上	
大 学 卒	3	44.2	472,015	15,208	456,807		
短 大 卒	—	—	—	—	—		
高 校 卒	5	52.7	486,247	419	485,828		
中 学 卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	7	55.9	532,319	0	532,319	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 機能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長－課 長間）
	大学卒	6	56.3	549,000	0	549,000	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術部次長	2	46.0	452,952	0	452,952	同 上
	大学卒	—	—	—	—	—	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	2	46.0	452,952	0	452,952	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務課長	17	53.0	440,028	1,965	438,063	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 機能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職
	大学卒	8	51.0	409,342	0	409,342	
	短大卒	2	52.5	330,910	0	330,910	
	高校卒	7	55.5	506,274	4,772	501,502	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技術課長	20	52.4	416,470	16,543	399,927	同 上	
大学卒	11	51.5	401,931	11,011	390,920		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	8	52.5	436,141	26,216	409,925		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	18	47.1	437,626	33,061	404,565	前記課長に事故等のあるときの職務代行 者 課長に直属し部下に 係長等の役職者を有 する者 課長に直属し部下4 人以上を有する者 職能資格等が上記課 長代理と同等と認め られる課長代理及び 課長代理級専門職 中間職（課長一係長 間）
	大学卒	18	47.1	437,626	33,061	404,565	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術課長代理	10	51.8	398,885	58,738	340,147	同 上
	大学卒	7	53.2	379,122	60,181	318,941	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	3	48.5	444,998	55,370	389,628	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務係長	40	45.3	410,868	32,392	378,476	係の長及び係長 級専門職
	大学卒	29	44.5	439,233	35,039	404,194	
	短大卒	2	51.0	334,715	11,665	323,050	
	高校卒	9	46.8	332,251	28,022	304,229	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技術係長	22	39.4	359,733	81,611	278,122	同 上	
大学卒	9	39.1	364,111	95,824	268,287		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	13	39.6	356,702	71,772	284,930		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	58	41.1	318,599	19,914	298,685	係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業 所における主任のうち、 課長代理以上に 直属し、部下を有する 者 係長等のいない事業 所において、職能資 格等が上記主任と同 等と認められる主任 中間職（係長一係員 間）
	大学卒	39	37.8	330,345	16,558	313,787	
	短大卒	7	51.5	278,473	7,968	270,505	
	高校卒	12	46.2	302,854	38,069	264,785	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技 術 主 任	41	44.4	316,801	50,612	266,189	同 上
	大学卒	19	43.4	343,183	60,474	282,709	
	短大卒	2	44.5	304,000	23,800	280,200	
	高校卒	20	45.4	293,019	43,924	249,095	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事 務 係 員	109	39.1	275,725	24,177	251,548	
	大学卒	53	35.2	304,883	34,093	270,790	
	短大卒	16	48.2	270,168	12,056	258,112	
	高校卒	40	40.6	238,740	15,738	223,002	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 係 員	109	35.2	279,631	39,455	240,176		
大学卒	33	35.0	278,512	48,893	229,619		
短大卒	4	45.8	290,118	10,877	279,241		
高校卒	71	34.8	280,444	37,234	243,210		
中学卒	*	*	*	*	*		

第4表 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
			%	%	%	
大学卒	規模計 (100人以上)	19.9	(68.1)	(31.9)	(0.0)	80.1
	500人以上	22.8	(60.7)	(39.3)	(0.0)	77.2
	100人以上 500人未満	18.4	(73.2)	(26.8)	(0.0)	81.6
	【参考】 50人以上 100人未満	9.2	(100.0)	(0.0)	(0.0)	90.8
高校卒	規模計 (100人以上)	29.3	(77.2)	(22.8)	(0.0)	70.7
	500人以上	27.6	(79.4)	(20.6)	(0.0)	72.4
	100人以上 500人未満	30.2	(76.1)	(23.9)	(0.0)	69.8
	【参考】 50人以上 100人未満	26.3	(85.0)	(15.0)	(0.0)	73.7

(注) ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。  
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とまらない場合がある。

第5表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	割合
支給する	57.0%
支給しない	43.0%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	30,000円以上 31,000円未満

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第6表 民間における通勤手当の支給状況

その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
97.8 %	( 26.3 ) %	( 68.1 ) %	( 0.0 ) %	( 5.6 ) %	2.2 %

- (注) 1 支給形態の( )内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。  
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある(その2において同じ)。  
 2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである(その2、その3及びその4において同じ)。

その2 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
17.3 %	( 27.6 ) %	( 37.9 ) %	( 34.5 ) %	( 0.0 ) %	82.7 %

- (注) 支給形態の( )内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の月額支給の状況

月額							
3,000円未満	3,000円以上 4,000円未満	4,000円以上 5,000円未満	5,000円以上 6,000円未満	6,000円以上 7,000円未満	7,000円以上 8,000円未満	8,000円以上 9,000円未満	9,000円以上 10,000円未満
14.5 %	34.1 %	0.0 %	15.9 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
月額							
10,000円以上 15,000円未満	15,000円以上						
0.0 %	35.5 %						

- (注) 1 外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を全額支給制又は制限支給制、一律定額制として支給する事業所を100とした割合である。  
 2 全額支給制及び制限支給制にあつては最高支給月額。

その4 自動車使用者に対する通勤手当の状況

(1) 民間における支給状況

距離段階別定額制における支給月額							
距離（片道）	5km	10km	20km	30km	40km	50km	60km
支給月額	4,105円	7,127円	13,646円	18,539円	23,502円	30,191円	36,038円
距離（片道）	70km	80km	90km	100km			
支給月額	41,488円	48,528円	54,992円	61,085円			

(注) 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

(2) 職員における支給状況

使用距離区分別手当額							
距離（片道）	5km未満	5km以上 10km未満	10km以上 15km未満	15km以上 20km未満	20km以上 25km未満	25km以上 30km未満	30km以上 35km未満
支給月額	2,400円	5,700円	9,100円	12,300円	15,700円	18,900円	22,000円
距離（片道）	35km以上 40km未満	40km以上 45km未満	45km以上 50km未満	50km以上 55km未満	55km以上 60km未満	60km以上 65km未満	65km以上 70km未満
支給月額	25,000円	27,600円	29,300円	32,100円	34,300円	37,300円	40,300円
距離（片道）	70km以上 75km未満	75km以上					
支給月額	43,200円	45,000円					

第7表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部 長 級 (非役員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
64.2 %	35.8 %	62.2 %	37.8 %	62.4 %	37.6 %

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第8表 民間における定年制の状況

その1 定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0 %	70.4 %	29.6 %	0.0 %

- (注) 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。  
 2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである（その2及びその3において同じ。）。

その2 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目	給与減額あり	60歳で減額		給与減額なし
課 長 級		69.2 %	43.2 %		30.8 %
非 管 理 職		59.8	34.4		40.2

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（その3において同じ。）。  
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

その3 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
73.8 %	76.2 %

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

### 3 職員給与関係資料



## 令和7年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となっている職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、令和7年4月における職員給与等の実態を調査したものである。

### 2 調査の対象

令和7年4月1日に在職する職員で、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号。以下「職員給与条例」という。）、市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長崎県条例第43号）の適用を受ける者とした。したがって、現業職員及び企業職員は含まれない。なお、これらの条例の適用を受ける職員であっても、次に掲げる者は除外した。

- (1) 臨時的任用職員
- (2) 休職中の職員
- (3) 停職中の職員
- (4) 育児休業中の職員
- (5) 療養休暇中の職員
- (6) 無給派遣中の職員
- (7) 定年前再任用短時間勤務職員
- (8) 暫定再任用職員
- (9) 会計年度任用職員
- (10) 定年が段階的に引き上げられることに伴い、職員給与条例附則第28項及び市町村立学校職員給与条例附則第26項により給料月額が決定される職員

### 3 調査の内容

令和7年4月分の給与、年齢、学歴、性別、経験年数等について調査した。

第9表 職員の給料表別職員数、平均年齢及び平均経験年数

区分 給料表	職員数		平均年齢		平均経験年数
	令和6年4月	令和7年4月	令和6年4月	令和7年4月	
全給料表	人 17,951	人 17,675	歳 42.4	歳 42.0	年 19.8
行政職給料表	4,199	4,194	41.5	41.1	19.5
公安職給料表	3,014	3,003	38.2	38.4	17.1
海事職給料表	73	72	46.0	46.0	26.5
教育職給料表(二)	3,088	3,065	44.3	44.1	21.3
教育職給料表(三)	7,080	6,841	43.7	43.1	20.4
研究職給料表	159	161	43.3	42.5	19.0
医療職給料表(一)	21	19	49.3	50.4	23.7
医療職給料表(二)	193	191	44.7	44.1	20.2
医療職給料表(三)	124	129	42.7	42.2	19.9

第10表 職員の給料表別平均給与月額

区分 給料表	給料	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	その他	合計
全給料表	円 362,951	円 9,840	円 2,744	円 5,451	円 6,683	円 8,410	円 396,079
行政職給料表	330,777	9,058	4,416	6,916	6,359	6,500	364,026
公安職給料表	342,034	15,240	3,391	1,771	4,956	7,753	375,145
海事職給料表	380,397	12,625	6,628	3,567	3,153	9,131	415,501
教育職給料表(二)	391,234	10,265	1,461	3,826	7,768	7,250	421,804
教育職給料表(三)	378,129	7,777	1,778	6,775	7,234	9,658	411,351
研究職給料表	382,488	10,724	1,940	5,528	7,684	669	409,033
医療職給料表(一)	550,611	7,684	86,395	63,916	5,853	247,145	961,604
医療職給料表(二)	368,633	10,903	2,251	5,242	4,707	18,286	410,022
医療職給料表(三)	348,860	5,000	2,278	4,569	6,102	6,671	373,480

(注) 1 「給料」には、給料の調整額、教職調整額を含む。

2 「その他」は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、特地勤務手当等である。

第11表 職員の給料表別、学歴別職員数及び構成比並びに性別職員数及び構成比

区分 給料表	学 歴 別 職 員 数 及 び 構 成 比										性 別 職 員 数 及 び 構 成 比			
	計		大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		男		女	
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
全 給 料 表	17,675	100.0	14,419	81.6	840	4.8	2,370	13.4	46	0.3	10,610	60.0	7,065	40.0
行 政 職 給 料 表	4,194	100.0	3,000	71.5	109	2.6	1,054	25.1	31	0.7	2,900	69.1	1,294	30.9
公 安 職 給 料 表	3,003	100.0	1,800	59.9	15	0.5	1,188	39.6			2,663	88.7	340	11.3
海 事 職 給 料 表	72	100.0	5	6.9	32	44.4	23	31.9	12	16.7	72	100.0		
教 育 職 給 料 表 (二)	3,065	100.0	2,872	93.7	87	2.8	103	3.4	3	0.1	1,731	56.5	1,334	43.5
教 育 職 給 料 表 (三)	6,841	100.0	6,328	92.5	513	7.5					2,990	43.7	3,851	56.3
研 究 職 給 料 表	161	100.0	158	98.1	2	1.2	1	0.6			121	75.2	40	24.8
医 療 職 給 料 表 (一)	19	100.0	19	100.0							9	47.4	10	52.6
医 療 職 給 料 表 (二)	191	100.0	151	79.1	40	20.9					115	60.2	76	39.8
医 療 職 給 料 表 (三)	129	100.0	86	66.7	42	32.6	1	0.8			9	7.0	120	93.0

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第12表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該当職員数	うち	うち	うち
		扶養親族である配偶者を有する者	扶養親族である子を有する者	配偶者・子以外の扶養親族を有する者
1 人	2,616	1,000	1,533	109
2 人	2,477	866	2,439	53
3 人	1,817	1,112	1,812	26
4 人	618	521	618	18
5 人	95	82	95	9
6 人 以 上	18	17	18	1
計	7,641	3,598	6,515	216

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。  
 2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、0.9人である。  
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、22,762円（平均扶養親族数は2.1人）である。

第13表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1		1							
2								3	2
3		2						6	2
4		1						8	1
5	20	15	30	1				9	3
6		15	32					2	8
7	1	30	23					1	
8		18	13						1
9	19	21	30				1	1	
10	2	12	21	1					
11	1	18	36	1					
12		25	17	3					
13	12	39	39	3					
14	8	19	22	1			4		
15	4	11	34	2			10		
16	3	30	23	2			4		
17	11	29	27	2			3		
18	10	19	25	4			2		
19	3	14	31	5			4		
20	1	18	24	3			3		
21	5	21	28	2			12		
22	8	25	19	3		1	2		
23	7	14	28	8			3		
24	7	6	17	6			4		
25	118	5	26	10		1	4		
26	4	1	24	10	1				
27	14	4	19	9			3		
28	11		17	11					
29	88	3	25	5			3		
30	14	2	25	8		1	1		
31	10	3	35	10			1		
32	3		17	11	1				
33	39		11	8			1		
34	26		13	12					
35	22	2	20	11					
36	7	1	20	7					
37	12	1	15	11					
38	10	1	13	6	1				
39	7	1	11	6		11			
40	6		13	16	2	6			
41	5		16	6		26	1		
42			22	8		18			
43			13	13	2	19			
44			14	6	2	19			
45			9	12	1	24	2		
46			15	6	2	8			
47			8	17	1	17			
48			11	14	2	25			
49		1	10	14	2	20			
50			6	12	3	13			
51			6	13	2	17			
52			5	12	6	11			
53			6	12	5	8			
54			1	14	7	7			
55			5	8	8	14			
56			2	20	5	10			
57			4	14	9	4			
58			4	8	5	4			
59			4	12	11	6			
60			1	14	11	3			
61			2	11	7	4			
62			3	19	13	5			
63			2	16	11	2			
64				13	9	3			
65			1	11	30				
66				22	24	1			
67			2	18	35				
68			1	7	34				
69				5	26	1			
70				11	29				
71			6	15	40				
72			3	15	35				
73			4	17	25	1			
74			1	12	34				
75			6	21	43				
76			2	13	38				

行政職給料表

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
77	人	人	人	人	人	人	人	人	人
78			3	9	30				
79			2	11	22				
80			3	11	19				
81				9	17				
82			3	11	23				
83				11	24				
84			4	5	22				
85			1	5	17				
86			1	119	158				
87			3						
88			2						
89			2						
90			2						
91			3						
92									
93			2						
94									
95			2						
96			5						
97			3						
98			5						
99			4						
100			3						
101			6						
102			3						
103									
104			4						
105			2						
106			2						
107			1						
108			2						
109			28						
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	518	428	1,119	850	854	310	68	30	17

適用職員数	4,194 人
-------	---------

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給を示し、該当人員0の号給は空欄とした（以下第13表の各表において同じ。）。

公安職給料表

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3	43								
4									
5	4								7
6									4
7	38								2
8									
9	1								
10									
11	8								
12	1								
13	34								
14									
15	2								
16									
17	32								
18	1								
19	26			1					
20	2								
21	32	32		2					
22									
23	34	19		2	1				
24	2	1		1					
25	33	50							
26	3	1							
27	10	12		4				2	
28	3	1						6	
29	13	65						6	
30	1	1		2				1	
31	4	14		3				2	
32	3	3		1				1	
33	3	54	1					2	
34	2	7		1	1				
35	2	12	1		1			2	
36		2		2				2	
37	3	38	11	5					
38		2		3					
39	1	23	7	3			1	3	
40	1	5	1		1				
41	1	40	16	2	1	1		1	
42		7	1	5	2	2	1	1	
43		20	13	3	1	1	8	2	
44		4	7	3	3	1	4	1	
45		48	30	4	3	1	2	1	
46		4	6	3		2			
47		19	15	5	5	2	6		
48		7	7	3	4	2	6		
49		31	17	4	5	2	6		
50		4	14	2	6	1	4		
51		6	22	4	4	1	5		
52		8	17	8	8		3		
53		14	15	6	6	1	5		
54		3	12	8	5	2	1		
55		7	17	9	6	1	2		
56		3	8	14	6	2	3		
57		9	19	10	5	3	3		
58		5	12	16	6	2	1		
59		3	17	11	5	2	2		
60			8	14	12	4	1		
61		1	22	12	12	2			
62			9	17	10	2	1		
63			14	8	8	3	1		
64			4	13	10	4			
65			19	4	11	8	2		
66			20	15	7	1			
67		1	15	11	7	2			
68			15	15	4	2	1		
69			14	8	9	1			
70			16	19	10	4			
71			10	18	3	4			
72			20	12	8	7			
73			6	16	12	3			
74			17	11	7	7			
75			9	14	7	3			
76			11	9	4	6			

公安職給料表

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
77	人	人	人	人	人	人	人	人	人
78			12	14	7	6			
79			7	13	15	4			
80			11	14	4	5			
81			9	13	5	3			
82			8	7	8	5			
83			7	10	1	6			
84			4	13	9	7			
85			5	8	15	1			
86			2	10	150	33			
87			2	8					
88			3	13					
89			1	10					
90			5	8					
91				4					
92				10					
93			1	6					
94				7					
95			3	7					
96			1	2					
97			1	9					
98				6					
99				7					
100			1	1					
101			1	6					
102				3					
103				5					
104			1	4					
105				5					
106			1	8					
107				5					
108			2	7					
109				6					
110			1	5					
111			1	4					
112				4					
113			1	4					
114				8					
115				7					
116				3					
117				2					
118				4					
119			1	4					
120				2					
121			1	6					
122			1	70					
123			1						
124									
125									
126									
127			1						
128									
129									
130									
131			3						
132									
133			1						
134									
135			2						
136			1						
137									
138			1						
139			1						
140			1						
141			2						
142									
143									
144									
145									
計	343	586	624	738	437	161	68	33	13

適用職員数	3,003 人
-------	---------

海事職給料表

号 給	1級	2級	3級	4級	5級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9			2	1	
10			2		
11					
12					
13					
14		1	1		
15					
16					
17					
18			1		
19			2		
20					
21				1	
22					
23					
24					
25					3
26			1		
27					1
28					
29				1	1
30					1
31			1		
32				1	
33					
34		1			
35			1		
36					
37					
38					1
39					2
40					
41				1	
42					
43					1
44				1	1
45					
46			1		
47					
48					
49				2	
50					
51					
52					1
53					
54					2
55					
56				1	
57					
58					
59				1	1
60					1
61					
62					
63				2	
64					
65					1
66				1	1
67				1	
68				1	
69			1		
70				1	2
71					1
72					
73				1	
74				1	1
75					
76					

海事職給料表

号 給	1級	2級	3級	4級	5級
77	人	人	人	人	人
78					
79				1	
80				2	1
81				1	1
82				1	
83					
84					
85					
86				2	
87					
88					
89				2	
90					
91				1	
92					
93				1	
94					
95				1	
96					
97				3	
計		2	13	33	24

適用職員数	72 人
-------	------

教育職給料表（二）

号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
1		37			
2					
3		4			
4					
5		36			
6	1	1			
7		8			1
8		5			1
9		40			2
10		1			
11		9			5
12		1			3
13		21			2
14	1	23			3
15	1	7		1	12
16	3	1			7
17	1	8			3
18	1	9			6
19		14			3
20		2			5
21	1	14			33
22	1	9			
23	1	15			
24	1	22			
25	2	16			
26		11			
27	2	9		1	
28		11		1	
29		19			
30	1	9		1	
31	2	13		2	
32		11			
33	1	11		2	
34		8		1	
35		9		5	
36		14		4	
37	2	18			
38	1	15		3	
39		12	1	1	
40		12		1	
41		12		2	
42		15		4	
43	2	8		6	
44		13		8	
45	1	28		5	
46	2	18		8	
47	1	17		2	
48		18		2	
49		12		5	
50		22		6	
51	1	13	1	6	
52	1	13	1	4	
53		17		3	
54	1	20	1	5	
55	1	10		7	
56		19		6	
57		21	1	7	
58		18		4	
59	3	15		3	
60		4		1	
61		9		23	
62		18			
63	2	19	1		
64		14	3		
65	1	13			
66		24			
67		7	2		
68		11			
69	1	13			
70	1	13			
71	3	17			
72	1	20	3		
73	1	18			
74	1	25			
75	1	24	2		
76		24	5		

教育職給料表（二）

号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
77		19	3		
78	2	26	1		
79	4	18	1		
80	3	17			
81	1	15	2		
82	1	27	2		
83	5	21	5		
84	1	25	2		
85	2	14	1		
86	2	25	2		
87	2	22			
88	2	19	2		
89	2	27	1		
90		17			
91		29	2		
92		20			
93	1	20			
94	4	23	2		
95	1	18	2		
96	2	20	1		
97	1	19			
98		24	2		
99	1	25			
100		10	4		
101	1	12	1		
102	2	14	3		
103		27			
104	2	12			
105	2	7	2		
106	1	20			
107	1	20			
108		9			
109	3	11			
110	1	18			
111	1	18			
112	3	15			
113		23			
114	2	22			
115	1	22			
116	1	16			
117	2	25			
118		22			
119	1	25			
120	1	14			
121		21			
122	1	15			
123	1	21			
124		21			
125	1	23			
126		30			
127		18			
128	1	11			
129		18			
130		23			
131	2	27			
132	3	22			
133		28			
134		19			
135		26			
136		25			
137		27			
138	1	26			
139		62			
140		39			
141	1	49			
142		57			
143		49			
144	1	31			
145	1	30			
146	1				
147					
148					
149	1				
150	1				
151	1				
152	3				
153	10				
計	140	2,637	62	140	86

適用職員数	3,065 人
-------	---------

教育職給料表（三）

号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
1	人	人	人	人	人
2					2
3		1			2
4					5
5		2			12
6		1			24
7		3			37
8					27
9					12
10					26
11		3			28
12		1			24
13		168			11
14		2			17
15		26			28
16		2		1	12
17		166			17
18		7			17
19		23			17
20		25		2	8
21		165			124
22		6			
23		16		1	
24		4		1	
25		52			
26		130			
27		20		1	
28		2			
29	1	39			
30		12			
31		81			
32		22			
33		14		1	
34		28		1	
35		39			
36		69	1		
37		29			
38		30		1	
39		37	1	1	
40		83			
41		34		2	
42		27		1	
43		20		1	
44		37		3	
45		57		4	
46		26		5	
47		29	1	1	
48		39		3	
49		46		4	
50		33		8	
51		28	1	5	
52		52	1	7	
53		37		5	
54		34		6	
55		34	1	9	
56		38	1	10	
57		52	1	10	
58		29		12	
59		32		12	
60		25	1	6	
61		46	1	15	
62		39	1	16	
63		31	2	15	
64		30		9	
65		51	1	11	
66		33	2	31	
67		31		18	
68		39		11	
69		29		15	
70		25	3	24	
71		25	1	14	
72		20	3	14	
73		25	1	9	
74		29		27	
75		24	1	18	
76		27	1	11	
77	1	30	1	12	
78		36	2	21	
79		30	1	17	
80		15		10	

教育職給料表（三）

号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
81	人	人	人	人	人
82		19	1	67	
83		26	2		
84		42	3		
85		34	5		
86		30	2		
87		35	3		
88		28	2		
89		10	4		
90	1	14	2		
91		34	3		
92		23	2		
93		9	1		
94		16	1		
95		27	1		
96		28	1		
97		13	3		
98		17	1		
99		25			
100		33	3		
101		20	2		
102		31			
103		23	1		
104		30			
105		20			
106		32			
107		30			
108		31			
109		20			
110		35			
111		27			
112		31			
113		24			
114		25			
115		26			
116		26			
117		39			
118		39			
119		26			
120		31			
121		32			
122		40			
123		37			
124		29			
125		30			
126		35			
127		30			
128		29			
129		33			
130		22			
131		32			
132		20			
133		31			
134		25			
135		24			
136		40			
137		45			
138		39			
139		47			
140		38			
141		58			
142		56			
143		57			
144		56			
145		63			
146		67			
147		55			
148		63			
149		79			
150		132			
151		169			
152		140			
153		132			
154		99			
155		86			
156		52			
157		99			
計	3	5,806	73	509	450

適用職員数	6,841 人
-------	---------

研究職給料表

号 給	1級	2級	3級	4級	5級
1	人	人	人	人	人
2		1			
3					
4					
5		3	4		1
6			6		2
7			1		10
8		1			4
9		5	1		
10		2			
11		1			
12			1		
13		1	3		
14		2			
15		1	1		
16			2		
17		2		1	
18			2		
19		2	1		
20		2			
21			2		
22			2		
23			3		
24		1	1		
25			2		
26		2			
27		1	2		
28					
29			1		
30					
31			2	1	
32		1		1	
33		2			
34					
35				1	
36				2	
37			1	1	
38		1			
39			3	1	
40			3	4	
41				1	
42			1		
43				1	
44				4	
45				4	
46					
47			1		
48			1	1	
49			1	2	
50					
51				2	
52			1	2	
53			1	2	
54				3	
55			1	4	
56				1	
57				6	
58			1		
59					
60					
61					
62					
63			1		
64					
65			2		
66			1		
67					
68					
69					
70			1		
71					
72			2		
73					
74			1		
75					
76					

研究職給料表

号 給	1級	2級	3級	4級	5級
77	人	人	人	人	人
78			1		
79					
80			3		
81			4		
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計		31	68	45	17

適用職員数	161 人
-------	-------

医療職給料表（一）

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人
2				1
3				1
4				1
5			1	5
6				4
7				1
8				1
9				1
10			1	
11				
12				
13				
14			1	
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73			1	
74				
75				
76				

医療職給料表（一）

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
77	人	人	人	人
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
計			4	15

適用職員数	19 人
-------	------

医療職給料表(二)

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5		3		5			
6			1	1			
7			1	1			
8							
9		1	2	1			
10				1			
11				2			
12			1	1			3
13		1					3
14							1
15					3		4
16							1
17		4					
18			2		1		
19					1		
20							
21		1				1	
22		3			3		
23		1			3		1
24					1	1	1
25					1		
26					2		1
27						1	
28		1			1		
29							
30				1		2	
31				1		2	
32						4	
33				1			
34						4	
35				1			
36				1	1		
37				1	1	3	
38				1			
39				1			
40				3	1	1	
41					1	3	
42					1		
43				1	2	3	
44					2	3	
45				3	1	3	
46				1	2	1	
47					2	1	
48					2	3	
49						2	
50				1	1	1	
51				1		2	
52			1		4	2	
53					1	6	
54					2		
55				1	1		
56					1		
57					1		
58					2		
59					1		
60					3		
61					4		
62							
63					1		
64					1		
65				1			
66							
67				1	1		
68					1		
69							
70							
71				2			
72							
73					1		
74				1	1		
75							
76							

医療職給料表(二)

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
77	人	人	人	人	人	人	人
78					4		
79							
80							
81							
82				1			
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90				1			
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109			1				
計		15	9	52	53	47	15

適用職員数	191 人
-------	-------

医療職給料表(三)

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5			1			
6			1			
7			1		1	
8					1	
9						
10					3	
11					2	
12			1			
13						
14					2	
15		3				
16					1	
17						
18						
19		5	1		1	
20						
21		1				
22		1				
23		1			1	
24		2			1	
25		2				
26		1				
27		1			1	1
28						
29		1				1
30						
31		1			1	
32		1			1	1
33		1			1	3
34						
35					2	
36						3
37					1	
38						1
39					1	
40						
41					1	
42						1
43						
44					1	1
45						
46					1	
47						
48						
49						
50						1
51						
52						
53					2	
54					1	
55						
56						
57						
58			1			
59						
60						
61						
62						
63					1	
64					1	
65			1			
66						
67					1	
68					1	
69			1		1	
70						
71				1		1
72						
73						1
74						1
75				1		1
76		1				1

医療職給料表(三)

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
77	人	人	人	人	人	人
78			1	1	1	
79						
80			1		3	
81						
82		1			2	
83						
84						
85					12	
86						
87						
88				1		
89						
90			1			
91			2			
92						
93						
94						
95						
96						
97			1	1		
98						
99				1		
100						
101						
102						
103						
104			1			
105						
106			1			
107			1			
108						
109				1		
110			1			
111			2			
112						
113						
114						
115						
116						
117			1			
118			1			
119						
120			1			
121			6			
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						

医療職給料表(三)

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
153	人	人	人	人	人	人
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計		23	29	29	37	11
適用職員数					129 人	

任期付職員の給料表別人員

給料表	職員数	摘要
特定任期付職員給料表	2人	特定任期付職員
行政職給料表	1	上記以外の任期付職員
教育職給料表（二）	3	
研究職給料表	1	
医療職給料表（一）	2	
医療職給料表（三）	1	
計	10	

- (注) 1 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項に定める給料表をいう。  
 2 特定任期付職員とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。  
 3 上記以外の任期付職員とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。  
 4 本表における任期付職員は、本表以外には含まない。



第14表 職員の給料表別、学歴別、年齢別平均給料月額等

給料表

行政職

役職

部長

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37										
38										
39										
40										
41										
42	1	517,100							1	517,100
43										
44										
45										
46										
47										
48										
49										
50										
51										
52										
53	2	528,000							2	528,000
54	1	533,400							1	533,400
55	1	481,000							1	481,000
56	1	477,500							1	477,500
57	5	521,420							5	521,420
58	6	508,633			2	505,450			8	507,838
59	4	513,125			1	530,100			5	516,520
60										
計	21	513,162			3	513,667			24	513,225
平均年齢		56.2 歳		歳		58.3 歳		歳		56.5 歳

(注) 平均給料月額には、「給料の調整額」及び「教職調整額」を含まない(以下第14表の各表において同じ。)

## 給料表

行政職

役職

次長

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37										
38	1	463,800							1	463,800
39										
40										
41										
42										
43										
44	1	441,100							1	441,100
45										
46										
47										
48	1	473,500							1	473,500
49	1	477,500							1	477,500
50										
51										
52										
53	2	466,350							2	466,350
54	3	477,333			1	450,900			4	470,725
55	6	459,017			1	436,300			7	455,771
56	2	471,150							2	471,150
57	3	459,200			1	477,500			4	463,775
58	5	454,760	1	468,800	1	433,700			7	453,757
59	8	442,488			6	445,383			14	443,729
60										
計	33	457,827	1	468,800	10	447,070			44	455,632
平均年齢		55.2 歳		58.0 歳		57.8 歳		歳		55.8 歳

## 給料表

## 行政職

## 役職

## 課長

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30	1	422,700							1	422,700
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37										
38	1	394,100							1	394,100
39	1	389,900							1	389,900
40										
41										
42										
43	1	399,800							1	399,800
44										
45	1	450,900							1	450,900
46										
47	2	407,850			2	409,500			4	408,675
48	6	413,050			1	408,100			7	412,343
49	10	409,220							10	409,220
50	15	414,687	1	407,500	2	408,550			18	413,606
51	20	419,010	1	409,800	4	408,550			25	416,968
52	31	418,039	1	410,900	4	408,625			36	416,794
53	30	414,197	1	409,000	5	410,780			36	413,578
54	28	418,932			6	414,950			34	418,229
55	23	414,770	2	411,150	6	409,800			31	413,574
56	35	410,657	2	409,350	7	408,757			44	410,295
57	31	412,761	1	409,000	5	408,460			37	412,078
58	17	411,312	1	409,000	12	408,592			30	410,147
59	22	410,500	1	407,500	17	409,059			40	409,813
60										
計	275	414,149	11	409,427	71	409,521			357	413,083
平均年齢		53.9 歳		54.7 歳		55.6 歳		歳		54.2 歳

## 給料表

## 行政職

## 役職

## 課長補佐

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33	1	361,700							1	361,700
34										
35										
36										
37										
38										
39										
40										
41	2	371,050			1	365,700			3	369,267
42					1	370,400			1	370,400
43	5	372,420			2	371,800			7	372,243
44	10	373,350							10	373,350
45	9	379,400			9	379,100			18	379,250
46	30	381,463			11	382,573			41	381,761
47	40	386,985			8	384,813			48	386,623
48	47	389,864			12	388,617	1	389,900	60	389,615
49	49	390,618	1	394,800	19	393,584	1	392,700	70	391,513
50	60	392,625	1	392,700	17	392,194	1	389,900	79	392,499
51	69	393,420	3	395,100	16	394,619	2	383,050	90	393,459
52	47	394,766	3	390,933	16	394,956	1	392,400	67	394,604
53	65	395,771	4	395,800	16	395,850	1	393,900	86	395,765
54	41	396,276	1	394,800	21	394,857	1	396,000	64	395,783
55	52	395,335	1	397,500	21	394,748			74	395,197
56	37	396,614	5	394,960	27	395,200	1	395,200	70	395,930
57	47	396,757	4	397,025	13	393,638			64	396,141
58	45	396,522	2	398,200	18	395,367	3	392,433	68	396,085
59	38	396,753	4	397,050	22	394,659	1	388,700	65	395,938
60										
計	694	392,696	29	395,469	250	392,490	13	390,931	986	392,702
平均年齢		52.1 歳		54.7 歳		52.7 歳		53.6 歳		52.3 歳

## 給料表

## 行政職

## 役職

## 係長

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33	1	273,300							1	273,300
34										
35	6	296,683			1	312,300			7	298,914
36	16	307,531			2	303,900			18	307,128
37	17	320,171			1	310,400			18	319,628
38	30	323,590			7	322,429			37	323,370
39	45	326,582			5	329,840			50	326,908
40	40	337,910	1	331,400	8	338,475			49	337,869
41	40	341,265	1	329,700	14	351,907	1	349,200	56	343,861
42	30	352,500			12	358,842			42	354,312
43	25	358,284			19	364,400	1	363,700	45	360,987
44	19	362,268	1	365,700	16	367,019			36	364,475
45	23	368,952			11	366,809	4	361,300	38	367,526
46	25	369,220	1	372,000	23	369,530	1	369,600	50	369,426
47	24	374,079	2	360,300	19	371,105			45	372,211
48	25	376,152	4	376,625	16	373,600			45	375,287
49	34	376,097			18	375,706	1	379,400	53	376,026
50	21	381,648	6	373,483	14	374,336	2	383,450	43	378,212
51	12	381,475	8	375,588	11	377,827	2	382,100	33	378,870
52	8	382,100	2	383,050	15	381,727			25	381,952
53	13	383,192	3	383,133	18	380,333			34	381,674
54	8	385,063			11	381,109	1	376,300	20	382,450
55	10	378,610			10	382,110			20	380,360
56	12	382,308	1	386,100	11	379,945			24	381,383
57	5	385,700	1	385,400	7	378,471	1	377,200	14	381,457
58	6	384,617			8	379,025			14	381,421
59	3	386,100			8	380,125			11	381,755
60										
計	498	354,955	31	372,855	285	368,711	14	370,836	828	360,629
平均年齢		44.5 歳		49.7 歳		48.1 歳		48.0 歳		45.9 歳

## 給料表

## 行政職

## 役職

## 主任主事等

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額								
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29	44	270,573			9	270,411			53	270,545
30	87	273,722			16	270,881			103	273,281
31	76	277,424			13	277,315			89	277,408
32	89	281,775	1	285,000	13	282,492			103	281,897
33	70	285,733			11	282,300			81	285,267
34	75	290,440	1	289,800	8	285,113			84	289,925
35	93	295,023	2	293,800	7	291,971			102	294,789
36	60	299,607	1	301,300	7	296,143			68	299,275
37	51	304,455	1	296,600	8	301,063			60	303,872
38	40	308,490			7	300,429			47	307,289
39	33	311,642	3	297,967	3	319,000			39	311,156
40	24	315,588	1	286,200	5	309,020			30	313,513
41	11	314,173	1	328,600	3	319,233			15	316,147
42	6	320,600			3	326,700			9	322,633
43	2	332,200			4	317,825			6	322,617
44	2	336,350	1	292,400	2	316,050			5	319,440
45	2	336,950	1	334,600	3	341,067			6	338,617
46	3	306,267	1	340,300	6	339,017			10	329,320
47	4	333,850			3	342,367			7	337,500
48	5	336,200	1	346,000	3	348,333			9	341,333
49	2	320,350	3	346,833	4	345,100			9	340,178
50	5	347,460	1	351,000	5	347,160			11	347,645
51	3	329,233			4	333,100	1	345,600	8	333,213
52	5	337,580			3	347,867			8	341,438
53	3	352,667	2	352,550	3	351,067			8	352,038
54	3	350,733			5	353,400	1	354,700	9	352,656
55	2	354,150	2	343,350	5	349,200	1	354,700	10	349,570
56	3	354,700	1	351,900	4	351,900			8	352,950
57	1	354,700			3	352,967	1	354,200	5	353,560
58	1	354,700			2	351,250			3	352,400
59	1	325,100			4	354,700			5	348,780
60										
計	806	292,929	24	321,563	176	307,834	4	352,300	1,010	296,441
平均年齢		34.8 歳		44.1 歳		39.9 歳		54.2 歳		36.0 歳

## 給料表

## 行政職

## 役職

## 主事・技師

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					20	188,000			20	188,000
19					22	194,509			22	194,509
20					23	202,043			23	202,043
21			1	209,000	24	207,371			25	207,436
22	103	220,000	1	215,200	27	214,996			131	218,932
23	94	224,890	5	223,780	23	223,048			122	224,498
24	106	230,588	3	232,500	17	227,576			126	230,227
25	87	236,782	1	239,000	18	236,567			106	236,766
26	84	244,588	1	243,400	28	244,718			113	244,610
27	73	249,100			22	246,541			95	248,507
28	73	254,573	1	256,400	16	253,694			90	254,437
29	23	255,778			9	256,589			32	256,006
30	13	256,515			2	254,700			15	256,273
31	7	257,471			2	246,950			9	255,133
32	2	267,050			2	246,950			4	257,000
33	1	256,400							1	256,400
34	3	264,133							3	264,133
35										
36	1	271,600							1	271,600
37	1	270,000			1	261,300			2	265,650
38	1	265,500			1	258,400			2	261,950
39	1	278,800							1	278,800
40					1	270,800			1	270,800
41										
42										
43										
44					1	269,300			1	269,300
45										
46										
47										
48										
49										
50										
51										
52										
53										
54										
55										
56										
57										
58										
59										
60										
計	673	237,510	13	229,185	259	223,654			945	233,598
平均年齢		25.2 歳		23.7 歳		23.5 歳		歳		24.7 歳

## 給料表

## 行政職

## 役職

## 計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額								
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					20	188,000			20	188,000
19					22	194,509			22	194,509
20					23	202,043			23	202,043
21			1	209,000	24	207,371			25	207,436
22	103	220,000	1	215,200	27	214,996			131	218,932
23	94	224,890	5	223,780	23	223,048			122	224,498
24	106	230,588	3	232,500	17	227,576			126	230,227
25	87	236,782	1	239,000	18	236,567			106	236,766
26	84	244,588	1	243,400	28	244,718			113	244,610
27	73	249,100			22	246,541			95	248,507
28	73	254,573	1	256,400	16	253,694			90	254,437
29	67	265,494			18	263,500			85	265,072
30	101	272,982			18	269,083			119	272,392
31	83	275,741			15	273,267			98	275,362
32	91	281,452	1	285,000	15	277,753			107	280,966
33	73	286,201			11	282,300			84	285,690
34	78	289,428	1	289,800	8	285,113			87	289,036
35	99	295,123	2	293,800	8	294,513			109	295,054
36	77	300,890	1	301,300	9	297,867			87	300,582
37	69	307,828	1	296,600	10	298,020			80	306,461
38	73	317,407			15	307,893			88	315,785
39	80	320,614	3	297,967	8	325,775			91	320,321
40	64	329,539	2	308,800	14	323,121			80	327,898
41	53	336,766	2	329,150	18	347,228	1	349,200	74	339,273
42	37	351,776			16	353,538			53	352,308
43	33	360,103			25	357,540	1	363,700	59	359,078
44	32	366,575	2	329,050	19	356,511			53	361,551
45	35	372,151	1	334,600	23	368,261	4	361,300	63	369,446
46	58	372,297	2	356,150	40	368,540	1	369,600	101	370,462
47	70	380,120	2	360,300	32	374,238			104	377,929
48	84	385,240	5	370,500	32	377,941	1	389,900	122	382,760
49	96	386,854	4	358,825	41	381,005	2	386,050	143	384,382
50	101	391,383	9	376,900	38	380,550	3	385,600	151	387,679
51	104	395,112	12	383,317	35	383,903	5	375,180	156	391,051
52	91	398,438	6	391,633	38	387,455	1	392,400	136	395,025
53	115	401,558	10	384,670	42	387,779	1	393,900	168	397,063
54	84	405,661	1	394,800	44	390,723	3	375,667	132	399,917
55	94	402,411	5	381,300	43	389,579	1	354,700	143	397,480
56	90	401,326	9	392,389	49	390,178	1	395,200	149	397,079
57	92	409,903	6	397,083	29	391,217	2	365,700	129	404,421
58	80	410,298	4	418,550	43	399,977	3	392,433	130	406,725
59	76	410,308	5	399,140	58	401,702	1	388,700	140	406,189
60										
計	3,000	328,340	109	355,014	1,054	332,446	31	376,871	4,194	330,424
平均年齢		40.4 歳		47.3 歳		42.4 歳		51.1 歳		41.1 歳

## 給料表

## 公安職

## 役職

## 計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					43	216,400			43	216,400
19					42	225,543			42	225,543
20					41	237,620			41	237,620
21					35	245,206			35	245,206
22	24	248,800			32	251,047			56	250,084
23	34	254,535			35	257,023			69	255,797
24	28	264,136			35	263,600			63	263,838
25	38	270,005			37	269,822			75	269,915
26	49	274,363			37	275,632			86	274,909
27	35	279,771			43	279,891			78	279,837
28	37	282,403			38	283,326			75	282,871
29	41	285,956			28	286,168			69	286,042
30	46	288,583			38	288,887			84	288,720
31	38	291,508			37	292,759			75	292,125
32	50	294,582			29	298,103			79	295,875
33	44	300,643			25	299,360			69	300,178
34	71	306,659			25	309,220			96	307,326
35	50	309,650			31	318,535			81	313,051
36	79	321,213			33	323,930			112	322,013
37	67	329,915			11	333,300			78	330,392
38	75	334,317			34	334,491			109	334,372
39	73	343,416			30	359,073			103	347,977
40	78	357,312			17	347,276			95	355,516
41	76	360,824			18	367,972			94	362,193
42	63	373,624			21	365,543			84	371,604
43	53	380,570			17	375,306			70	379,291
44	50	393,500	1	389,800	22	392,686			73	393,204
45	62	396,940			22	398,786			84	397,424
46	58	399,778			28	405,546			86	401,656
47	49	409,676	1	395,700	33	402,697			83	406,733
48	45	409,860	1	416,800	13	402,562			59	408,369
49	42	416,464	1	403,600	29	411,197			72	414,164
50	50	417,052	3	426,267	30	412,420			83	415,711
51	55	422,511	4	419,200	24	412,413			83	419,431
52	44	419,464	1	399,900	19	411,953			64	416,928
53	38	424,926	1	399,100	29	416,948			68	421,144
54	24	426,804	2	411,350	24	418,258			50	422,084
55	37	418,743			21	418,100			58	418,510
56	30	413,350			23	427,187			53	419,355
57	21	418,905			15	428,847			36	423,047
58	24	427,483			20	421,555			44	424,789
59	22	424,505			24	435,929			46	430,465
60										
計	1,800	351,438	15	412,213	1,188	326,899			3,003	342,034
平均年齢		40.0 歳		50.3 歳		35.9 歳		歳		38.4 歳

## 給料表

海事職

役職

計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額								
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21					1	258,000			1	258,000
22										
23										
24										
25					1	295,900			1	295,900
26			1	290,300	2	302,150	1	288,800	4	295,850
27			1	288,800					1	288,800
28										
29			3	315,033	1	309,100	1	280,300	5	306,900
30										
31										
32										
33										
34							1	290,300	1	290,300
35	1	352,200	1	354,500					2	353,350
36										
37	1	360,800			1	363,000			2	361,900
38							1	314,800	1	314,800
39										
40										
41							1	319,600	1	319,600
42			1	372,700					1	372,700
43					1	366,900			1	366,900
44			1	377,100	1	366,900	1	376,000	3	373,333
45			2	376,250					2	376,250
46			1	380,300	2	376,650	1	326,400	4	365,000
47			2	381,950			2	378,550	4	380,250
48			2	384,000					2	384,000
49	1	385,300			2	380,600	1	345,900	4	373,100
50			1	404,900	3	386,600			4	391,175
51					1	388,700	1	427,200	2	407,950
52	1	386,900	1	388,700					2	387,800
53					1	388,700			1	388,700
54			2	415,850					2	415,850
55			3	404,667					3	404,667
56			2	421,450					2	421,450
57			2	431,350	4	407,350	1	402,400	7	413,500
58			6	431,183					6	431,183
59	1	433,300			2	422,950			3	426,400
60										
計	5	383,700	32	388,288	23	369,178	12	344,067	72	374,494
平均年齢	46.4 歳		48.0 歳		45.2 歳		42.4 歳		46.0 歳	

## 給料表

## 教育職二

## 役職

## 計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額								
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20					1	211,200			1	211,200
21			1	230,800					1	230,800
22	37	246,300			3	231,500			40	245,190
23	44	252,236			3	234,900			47	251,130
24	61	257,654	1	257,000	3	243,200			65	256,977
25	54	263,250			4	247,300			58	262,150
26	40	274,033			1	249,400			41	273,432
27	52	282,621			1	252,900			53	282,060
28	55	289,149	2	285,600	1	269,000			58	288,679
29	40	295,478			1	254,100			41	294,468
30	48	304,585			1	295,900			49	304,408
31	49	310,829	1	278,500	1	271,400			51	309,422
32	41	312,932			1	309,500			42	312,850
33	74	321,718			2	296,150			76	321,045
34	47	328,534							47	328,534
35	57	333,642	3	298,233					60	331,872
36	65	337,857	2	330,000					67	337,622
37	39	346,346	1	343,900	3	306,533			43	343,512
38	56	353,346	3	319,433	3	308,933			62	349,556
39	57	356,579	2	328,750	1	271,400			60	354,232
40	78	362,094							78	362,094
41	66	368,877	1	354,800	2	325,250			69	367,409
42	62	371,794	1	275,300	2	306,250			65	368,292
43	82	377,995	1	319,900	1	301,000			84	376,387
44	87	381,748	1	318,600	1	382,400			89	381,046
45	100	386,518	3	355,633	5	306,320			108	381,947
46	107	393,230	3	337,500	2	308,100			112	390,217
47	93	398,281	3	371,100	2	314,750			98	395,744
48	96	404,404	4	388,925	2	320,800			102	402,158
49	105	412,137	3	411,100	2	333,950			110	410,687
50	135	413,641	3	386,033	2	332,300			140	411,887
51	116	416,134	8	360,275	4	388,100	1	333,200	129	411,158
52	93	417,817	3	422,567	6	397,500			102	416,762
53	98	427,355	5	428,160	7	385,657			110	424,738
54	115	425,569	3	414,767	12	386,033			130	421,670
55	115	427,304	5	392,920	7	374,886	1	333,200	128	422,359
56	130	426,697	7	376,300	3	402,333			140	423,655
57	109	428,569	6	380,383	8	384,788	1	383,800	124	423,052
58	88	428,236	2	422,450	1	418,400			91	428,001
59	81	430,863	9	398,667	4	403,975			94	426,636
60										
計	2,872	375,162	87	369,071	103	338,374	3	350,067	3,065	373,728
平均年齢		43.9 歳		48.9 歳		45.2 歳		54.3 歳		44.1 歳

## 給料表

## 教育職三

## 役職

## 計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20			1	225,500					1	225,500
21			6	233,100					6	233,100
22	168	246,300	5	244,980					173	246,262
23	213	252,076	2	249,200					215	252,049
24	229	257,458	5	254,640					234	257,397
25	193	263,992	1	257,000					194	263,956
26	167	273,196	2	273,700					169	273,202
27	162	284,170	2	283,550					164	284,163
28	153	291,477	4	279,675					157	291,176
29	131	298,477	4	289,775					135	298,219
30	130	303,626	1	280,300					131	303,448
31	124	310,561	1	297,700					125	310,458
32	130	316,916	1	313,000					131	316,886
33	113	321,779	1	321,400					114	321,775
34	94	328,173	1	307,800					95	327,959
35	119	332,362	1	328,400					120	332,329
36	112	338,161	2	323,350					114	337,901
37	104	343,600	5	323,720					109	342,688
38	104	348,597	2	336,150					106	348,362
39	106	354,403							106	354,403
40	95	363,223	2	331,100					97	362,561
41	106	366,344	1	352,600					107	366,216
42	110	374,224	6	360,417					116	373,509
43	93	377,840	4	378,000					97	377,846
44	104	383,273	4	355,750					108	382,254
45	118	386,604	4	347,300					122	385,316
46	177	393,102	9	359,100					186	391,457
47	138	393,878	12	363,208					150	391,424
48	155	399,893	12	388,042					167	399,041
49	166	404,190	18	393,089					184	403,104
50	214	406,286	20	395,700					234	405,381
51	258	409,850	25	398,072					283	408,809
52	228	412,751	25	399,928					253	411,484
53	237	414,845	45	405,382					282	413,335
54	263	418,042	47	408,019					310	416,522
55	278	419,129	48	408,283					326	417,532
56	266	417,574	38	412,182					304	416,900
57	277	420,913	40	410,273					317	419,570
58	250	419,785	49	411,969					299	418,504
59	243	419,271	57	411,302					300	417,757
60										
計	6,328	361,554	513	390,771					6,841	363,744
平均年齢		42.4 歳		51.4 歳		歳		歳		43.1 歳

## 給料表

## 研究職

## 役職

## 計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23	3	246,200							3	246,200
24	7	252,686							7	252,686
25	4	252,375							4	252,375
26	4	268,175							4	268,175
27	6	280,667	1	274,300					7	279,757
28	3	288,700							3	288,700
29	6	316,133							6	316,133
30	4	335,375							4	335,375
31	3	335,233							3	335,233
32	2	338,700							2	338,700
33	1	346,300							1	346,300
34	5	350,580	1	347,900					6	350,133
35	7	355,543							7	355,543
36	1	361,300							1	361,300
37	4	361,475							4	361,475
38	2	363,000							2	363,000
39	5	369,320							5	369,320
40	3	372,067							3	372,067
41	5	379,060							5	379,060
42	1	388,900							1	388,900
43	1	356,900			1	382,500			2	369,700
44	3	388,333							3	388,333
45	1	394,300							1	394,300
46	3	398,400							3	398,400
47	3	406,167							3	406,167
48	7	399,900							7	399,900
49	1	443,200							1	443,200
50	8	431,175							8	431,175
51	6	449,417							6	449,417
52	4	455,150							4	455,150
53	4	454,400							4	454,400
54	10	451,890							10	451,890
55	4	458,350							4	458,350
56	3	464,367							3	464,367
57	5	440,500							5	440,500
58	8	465,125							8	465,125
59	11	462,509							11	462,509
60										
計	158	383,179	2	311,100	1	382,500			161	382,280
平均年齢		42.6 歳		30.5 歳		43.0 歳		歳		42.5 歳

## 給料表

医療職一

役職

計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37										
38										
39	1	480,300							1	480,300
40	1	471,300							1	471,300
41										
42	1	555,900							1	555,900
43	1	549,800							1	549,800
44										
45	1	507,500							1	507,500
46	2	570,500							2	570,500
47	1	574,800							1	574,800
48										
49	2	511,750							2	511,750
50										
51										
52	2	572,650							2	572,650
53	1	581,400							1	581,400
54	1	574,800							1	574,800
55										
56	1	548,400							1	548,400
57										
58										
59										
60	1	583,900							1	583,900
61	2	574,450							2	574,450
62										
63	1	574,800							1	574,800
64										
65										
計	19	550,611							19	550,611
平均年齢	50.4 歳		歳	歳	歳	歳	歳	歳	50.4 歳	

## 給料表

## 医療職二

## 役職

## 計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23	3	232,500							3	232,500
24	4	244,275							4	244,275
25	3	247,000							3	247,000
26	3	252,367							3	252,367
27	3	264,000							3	264,000
28	1	269,400							1	269,400
29	4	281,550							4	281,550
30	4	287,100							4	287,100
31	8	284,388	2	285,850					10	284,680
32	1	293,000							1	293,000
33	3	303,400							3	303,400
34										
35	4	303,500							4	303,500
36	2	308,600							2	308,600
37	7	316,000	1	320,600					8	316,575
38	2	321,200							2	321,200
39	6	328,383	2	337,900					8	330,763
40	3	334,900							3	334,900
41	3	347,567							3	347,567
42	1	371,800							1	371,800
43	4	352,350							4	352,350
44	6	366,017	2	345,350					8	360,850
45	4	328,100	1	348,400					5	332,160
46	6	386,017	1	351,200					7	381,043
47	9	386,156	2	361,100					11	381,600
48	5	399,280	1	375,300					6	395,283
49	8	389,338	2	395,150					10	390,500
50	1	437,300	4	375,600					5	387,940
51	5	405,660	5	394,480					10	400,070
52	8	414,825	2	406,550					10	413,170
53	5	411,760	3	394,300					8	405,213
54	6	411,983	4	399,000					10	406,790
55	3	385,767	1	410,500					4	391,950
56	7	420,214	2	421,500					9	420,500
57	2	410,400	1	432,500					3	417,767
58	4	418,225							4	418,225
59	3	426,767	4	398,500					7	410,614
60										
計	151	351,459	40	379,825					191	357,399
平均年齢		42.6 歳		49.7 歳		歳		歳		44.1 歳

## 給料表

医療職三

役職

計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23	3	258,500							3	258,500
24	4	262,700							4	262,700
25	6	267,433							6	267,433
26	5	270,460	1	269,200					6	270,250
27	3	281,300							3	281,300
28	3	282,433							3	282,433
29										
30	2	299,400							2	299,400
31	1	300,800							1	300,800
32	5	299,640							5	299,640
33	2	301,350							2	301,350
34	2	310,350							2	310,350
35	2	312,400							2	312,400
36	2	306,250							2	306,250
37	5	320,820							5	320,820
38	2	338,350	1	309,400					3	328,700
39	2	342,200	1	304,300					3	329,567
40										
41	2	367,500	1	329,300					3	354,767
42	1	368,900	1	367,500					2	368,200
43	1	381,000							1	381,000
44	1	360,600	3	359,733					4	359,950
45			1	353,500					1	353,500
46	2	372,450	4	340,875					6	351,400
47	3	380,933	2	367,950					5	375,740
48	5	387,180	3	365,400					8	379,013
49	3	394,233	4	361,375					7	375,457
50	3	395,267	4	392,850					7	393,886
51	3	387,667	1	388,600					4	387,900
52	2	397,900							2	397,900
53	2	414,000	2	400,800	1	366,200			5	399,160
54	3	405,600	2	371,200					5	391,840
55			1	367,500					1	367,500
56	2	397,900	5	395,700					7	396,329
57	1	417,600	4	404,375					5	407,020
58	2	422,750							2	422,750
59	1	416,500	1	367,500					2	392,000
60										
計	86	335,055	42	368,774	1	366,200			129	346,274
平均年齢		38.6 歳		49.2 歳		53.0 歳		歳		42.2 歳

第15表 職員の給料表別、性別、年齢別職員数

年齢	行政職給料表		公安職給料表		海事職給料表		教育職給料表二		教育職給料表三	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	9	11	27	16						
19	12	10	29	13						
20	16	7	26	15			1			1
21	17	8	24	11	1		1		2	4
22	66	65	42	14			14	26	49	124
23	60	62	52	17			19	28	70	145
24	68	58	52	11			22	43	87	147
25	59	47	58	17	1		30	28	75	119
26	70	43	76	10	4		22	19	73	96
27	57	38	65	13	1		26	27	65	99
28	50	40	63	12			31	27	57	100
29	51	34	62	7	5		18	23	50	85
30	77	42	67	17			31	18	58	73
31	58	40	67	8			35	16	46	79
32	70	37	69	10			28	14	62	69
33	58	26	61	8			43	33	58	56
34	64	23	87	9	1		20	27	44	51
35	80	29	75	6	2		32	28	48	72
36	56	31	98	14			45	22	44	70
37	60	20	70	8	2		25	18	49	60
38	66	22	97	12	1		37	25	56	50
39	55	36	94	9			35	25	52	54
40	56	24	87	8			45	33	45	52
41	52	22	92	2	1		43	26	50	57
42	38	15	73	11	1		29	36	48	68
43	43	16	66	4	1		43	41	37	60
44	38	15	69	4	3		46	43	41	67
45	47	16	77	7	2		63	45	47	75
46	75	26	76	10	4		66	46	89	97
47	76	28	77	6	4		56	42	57	93
48	83	39	53	6	2		59	43	74	93
49	107	36	68	4	4		57	53	83	101
50	108	43	79	4	4		78	62	112	122
51	108	48	76	7	2		77	52	124	159
52	104	32	59	5	2		58	44	122	131
53	121	47	66	2	1		57	53	124	158
54	101	31	48	2	2		71	59	141	169
55	117	26	58		3		71	57	156	170
56	120	29	52	1	2		84	56	134	170
57	103	26	36		7		91	33	163	154
58	102	28	44		6		58	33	157	142
59	122	18	46		3		64	30	141	159
60										
61										
62										
63										
64										
65										
計	2,900	1,294	2,663	340	72		1,731	1,334	2,990	3,851

研究職給料表		医療職給料表一		医療職給料表二		医療職給料表三		合計		
男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
								36	27	63
								41	23	64
								43	23	66
								45	23	68
								171	229	400
3					3		3	204	258	462
5	2			4		1	3	239	264	503
1	3			1	2		6	225	222	447
2	2				3		6	247	179	426
2	5			1	2	1	2	218	186	404
3					1		3	204	183	387
1	5			2	2			189	156	345
3	1			3	1		2	239	154	393
1	2			2	8		1	209	154	363
	2				1		5	229	138	367
1				1	2		2	222	127	349
3	3						2	219	115	334
4	3			2	2		2	243	142	385
	1				2	1	1	244	141	385
4				3	5		5	213	116	329
2				2			3	261	112	373
5		1		5	3		3	247	130	377
3			1	2	1			238	119	357
3	2			2	1		3	243	113	356
1		1		1			2	192	132	324
2			1	3	1		1	195	124	319
3				4	4	1	3	205	136	341
	1		1	3	2		1	239	148	387
2	1		2	6	1	2	4	320	187	507
2	1		1	7	4		5	279	180	459
5	2			3	3		8	279	194	473
1		2		6	4		7	328	205	533
7	1			2	3	1	6	391	241	632
6				6	4		4	399	274	673
2	2		2	8	2		2	355	220	575
4		1		8			5	382	265	647
9	1		1	6	4	1	4	379	271	650
4				3	1		1	412	255	667
3		1		7	2		7	403	265	668
5				3			5	408	218	626
8				3	1		2	378	206	584
11				6	1	1	1	394	209	603
		1						1		1
		1	1					1	1	2
		1						1		1
121	40	9	10	115	76	9	120	10,610	7,065	17,675

第16表 職員の住居手当受給者の給料表別、住居種類別職員数及び平均家賃額等

給料表	区 分	借 家 等						計
		公営住宅	公社公団住宅	民営借家	民営借間 (光熱費別)	民営借間 (光熱費込)	賄い付下宿	
全給料表	職 員 数 (人)	10	4	4,632	33	2		4,681
	手当受給者の構成比 (%)	0.2	0.1	99.0	0.7			100.0
	家 賃 額 (円)	54,590	60,925	59,668	55,445	72,500		59,633
	住 居 手 当 額 (円)	22,620	27,350	25,242	24,290	28,000		25,233
行政職給料表	職 員 数 (人)			1,031	24	1		1,056
	手当受給者の構成比 (%)			97.6	2.3	0.1		100.0
	家 賃 額 (円)			60,159	55,845	70,000		60,071
	住 居 手 当 額 (円)			25,273	24,333	28,000		25,255
公安職給料表	職 員 数 (人)	1		586				587
	手当受給者の構成比 (%)	0.2		99.8				100.0
	家 賃 額 (円)	60,800		60,102				60,103
	住 居 手 当 額 (円)	27,900		25,351				25,355
教育職給料表二	職 員 数 (人)	1		928	2			931
	手当受給者の構成比 (%)	0.1		99.7	0.2			100.0
	家 賃 額 (円)	33,700		60,453	49,000			60,400
	住 居 手 当 額 (円)	14,300		25,594	22,000			25,574
教育職給料表三	職 員 数 (人)	7	3	1,966	3	1		1,980
	手当受給者の構成比 (%)	0.4	0.2	99.1	0.2	0.1		100.0
	家 賃 額 (円)	56,914	61,600	58,829	60,833	75,000		58,837
	住 居 手 当 額 (円)	22,857	27,500	24,995	26,400	28,000		24,995
その他の給料表	職 員 数 (人)	1	1	121	4			127
	手当受給者の構成比 (%)	0.8	0.8	95.3	3.1			100.0
	家 賃 額 (円)	53,000	58,900	60,974	52,225			60,619
	住 居 手 当 額 (円)	24,000	26,900	25,755	23,600			25,682

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、空欄となっている場合があり、また、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第17表 職員の給料表別、家賃額別職員数等

家賃額	行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表二	教育職給料表三	その他の給料表	計	職員数の割合
円	人	人	人	人	人	人	%
17,000 以下							
17,001 ~ 18,000							
18,001 ~ 19,000							
19,001 ~ 20,000		1	1	2		4	0.1
20,001 ~ 21,000							
21,001 ~ 22,000			1			1	
22,001 ~ 23,000							
23,001 ~ 24,000				1		1	
24,001 ~ 25,000	2			4		6	0.1
25,001 ~ 26,000							
26,001 ~ 27,000	1			1		2	
27,001 ~ 28,000			1	2		3	0.1
28,001 ~ 29,000	1			1		2	
29,001 ~ 30,000	4	2	4	13	1	24	0.5
30,001 ~ 31,000			1	3		4	0.1
31,001 ~ 32,000		2		4		6	0.1
32,001 ~ 33,000	3	2	1	5		11	0.2
33,001 ~ 34,000		1	2	1		4	0.1
34,001 ~ 35,000	8	4	5	24		41	0.9
35,001 ~ 36,000	1	2	2	4		9	0.2
36,001 ~ 37,000	3		1	3		7	0.1
37,001 ~ 38,000	4	3	6	8		21	0.4
38,001 ~ 39,000	6	2	1	9	2	20	0.4
39,001 ~ 40,000	28	10	14	53		105	2.2
40,001 ~ 41,000	1	3		5		9	0.2
41,001 ~ 42,000	3	3	5	14		25	0.5
42,001 ~ 43,000	10	12	9	23		54	1.2
43,001 ~ 44,000	4	4	4	12	2	26	0.6
44,001 ~ 45,000	30	18	22	53	2	125	2.7
45,001 ~ 46,000	10	4	5	21	1	41	0.9
46,001 ~ 47,000	17	11	12	23	2	65	1.4
47,001 ~ 48,000	29	5	17	39	7	97	2.1
48,001 ~ 49,000	17	4	18	44	1	84	1.8
49,001 ~ 50,000	63	35	52	137	11	298	6.4
50,001 ~ 51,000	16	8	13	29	1	67	1.4
51,001 ~ 52,000	27	15	19	43	1	105	2.2
52,001 ~ 53,000	36	23	19	61	5	144	3.1
53,001 ~ 54,000	26	12	31	42	5	116	2.5
54,001 ~ 55,000	71	36	64	137	4	312	6.7
55,001 ~ 56,000	31	10	31	59	4	135	2.9
56,001 ~ 57,000	30	21	23	65	2	141	3.0
57,001 ~ 58,000	48	23	42	92	5	210	4.5
58,001 ~ 59,000	26	15	25	47	2	115	2.5
59,001 ~ 60,000	64	30	63	140	12	309	6.6
60,001 ~ 61,000	21	14	17	39	6	97	2.1
61,001 ~ 65,000	133	95	151	261	15	655	14.0
65,001 以上	282	157	249	456	36	1,180	25.2
合計	1,056	587	931	1,980	127	4,681	100.0
平均手当額 (円)	25,255	25,356	25,575	24,995	25,683	25,233	—
平均家賃額 (円)	60,071	60,104	60,400	58,838	60,620	59,634	—

(注) 職員数の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、空欄となっている場合があり、また、内訳の合計と合計が一致しない場合がある。

第18表 職員の通勤手当受給者の給料表別、通勤方法別職員数及び平均通勤手当額等（月額）

給料表	区分	交通機関利用者						交通用具使用者				
		電車	バス	鉄道	船	2種類以上の交通機関	計	自転車	バイク	自動車	交通機関との併用	計
全給料表	職員数(人)	350	1,419	786	1	174	2,730	66	543	9,554	949	11,112
	手当受給者の構成比(%)	12.8	52.0	28.8		6.4	100.0	0.6	4.9	86.0	8.5	100.0
	通勤手当額(円)	5,365	14,234	13,146	8,400	26,021	13,533	3,506	6,320	9,617	26,199	10,836
行政職給料表	職員数(人)	248	838	521		114	1,721	22	123	1,049	230	1,424
	手当受給者の構成比(%)	14.4	48.7	30.3		6.6	100.0	1.5	8.6	73.7	16.2	100.0
	通勤手当額(円)	5,336	14,267	13,236		28,372	13,602	2,550	6,909	13,804	26,716	15,120
公安職給料表	職員数(人)	67	405	189		26	687	28	360	770	189	1,347
	手当受給者の構成比(%)	9.8	58.9	27.5		3.8	100.0	2.1	26.7	57.2	14.0	100.0
	通勤手当額(円)	5,308	13,852	13,144		22,507	13,151	3,350	6,030	10,194	21,604	10,540
教育職給料表二	職員数(人)	8	47	23		9	87	3	7	2,026	338	2,374
	手当受給者の構成比(%)	9.2	54.1	26.4		10.3	100.0	0.1	0.3	85.4	14.2	100.0
	通勤手当額(円)	5,248	17,376	17,488		21,082	16,674	3,500	9,486	11,873	29,725	14,398
教育職給料表三	職員数(人)	23	89	28	1	19	160	11	45	5,427	149	5,632
	手当受給者の構成比(%)	14.4	55.6	17.5	0.6	11.9	100.0	0.2	0.8	96.4	2.6	100.0
	通勤手当額(円)	5,888	12,166	10,401	8,400	15,660	11,346	4,509	6,244	7,803	22,525	8,174
その他の給料表	職員数(人)	4	40	25		6	75	2	8	282	43	335
	手当受給者の構成比(%)	5.3	53.4	33.3		8.0	100.0	0.6	2.4	84.2	12.8	100.0
	通勤手当額(円)	5,338	18,314	10,358		36,792	16,448	10,700	7,981	11,166	28,642	13,330

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、空欄となっている場合があり、また、内訳の合計と計が一致しない場合がある。



第19表 職員の交通機関利用者の給料表別、通勤手当額別（月額）職員数等

通勤手当額	行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表二	教育職給料表三	その他の給料表	計	職員数の割合
円	人	人	人	人	人	人	%
3,000 以下	1	2	1			4	0.1
3,001 ~ 4,000	9	1				10	0.4
4,001 ~ 5,000	15	26	1	3	1	46	1.7
5,001 ~ 6,000	371	75	16	32	13	507	18.6
6,001 ~ 7,000	143	63	3	17	7	233	8.5
7,001 ~ 8,000	157	75	3	17	4	256	9.4
8,001 ~ 9,000	35	38	2	5		80	2.9
9,001 ~ 10,000	138	44	10	9	4	205	7.5
10,001 ~ 11,000	22	29	2	6	2	61	2.2
11,001 ~ 12,000	161	22	7	10	2	202	7.4
12,001 ~ 13,000	108	73	3	12	6	202	7.4
13,001 ~ 14,000	62	27		9	2	100	3.7
14,001 ~ 15,000	40	13	1	5	1	60	2.2
15,001 ~ 16,000	20	19	1	6	2	48	1.8
16,001 ~ 17,000	54	32	3	3	4	96	3.5
17,001 ~ 18,000	23	5	1	4		33	1.2
18,001 ~ 19,000	21	4		3		28	1.0
19,001 ~ 20,000	11	3	2			16	0.6
20,001 ~ 21,000	18	5	2	3		28	1.0
21,001 ~ 22,000	12	25		3		40	1.5
22,001 ~ 23,000	78	24	9	4	9	124	4.5
23,001 ~ 24,000	7	2	1	1		11	0.4
24,001 ~ 25,000	14	4		2		20	0.7
25,001 ~ 26,000	3	1		1	1	6	0.2
26,001 ~ 27,000	1	1			1	3	0.1
27,001 ~ 28,000	3		1			4	0.1
28,001 ~ 29,000	17	17	3			37	1.4
29,001 ~ 30,000	5					5	0.2
30,001 ~ 31,000	94	50	9	5	12	170	6.2
31,001 ~ 32,000	3					3	0.1
32,001 ~ 33,000	5					5	0.2
33,001 ~ 34,000							
34,001 ~ 35,000	1	1				2	0.1
35,001 ~ 36,000	1	1			1	3	0.1
36,001 ~ 37,000	1				1	2	0.1
37,001 ~ 38,000	5	1				6	0.2
38,001 ~ 39,000	4	1	1			6	0.2
39,001 ~ 40,000	7					7	0.3

通勤手当額	行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表二	教育職給料表三	その他の給料表	計	職員数の割合
円	人	人	人	人	人	人	%
40,001 ~ 41,000					1	1	
41,001 ~ 42,000	2	1				3	0.1
42,001 ~ 43,000							
43,001 ~ 44,000	1					1	
44,001 ~ 45,000			2			2	0.1
45,001 ~ 46,000		1				1	
46,001 ~ 47,000							
47,001 ~ 48,000	4		1			5	0.2
48,001 ~ 49,000	3					3	0.1
49,001 ~ 50,000	1					1	
50,001 ~ 52,000	2		1			3	0.1
52,001 ~ 54,000	9		1			10	0.4
54,001 ~ 56,000	3					3	0.1
56,001 ~ 58,000	2				1	3	0.1
58,001 ~ 60,000	6					6	0.2
60,001 ~ 62,000	1					1	
62,001 ~ 64,000	5					5	0.2
64,001 ~ 66,000	1					1	
66,001 ~ 68,000	2					2	0.1
68,001 ~ 70,000	2					2	0.1
70,001 ~ 72,000	3					3	0.1
72,001 ~ 74,000		1				1	
74,001 ~ 76,000	2					2	0.1
76,001 ~ 78,000	1					1	
78,001 ~ 80,000							
80,001 ~ 82,000	1					1	
合 計	1,721	687	87	160	75	2,730	100.0
平均手当額 (円)	13,602	13,151	16,674	11,346	16,448	13,533	-

(注) 職員数の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、空欄となっている場合があり、また、内訳の合計と合計が一致しない場合がある。

第20表 職員の交通用具使用者の給料表別、通勤距離別職員数等

通 勤 距 離	行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表二	教育職給料表三	その他の給料表	計	職員数の割合
km	人	人	人	人	人	人	%
5 未満	300	411	441	1,337	84	2,573	23.2
5 ～ 9	294	298	399	1,815	61	2,867	25.8
10 ～ 14	237	186	285	1,187	41	1,936	17.4
15 ～ 19	136	156	290	638	44	1,264	11.4
20 ～ 24	120	82	246	308	28	784	7.1
25 ～ 29	68	56	191	166	21	502	4.5
30 ～ 34	62	61	127	78	14	342	3.1
35 ～ 39	54	49	172	50	10	335	3.0
40 ～ 44	40	25	73	30	10	178	1.6
45 ～ 49	25	9	49	14	7	104	0.9
50 ～ 54	20	7	48	3	5	83	0.7
55 ～ 59	12	4	22	3	3	44	0.4
60 ～ 64	14	2	16	1	2	35	0.3
65 ～ 69	11	1	9		3	24	0.2
70 ～ 74	5		2		1	8	0.1
75 ～ 79	7		1	1	1	10	0.1
80 ～ 84	5		1			6	0.1
85 ～ 89	7		1			8	0.1
90 ～ 94	5			1		6	0.1
95 ～ 99						0	
100 以上	2		1			3	
合 計	1,424	1,347	2,374	5,632	335	11,112	100.0
平均手当額 (円/月)	15,120	10,540	14,398	8,174	13,330	10,836	—

(注) 職員数の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、空欄となっている場合があり、また、内訳の合計と合計が一致しない場合がある。

第21表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上		
受給者	人 388	人 340	人 151	人 4	人 1	人 1	人 1	人 11	人	人	人	人 897	円 37,487

第22表 職員の管理職手当の支給状況

区分 部局	8種								
	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	
知事部局	部長	政策監	次長 参事監	参事監 (3種を除く)	課長	室長 企画監	参事	参事 (7種を除く)	
警察本部		部長	署長 (大規模)		課長 署長 (3種を除く)				
教育庁		政策監	教育次長	校長 (中高一貫校)	課長 校長	校長 事務局長	校長 副校長 教頭 事務長	教頭 事務長	8種のうち教職調 整額が支給され るもの
受給者	人 21	人 11	人 56	人 22	人 222	人 193	人 740	人 419	人 52
受給者計	1,736人								
手当受給者 1人当たり 平均手当月額	55,501円								

第23表 職員の地域手当の支給状況

区分	地域手当 支給区分							
	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	旧7級地	非支給地
人員	人 17,675	人 31	人 24	人 1	人 5	人 3	人 5,924	人 11,687
(構成比)	(100.0%)	(0.2%)	(0.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(33.5%)	(66.1%)
平均手当月額	円 2,744	円 64,625	円 79,685	円 38,696	円 28,181	円 15,055	円 7,488	円 —

- (注) 1 2級地については、医療職給料表(一)の適用を受ける職員を含む。  
 2 旧7級地については、平成17年1月3日現在の長崎市の区域にある公署等に勤務する職員数である。  
 3 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。



## 4 生計費關係



## 生計費関係

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和7年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食 料 費 … 食料  
 住 居 関 係 費 … 住居、光熱・水道、家具・家事用品  
 被 服・履 物 費 … 被服及び履物  
 雑 費 I … 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽  
 雑 費 II … その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」における令和7年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」の単身勤労者世帯について、並数階層の費用別支出金額を求め、これに消費動向の変動分を加味したものに、全国の費目別平均支出金額に対する本県の費目別平均支出金額の割合を乗じて算定した。

第24表 長崎市における費目別、世帯人員別標準生計費

費 目	世帯人員				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	30,470	41,150	52,640	64,110	75,590
住 居 関 係 費	38,930	50,530	42,170	33,810	25,450
被 服・履 物 費	4,030	2,900	4,620	6,340	9,870
雑 費 I	18,940	27,760	38,670	49,560	68,430
雑 費 II	24,840	40,430	52,900	65,380	81,070
計	117,210	162,770	191,000	219,200	260,410

